野田市こども計画

令和７年度から令和 11 年度まで

すべてのこども・若者が未来に希望を持ち、
ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる
「元気で明るい家庭を築ける野田市」

野田市子ども・子育て支援事業計画（第３期計画）
野田市母子家庭等及び寡婦自立促進計画（第５期計画）
野田市こどもの貧困解消対策推進計画
野田市こども・若者支援推進計画

令和７年3月

野　田　市

「こども」表記について

国では、こども基本法(令和４年法律第 77 号)の基本理念を踏まえ、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」の表記をしています。

計画書に記述する表記については、次のとおりとしています。

●次のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

（１)法令に根拠がある語を用いる場合の例

・公職選挙法「子供」

・子ども・子育て支援法「子ども」など

（２)固有名詞を用いる場合

・予算事業名「子ども医療費助成事業費」

・組織名「健康子ども部」「子ども家庭総合支援課」など

野田市こども計画の策定にあたって

市では、「子どもが未来に希望を持ち元気に明るく家族とともに笑顔で暮らせるまち・野田」を基本理念に掲げた「野田市エンゼルプラン」を策定し、子育て支援施策を総合的に取り組んでまいりました。

少子化対策は喫緊の課題とされる中、こどもや子育て世代を支援するため、市独自の施策として、子ども医療費助成の中学生までの無料化や高校生年代までの拡充、妊娠・出産支援としてあかちゃんお祝い金の支給や不育症及び不妊治療費の一部助成、保育士就労奨励金の支給などの保育士確保対策、小児医療を含むオンライン診療体制の整備、地域の子育て支援として児童センター整備に加え、若者の定住化促進を図るため、結婚新生活支援事業の実施、ひとり親家庭の支援として就業支援講習会や法律相談など養育費の取得促進に取り組むとともに、市内全ての公立小中学校 31 校を対象に、市長と話そう集会事業を実施し、こどもたちの意見を聞き、まちづくりに生かしております。

このたび、こども基本法(令和４年法律第 77 号)第 10 条第２項に定める市町村こども計画として、令和７年度から令和 11 年度までを計画期間とする「野田市こども計画」を、子ども・子育て支援事業計画、母子家庭等及び寡婦自立促進計画、こどもの貧困解消対策推進計画及びこども・若者支援推進計画を包含し策定いたしました。

基本理念は、「すべてのこども・若者が未来に希望を持ち、ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる元気で明るい家庭を築ける野田市」と定めました。この理念のもと、こどもたちがすこやかに成長できるよう、また、安心して家庭を持ち、こどもを育てられる環境を整えるため、施策の充実に努め、家庭や地域の子育て支援力の向上を目指しまいります。

引き続き市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたりご審議いただいた「野田市児童福祉審議会」の委員の皆様をはじめ、意識調査や、パブリック・コメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に心より感謝いたします。

令和７年３月

野田市長　鈴木　有

目　　次

■総　論

第１章　こども計画の概要
１　国・県・市の取組状況 1
２　健康スポーツ文化都市宣言 9
３　計画策定の趣旨・位置付け 10
４　計画期間 11
５　計画の対象 11
６　計画の推進体制 12

第２章　こども・若者及び子育て家庭をめぐる現状
１　人口の動向 13
２　家族構成の動向 15
３　就労の動向 18
４　こどもを取り巻く環境の動向 19

第３章　子育て支援の環境
１　子育てに関する意向調査の結果 21
２　子育て支援サービスの提供と利用の動向 38

第４章　基本理念と基本目標
１　計画の基本理念 45
２　計画の考え方 46
３　計画の基本目標 47
４　計画の施策の主なポイントと新たな取組について 49

第５章　サービス供給の事業量と確保量
１　子ども・子育て支援制度について 52
２　事業計画における区域設定の考え方 53
３　教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策 54
４　地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策 57
５　教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保について .. 69
６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について 69
７　放課後児童対策パッケージに基づく行動計画について 70

■各　論

第６章　施策の体系 73

第７章　基本目標１における施策・事業内容
１　こども・若者の権利擁護と意見反映の推進..... 74
２　遊びや体験活動の推進..... 80
３　こども・子育て支援環境の整備の推進..... 92
４　こども・若者が活躍できる機会づくりの提供..... 100
５　こども・若者への切れ目のない保健や医療の提供..... 105
６　こどもの貧困対策の推進..... 111
７　障がい児支援、医療的ケア児等への支援の推進..... 122
８　児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.. 133
９　こども・若者を犯罪等から守る取組の推進..... 139

第８章　基本目標２における施策・事業内容
１　【妊娠前から幼児期】
　切れ目のない保健や医療の確保 149
２　【誕生後から幼児期】
　幼児教育や保育の質の向上及び受入れ体制整備の推進 157
３　【学童期・思春期】
　こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境づくりの推進 168
４　【青年期】
　結婚や就職を希望する若者への定住支援の推進 185

第９章　基本目標３おける施策・事業内容
１　子育てや教育に関する経済的な負担軽減の推進..... 189
２　地域子育て支援、共働きや共育ての推進及び男性の家事・子育てへの参画の推進. 192
３　ひとり親家庭への支援の推進 202

■総　論

第１章　こども計画の概要

１　国・県・市の取組状況

（１）我が国全体における少子化の要因とその現状

内閣府の少子化社会対策大綱中間評価によると、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由等、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。その上で、少子化を「既婚者の問題」、「女性やこどもの問題」とするではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされています。一方で、少子化対策は、社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、これから生まれてくるこどもや今を生きているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められています。

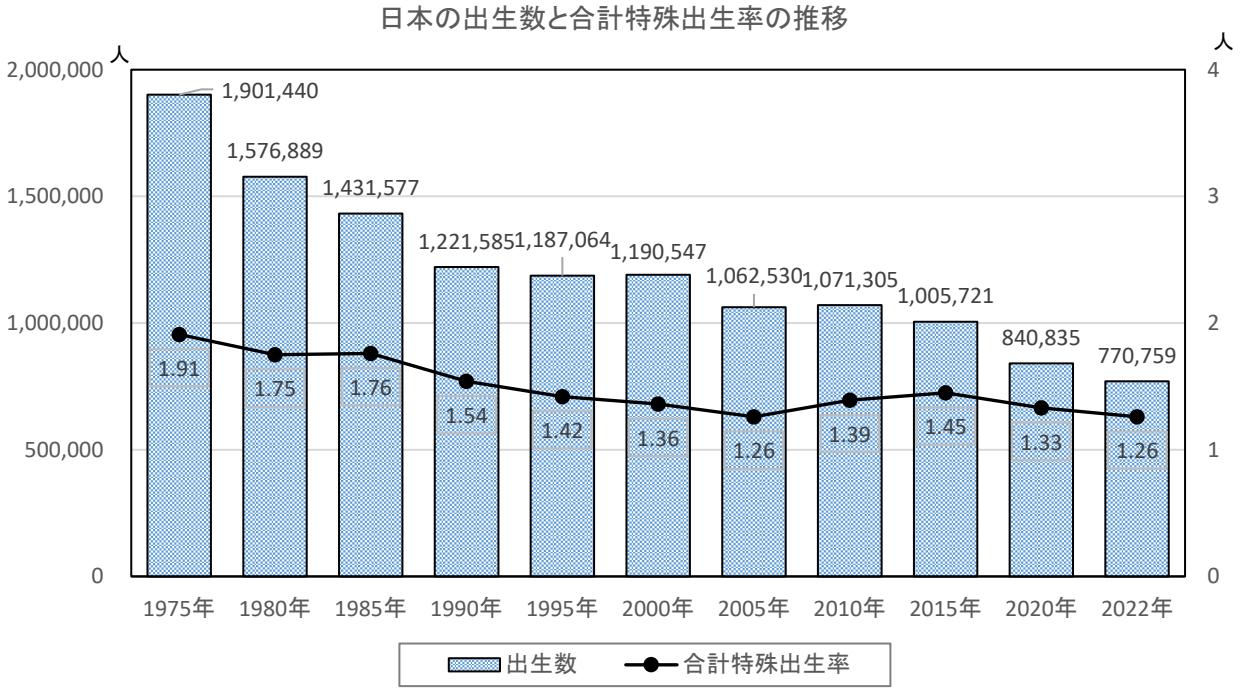

資料：人口動態統計

（２）国の取組

【次世代育成支援対策推進法の制定】

平成 15 年、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的とし、地方公共団体や事業主に行動計画の策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等子育て支援に関する 10 年間の集中的・計画的な施策を進めることになりました。

このように地域レベルの取組が進められる一方で、国として少子化対策に対する基本法制定の機運が高まり、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」を制定し、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策大綱を策定することを政府に義務付けました。

【子ども・子育て関連３法の制定】

社会問題となっている少子化の問題や、待機児童の解消等、子育てを支援するための環境を整えるため、平成 24 年に「子ども・子育て関連３法」が制定され、同法に基づき平成 27 年度から施行する「子ども・子育て支援新制度」では、これまでバラバラだった給付制度、財源を一元化した、教育・保育の新しい仕組みを構築し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援等を柱として総合的に推進していくこととしています。

【新しい経済政策パッケージの策定】

平成 29 年 12 月８日、「人づくり改革」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。このうち「人づくり改革」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等、２兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、こどもたちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。

【こども基本法の成立】

これまで、こどもについての包括的な権利や基本方針を定めた基本法が存在しませんでしたが、令和４年６月に、こどもを権利の主体として位置づけし、また、その権利を保障した総合的な法律である、こども基本法が成立し、令和５年４月から施行されました。基本理念として、全てのこどもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに差別的扱いを受けることがないようにすること、適切に養育され、教育を受ける権利が等しく与えられること、自己に関係する全ての事項に意見を表明し、多様な社会活動に参加する機会が保障される等が掲げられています。

【こども家庭庁の創設】

こども家庭庁は、令和４年６月にこども家庭庁設置法が成立し、令和５年４月に「こどもまんなか社会」の実現に向けて設置されました。こども家庭庁は、これまで、各省庁でそれぞれに担われてきた役割を一本化し、また、新規の政策課題にも取り組むなど、こども政策に関しての強い司令塔機能を持つ組織となっています。

【母子家庭等及び寡婦自立支援】

ひとり親家庭等の支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条第１項の規定に基づき、平成 20 年４月に策定された「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成 27 年４月、令和２年４月改訂）に基づき、母子家庭等に対する子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済支援を柱として総合的な支援施策を推進し、着実に進めるとしています。

【こどもの貧困解消対策】

こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成 26 年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、その後、こども大綱において、こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくることが明記されたことを踏まえ、法律の名称に貧困の解消を入れることとし、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が令和６年９月に施行され、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として推進することとされました。

【こども・若者支援】

平成 22 年４月に子ども・若者育成支援を総合的に推進することを目的に「子ども・若者育成推進法」が施行され、その後もこども・若者を取り巻く状況は変化し、生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化等、深刻さを増す中で、第３次「子供・若者育成支援大綱」が令和３年４月に策定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」、「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」、「子供・若者の成長のための社会環境の整備」、「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」を５本柱として取組を推進することとしています。

【ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進】

ＳＤＧｓとは、平成 27 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において国際社会全体の開発目標として、2016 年から 2030 年までの 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の目標があり、人権、社会、経済、地球環境等、様々な分野の課題が分類されています。

ＳＤＧｓは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、「経済」「社会」「環境」をめぐる広範な課題に統合的に取り組んでいくためには地方自治体の取り組みが不可欠であることから、本計画における基本理念及び基本目標を推進し、各種施策を実施していくことで、ＳＤＧｓの目標へとつながっていきます。

【子ども・子育てに関する近年の動向と野田市の取組)】

年度	法令、制度等	市
平成 11 年	少子化対策推進基本方針	エンゼルプラン
平成 13 年	待機児童ゼロ作戦	
平成 15 年	少子化社会対策基本法	
	次世代育成支援対策推進法	
平成 16 年	少子化社会対策大綱(第一次)	
平成 17 年		新エンゼルプラン(前期計画)
平成 20 年	新待機児童ゼロ作戦	
平成 22 年		新エンゼルプラン(後期計画)
平成 24 年	子ども・子育て関連３法	
平成 25 年	待機児童解消加速化プラン	
平成 27 年	少子化社会対策大綱(第三次)	エンゼルプラン(第４期計画)
平成 28 年	ニッポン一億総活躍プラン	
平成 29 年	新しい経済政策パッケージ	
令和元年	幼児教育・保育の無償化	
令和２年		エンゼルプラン(第５期計画)
令和４年	こども基本法	
令和５年	こども大綱	エンゼルプラン(中間見直し)

【ひとり親家庭施策及びこどもの貧困対策推進に関する近年の動向と野田市の取組】

年度	法令、制度等	市
平成 14 年	母子家庭等自立支援大綱	ひとり親家庭支援総合対策プラン
平成 15 年	母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法	
平成 18 年		ひとり親家庭支援総合対策プラン（改訂版）
平成 20 年	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針	
平成 22 年	改正児童扶養手当法 (父子家庭を受給対象に拡充)	ひとり親家庭支援総合対策プラン（第２次改訂版）
平成 24 年	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法	
平成 25 年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	
平成 26 年	子供の貧困対策に関する大綱	
平成 27 年	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針	
平成 28 年	改正児童扶養手当法 (第2子以降の加算額を倍増)	ひとり親家庭支援総合対策プラン（第３次改訂版）
令和元年		ひとり親家庭支援総合対策プラン（第４次改訂版）
令和２年	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針	
令和6年	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(改正)	

【こども・若者に関する近年の動向と野田市の取組】

年度	法令、制度等	市
平成 22 年	子ども・若者育成推進法	
令和３年	子供・若者育成支援推進大綱	

（３）千葉県の取組

千葉県では、平成 17 年に「千葉県次世代育成支援行動計画」を策定し、「新たな地域像」による子育て支援を目指して、次世代育成支援のために必要な施策を実施しており、次世代法の延長に合わせ令和６年まで継続して必要な施策に取り組んでいます。

平成27年３月には、同年４月からの「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に合わせ、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、待機児童の解消に向けた保育所等の整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、特に専門性の高い施策の推進を図っています。

令和元年度には、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を見直し、教育・保育の無償化の円滑な実施に向けた市町村との連携や子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策の調整について、引き続き対策を講じています。

令和６年度には、「千葉県子ども・子育て支援プラン 2020」、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」、「千葉県青少年総合プラン」、「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を包含した、千葉県こども計画を作成し、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進していきます。

（４）野田市の取組

①子ども・子育て支援をめぐる取組

野田市は、平成 12 年３月、「子育ての基本は家族に、子育て支援は地域ぐるみで」を視点に『子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち』を基本理念に「野田市エンゼルプラン」を策定し、以来、プランに基づき、子育て支援に関する施策に取り組んできました。

このプランは、民間活力の導入と多様な子育て支援を主な柱としており、未来の宝であるこどもの健やかな成長を、地域社会全体で育むことが、親や家庭、地域の安定と成長をもたらすという考えのもと、児童に関する政策の各分野を総合的に網羅し、こどもの健全育成と子育て支援に関する施策の基本指針として策定しており、プランに基づき就労と子育ての両立支援、家庭養育力の向上や、こどもが安全に安心して暮らせるための環境の整備等を積極的に進めてきたところです。

平成 27 年３月には、子ども・子育て支援法で策定が義務付けられている「市町村支援事業計画」を包含する形で、５年間の「野田市エンゼルプラン（第４期計画）」として見直し、教育・保育と子育て支援の量の見込みや確保内容を示すとともに、待機児童対策、児童虐待防止対策、ひとり親家庭の支援等を引き続き重点施策として取り組んできました。

さらに、令和２年３月には「野田市エンゼルプラン（第５期計画）」として策定するとともに、令和４年３月には、教育・保育の無償化の影響もあり、本プランにおける「量の見込み」及び「確保の内容」が実績と乖離している部分があることから、プランの見直しを行い、既存事業の整理、拡充し、こどもと子育て世帯へのさらなる支援を進めてきました。

②児童虐待防止への取組

児童虐待への野田市の取組は早く、平成 12 年の児童虐待防止法の施行後まもなく、「野田市児童虐待防止対策連絡協議会」を立ち上げ、関係機関との連携により虐待の未然防止及び早期発見に対応する体制を構築し、さらに平成 14 年には、児童虐待防止に子育て支援との連携の二本の柱を掲げ「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」（平成 23 年度に一部見直し）を策定し、国の施策に先駆けた形で進めました。平成 18 年５月には、児童福祉法の改正を受け、連絡協議会を代表者会議、実務者会議、個別支援会議による三層構造の「野田市要保護児童対策地域協議会」に移行しました。また、平成 28 年６月の児童福祉法の改正を受け、令和元年 10 月には、児童虐待防止対策の強化として、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を持つ子ども家庭総合支援課を設置しました。

令和４年３月には、児童虐待とドメスティック・バイオレンスは密接に関係することから、児童虐待とドメスティック・バイオレンスを一本化した「野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を新たに策定し、さらに、令和６年１月には、依然として児童虐待が後を絶たず、全国的にもその件数が増加しており、大きな社会問題にもなっていることから、児童、高齢者及び障がい者ごとに、実務の具体的なルールを規定した「野田市虐待防止条例」を施行し、虐待防止対策への取り組みを強化しております。

③ひとり親家庭等支援への取組

ひとり親家庭等の支援については、国の「母子家庭等自立支援対策大綱」と同時期の平成 14 年 11 月、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定するなど、野田市は早くから取り組み、平成 18 年３月には、プランを「母子及び寡婦福祉法に基づく自立促進計画」として改訂し、厳しい生活状態にあるひとり親家庭の自立支援を目的に、父子家庭等支援手当制度等野田市独自の施策を進めてきたところです。

その後、改訂を重ね、ひとり親家庭等個々の状況に応じた母子・父子自立支援プログラムの策定や、市の無料職業相談所と連携したひとり親家庭等向け求人情報の開拓、収入を増やすための転職や資格取得を希望するひとり親が多いことやこどもの最終進学目標を大学以上としていること等から、ひとり親家庭等とそのこどもの将来の自立に向けた支援に取り組んできました。

また、令和５年度には、養育費の公正証書等作成支援や弁護士による法律相談を年３回から４回に増やし、養育費取得のための支援策を強化しています。

④こどもの貧困対策に係る取組

野田市のこどもの貧困対策としては、特に厳しい生活環境に置かれているひとり親家庭を支援するため、子育て支援、就労支援、居住支援、経済的支援、養育費確保支援等、自立に向けた支援策を総合的・計画的に推進してきました。

また、平成 28 年度までは、経済的な理由により学校以外に学習の機会の少ない家庭等の中学校１年生から３年生までを対象とする「ステップアップセミナー」として実施していたものを、平成 29 年度から市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高

めるための学習支援の場として「子ども未来教室」を実施しました。平成 30 年度からは、中学生に加え、授業への理解の差が目立ってくる市内公立小学校３年生も対象として学習支援を行っています。

　これまで、こどもの貧困の実態把握は難しく、的確に把握するための調査には多くの課題があったことに加え、こどもの貧困対策計画の策定が努力義務であったことから、国の動きを注視し、市として計画を策定する段階にはないと判断していましたが、こども基本法において、子育て関係計画を包含し一体的に策定できるとされたこと、また、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、本計画に包含し策定します。

⑤若者に対する支援の取組

　近年、少子高齢化の急速な進行等、若者を取り巻く環境は大きく変化し、青少年に関する問題も多様化、複雑化しています。こうした中で野田市ではこども・若者が自らの居場所を得て、成長し、社会全体で支える社会づくりに取り組むため、就労支援、雇用と経済的基盤の安定、結婚支援等、青年期で起こりうる問題に対して幅広い施策を実施しています。

2　健康スポーツ文化都市宣言

（1）健康スポーツ文化都市について

野田市が目指す「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現には、市民の皆様が「健康」であることが前提です。「健康」は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。

また、昨今の社会情勢や生活環境の変化に伴い、これから必要となるものが人間力、言い換えれば、社会を力強く生きていくための総合的な力を身につけていく必要があります。

そこで、日々の生活を健康に過ごし、こどもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和５年４月１日に「健康スポーツ文化都市」を宣言しました。

（2）本計画における取組について

本計画における基本理念及び基本目標を推進し、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、児童福祉施策を推進していきます。

健康スポーツ文化都市
Well-being Sports Culture City

健康スポーツ文化都市宣言

令和５年４月１日　野田市

健康は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。
生涯にわたり豊かに生き生きと健やかな生活を送るため、心身ともに健康を維持します。さらに、先人が培ってきた歴史や文化、豊かな自然に誇りを持ち、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、ここに『健康スポーツ文化都市』を宣言します。

１　健康への関心を持ち、スポーツに親しみ、豊かな心とからだをつくります。
１　郷土の歴史や伝統を学び、恵まれた文化や豊かな自然に誇りを持ち、次世代に繋いでいきます。
１　健康を維持し、スポーツや文化活動を通じて、人間力の向上を図り、人づくり、まちづくりに繋げ、明るく生き生きとした地域の輪を広げます。

3　計画策定の趣旨・位置付け

（1）本計画策定の趣旨

子育て支援とこどもの健全育成に関する施策を包括した具体的な計画である「野田市エンゼルプラン」について、令和６年度が計画の最終年度となることから、令和７年度から 11 年度を計画期間とする、こども基本法に基づく「野田市こども計画」を５年間の新たな計画として策定するものです。

（2）本計画の位置付け

野田市こども計画は、こども基本法において、こども・若者施策に関する事項を定めるものと一体として策定できるとされているため、これまで別立てで策定してきた「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（母子家庭等及び寡婦自立促進計画）」についても、本計画に組み入れることとし、子ども・子育て支援事業計画（第３期計画）、こどもの貧困解消対策推進計画、子ども・若者支援推進計画の子育て関連計画を包含する計画として位置付けます。

また、「野田市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画との整合を図るものとし、施策の推進にあたっては「野田市行政改革大綱」の方針に沿って進めてまいります。

【個別計画を別立てとする重点施策について】

本計画は、児童虐待防止対策を重点施策として位置付けるとともに、「野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を別立てで策定し、更なる虐待防止に努めてまいります。

【各計画の関係図】

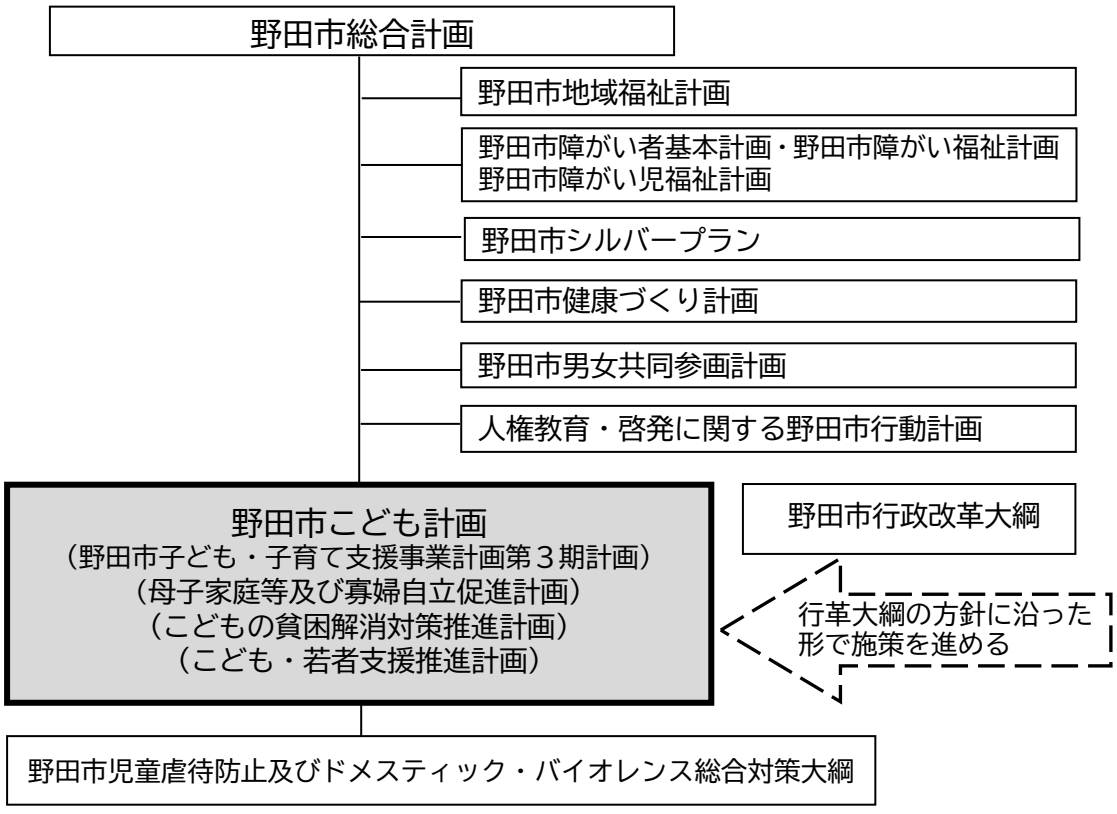

4　計画期間

計画期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。
なお、計画期間の中間年度である令和９年度に見直しを行います。

<table>
<tr><td>H12～16 年度</td><td colspan="2">17～21 年度</td><td colspan="2">22～26 年度</td><td>27 年度</td><td>28～31 年度</td><td colspan="2">R２～６年度</td><td>R７～11 年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">エンゼルプラン全体の計画期間</td><td colspan="3">延長期間</td><td>こども計画期間</td></tr>
<tr><td>①エンゼルプラン
初期計画期間</td><td colspan="2">②新エンゼルプラン
前期計画期間</td><td colspan="2">③新エンゼルプラン
後期計画期間</td><td colspan="2">④エンゼルプラン
４期計画期間</td><td colspan="2">⑤エンゼルプラン
４期計画期間</td><td>⑥こども計画
１期計画期間</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">次世代育成支援対策推進法</td><td colspan="4">子ども・子育支援法</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">前期行動計画</td><td colspan="2">後期行動計画</td><td colspan="2">第１期計画</td><td colspan="2">第２期計画</td><td>第３期計画</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td><td>母子家庭等及び寡婦自立促進計画</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td><td>こどもの貧困解消対策推進計画</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td><td>こども・若者支援推進計画</td></tr>
</table>

5　計画の対象

こども大綱が目指す、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会という考え方の下で、これから生まれてくるこどもや、今を生きているこどもとともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据え支援するため、計画の対象を施策によって０歳から 39 歳までとし、行政、地域、企業等、こども・若者と子育てに関係するすべての関係者を含みます。

6　計画の推進体制

（１）関係者の連携・協働（野田市児童福祉審議会における進行管理）

こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体の連携を確保することが重要であり、児童福祉審議会では、子ども・子育て支援法に基づく施策の推進に関し、必要な事項や実施状況を調査審議する役割を担っていることから、引き続き計画全体の進行管理にあたります。

（２）地域における連携・協働体制の構築

子育て支援を行うＮＰＯやボランティア団体、社会福祉協議会等の地域における活動は、子育てをする家庭が発する生の声が集まる拠点でもあることから、計画を推進するに当たり、これら地域の組織・団体等と随時連携を図ることとします。

【計画の推進体制のイメージ】

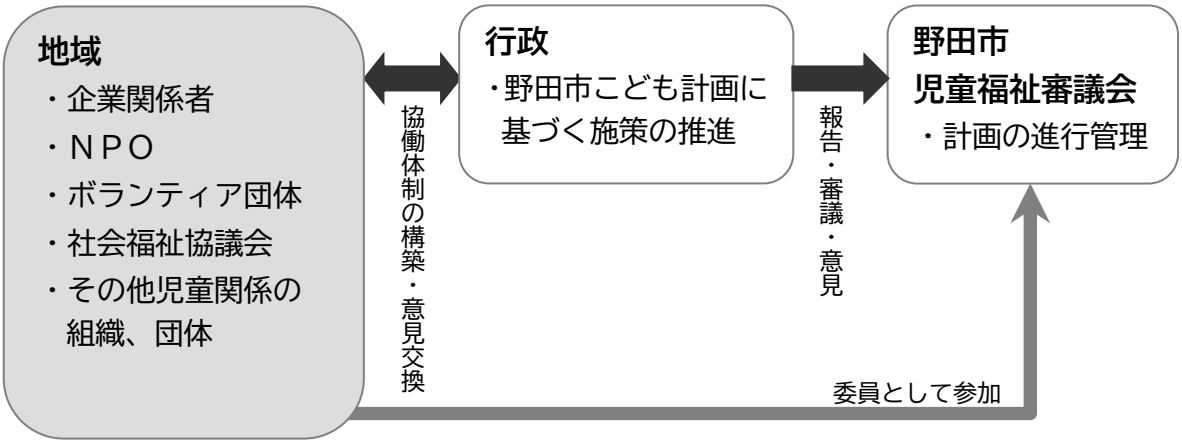

（３）計画の評価について

計画の進捗状況を点検・評価するため、計画レベル・施策レベル・個別事業レベルにおける、認知度・利用度・達成度についての段階的な評価を行います。

その際、統計データ等を可能な限り収集するとともに、利用者の視点に立った評価を行うため、定期的に意向調査を実施し、事業者及び利用者からの声を集めることとします。

また、毎年度の事業の進行管理に当たっては、ＰＤＣＡサイクル【Ｐｌａｎ（計画）―Ｄｏ（実施・実行）－Ｃｈｅｃｋ（検証・評価）－Ａｃｔｉｏｎ（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努め、施策の総合的な評価についても取りまとめ、児童福祉審議会への報告を行うこととします。

第２章　こども・若者及び子育て家庭をめぐる現状

1　人口の動向

（１）総人口と児童人口の推移

野田市の総人口をみると、平成 12 年以降においては宅地開発等の影響により一時的な増加がみられましたが、平成 22 年をピークに減少し令和２年に若干増加に転じました。児童人口をみると、18 歳未満人口では昭和 60 年の 38,000 人台をピークに減少し、平成 22 年に若干増加に転じましたが、その後減少し令和２年には、ピーク時の約５割まで減少しています。また６歳未満人口も、昭和 55 年の 10,000 人台をピークに減少し、平成 22 年に若干増加に転じましたが、その後減少し、令和２年には、ピーク時の約５割まで減少しています。

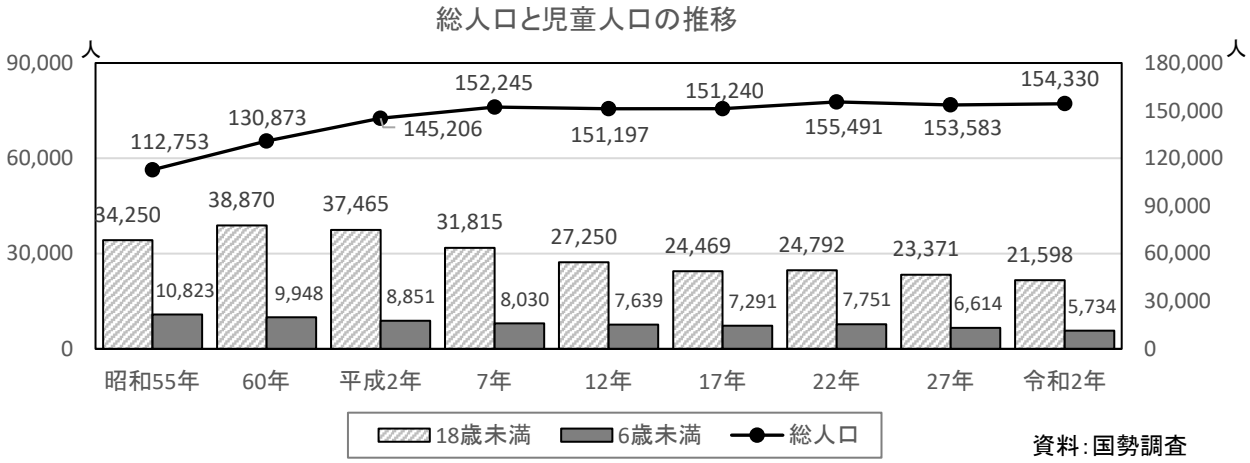

資料：国勢調査

（２）年齢４区分別人口割合の推移

年齢４区分別の人口割合をみると、14 歳以下の年少人口及び 15 歳以上 39 歳以下の若年人口の割合が減少する一方、65 歳以上の老齢人口の割合が増加し、少子高齢化の進行が明確に表れています。

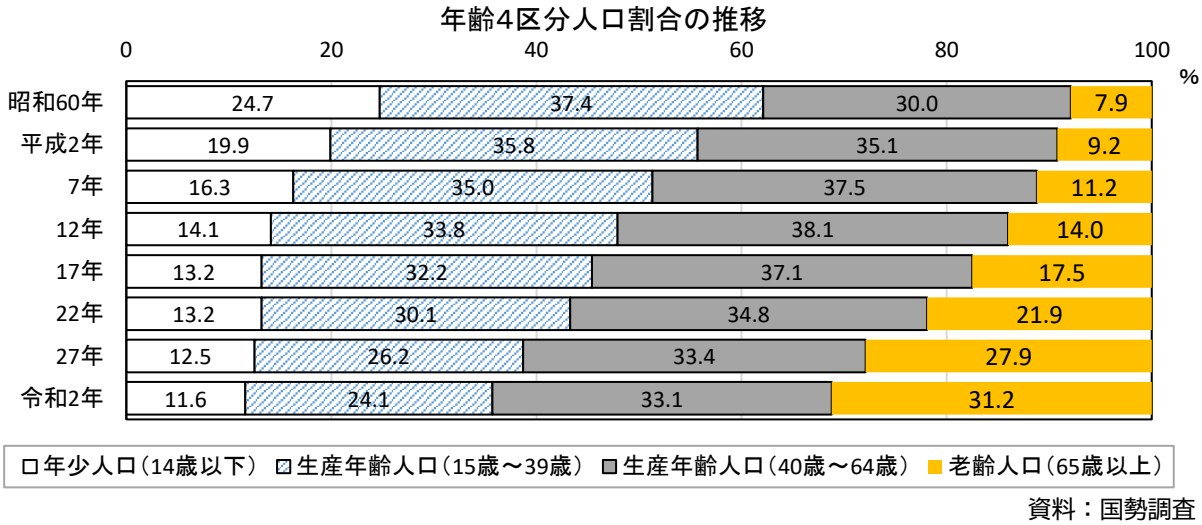

資料：国勢調査

（３）将来人口の推計

事業計画の計画期間である令和７年から令和 11 年までの５年間の推計人口をみると、総人口が減少する中で、65 歳以上の老齢人口が増加する一方、14 歳以下の年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が徐々に減少すると推計されます。

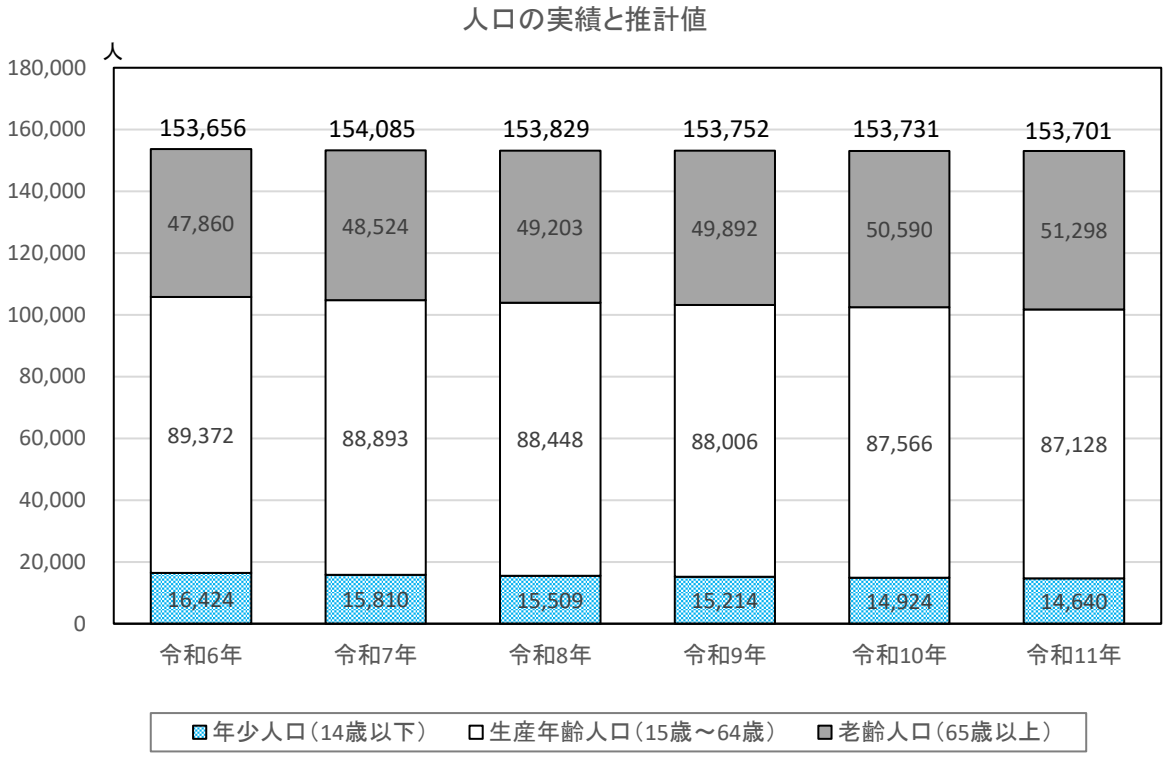

資料：令和元年から令和５年までの住民基本台帳を元に総合計画の人口推計に基づき推計

０歳から 11 歳までの年齢区分別推計人口をみると、０歳～２歳、３歳～５歳、６歳～11 歳の全ての年代において、令和６年から減少傾向が続くと推計されます。

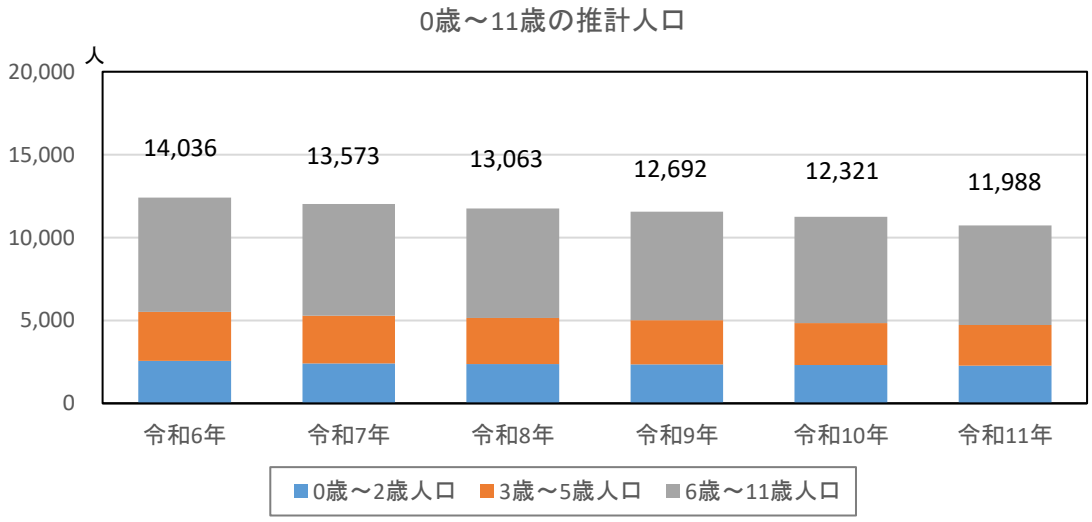

資料：平成 27 年から令和元年までの住民基本台帳を元に総合計画の人口推計に基づき推計

2　家族構成の動向

（１）総世帯数と世帯分類別世帯数の推移

野田市の総世帯数をみると令和２年まで増加していますが、内訳は「核家族」世帯と「単身」世帯が増え、「三世代」世帯は減少しています。

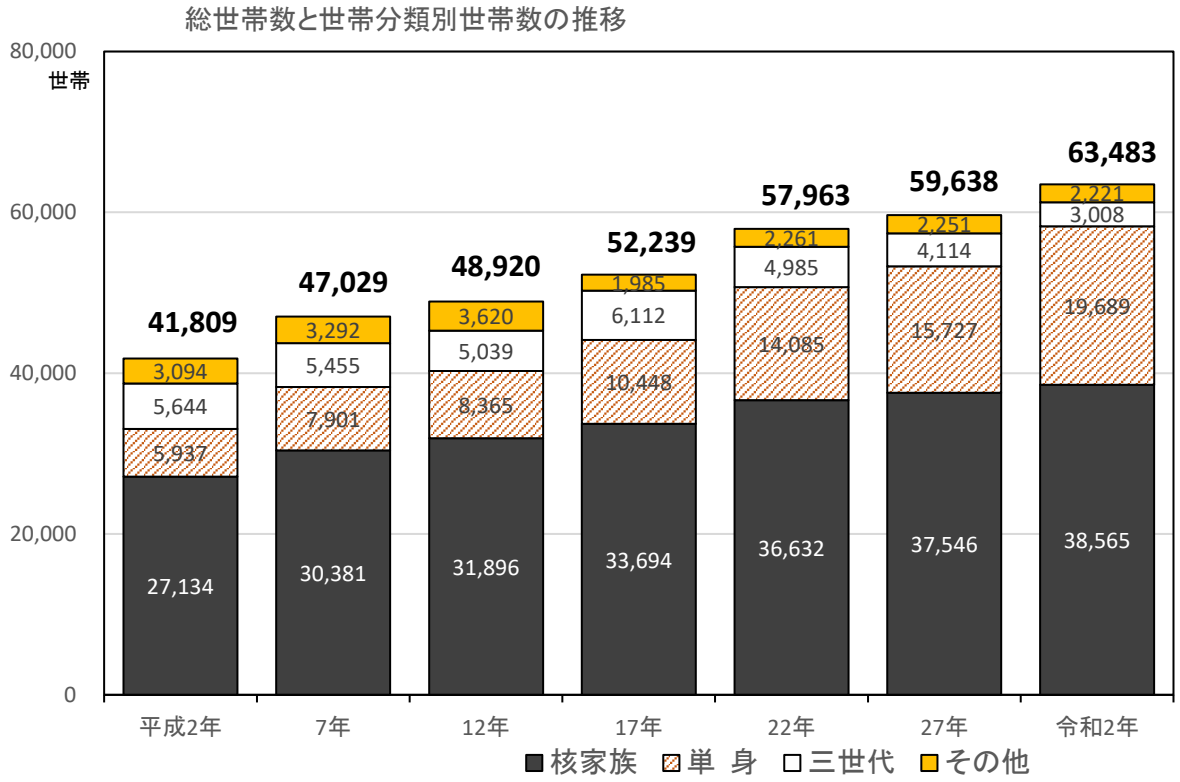

資料：国勢調査

（２）児童数の推移

１世帯当たりの児童数は、平成２年から令和２年にかけて約６割も減少しており、この傾向については、単身世帯と核家族の増加も要因と考えられます。また、野田市の 18 歳未満児童数は、大きく減少しており、平成２年の 37,000 人台から、令和２年は 21,000 人台と約４割の減少がみられます。

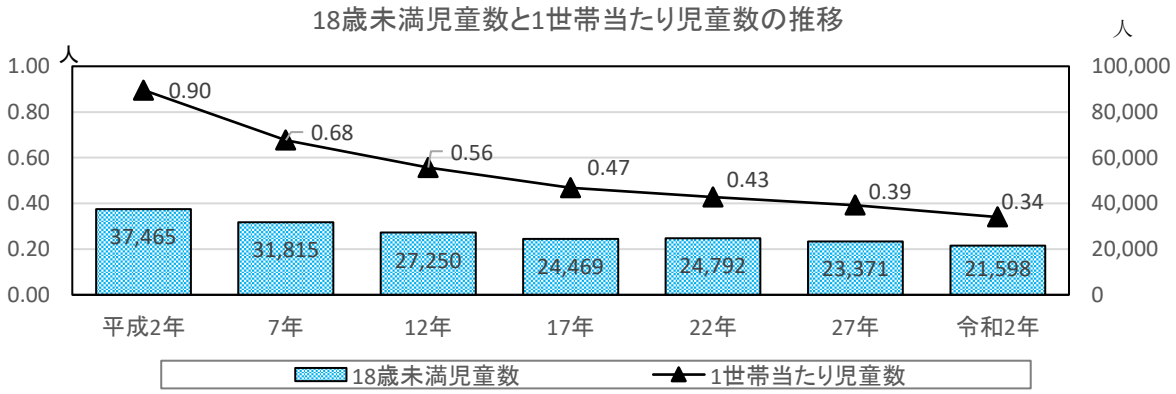

資料：国勢調査

（３）18 歳未満児童がいるひとり親家庭の推移

野田市の 18 歳未満児童のいるひとり親家庭をみると、平成 22 年から平成 27 年までは、増加していましたが、令和２年にかけて児童数が減少しています。

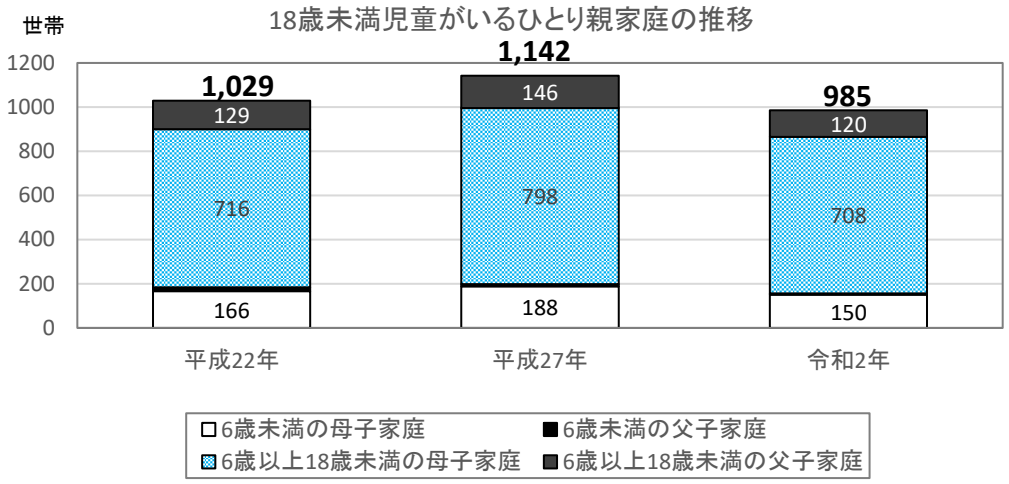

資料：国勢調査

（４）出生の推移

野田市の出生数をみると、平成 25 年から令和元年にかけて、約４割減少し、令和２年に若干増加したものの、その後、減少に転じています。

また、合計特殊出生率※は、平成 27 年まで 1.2 台で推移していましたが、平成 28 年以降は 1.1 台後半での推移したのち平成 30 年に 1.4 台となりましたが、その後減少傾向となりました。

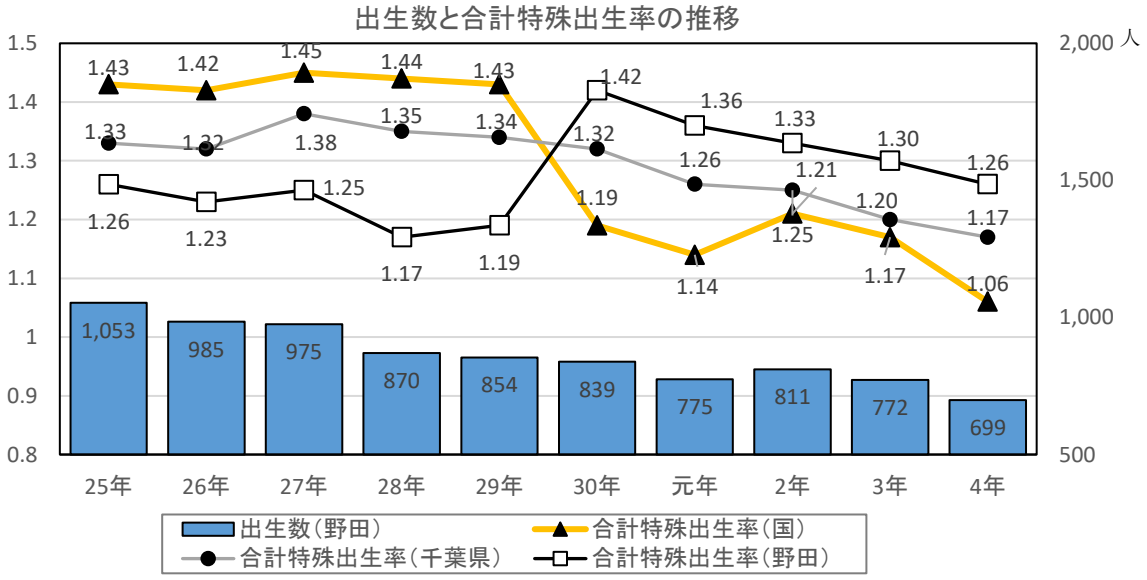

資料：県及び市は千葉県衛生統計／国は人口動態統計

※合計特殊出生率とは、その年次の 15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間にこどもを産むと仮定したときの子ども数に相当する指標です。

（５）母親の年齢別出生率の比較

野田市における母親の年齢別出生率をみると、20 歳代後半の出生率が増加したものの、30 歳代前半の出生率が減少しております。

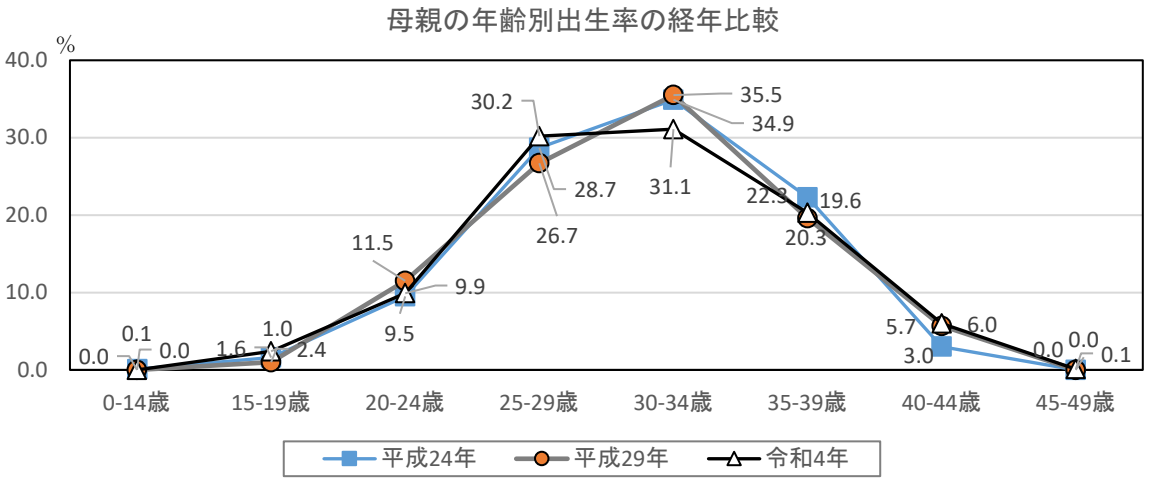

資料：千葉県衛生統計年報

（６）婚姻数・離婚数の推移

野田市の婚姻数をみると、平成 27 年までは 600 件台で推移していましたが、平成 28 年以降は 500 件台、令和２年以降は 400 件台となり、減少傾向がみられます。

また離婚数は、300 件前後の横ばい状態で推移していましたが、令和３年以降 200 件前半となり、減少傾向にあります。一方、県内の平均初婚年齢をみると年々遅くなる傾向にあり、晩婚化の傾向がみられます。

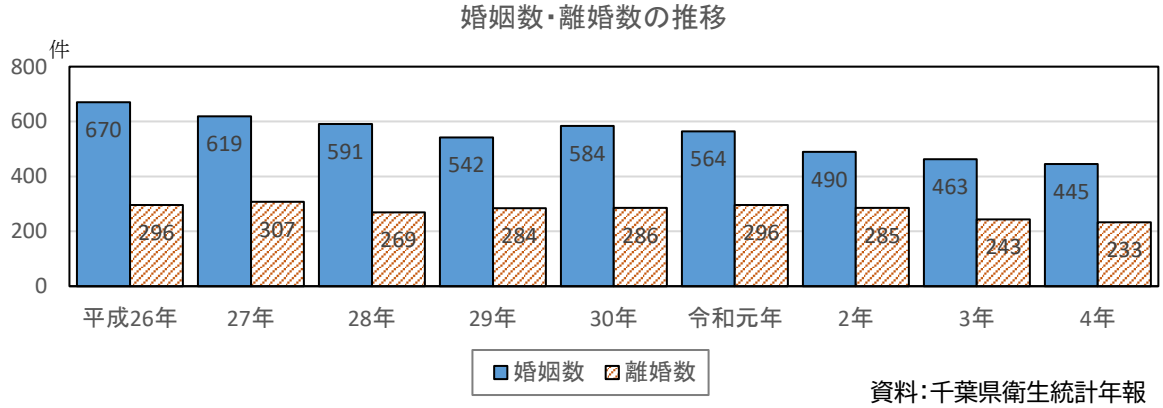

資料:千葉県衛生統計年報

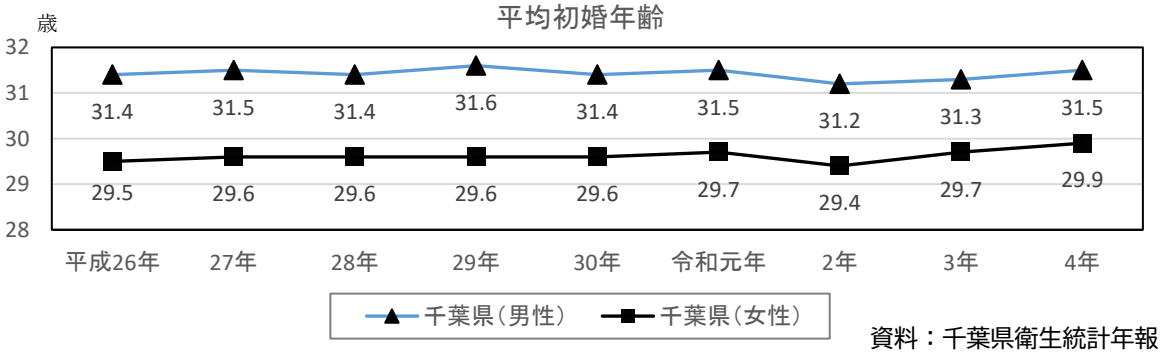

資料：千葉県衛生統計年報

3　就労の動向

(1) 男女別就業率の推移

野田市における男性の就業率※をみると、平成２年以降減少し続けている一方、女性の就業率は、45%前後の横ばい状態で推移しています。

就業率の算出に当たっては、高齢者(65 歳以上)も対象となっているため、男性については高齢化の進行とともに就業率が下降していることが考えられます。女性については、家事専業者が統計の対象から外れていることから、高齢化の影響が出にくくなっていることが原因と考えられます。

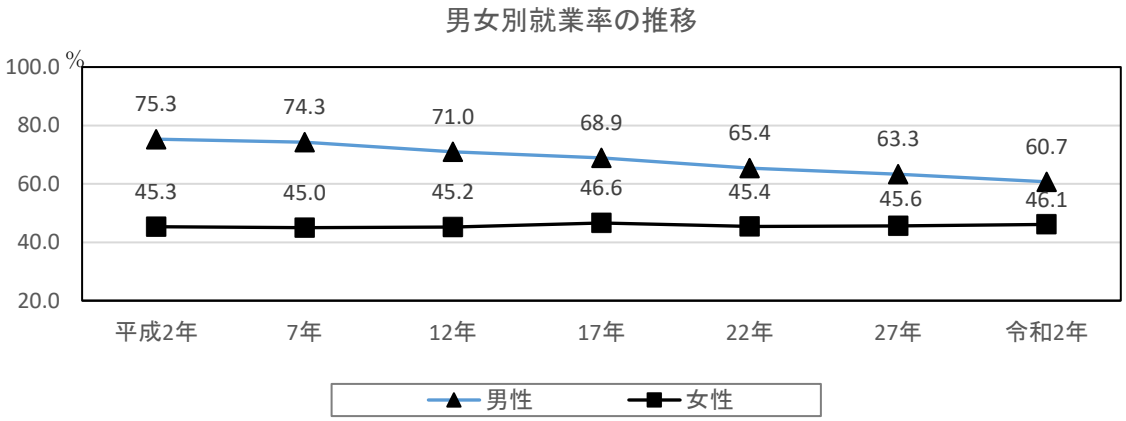

※就業率とは、15 歳以上人口に占める就業者人口の割合（完全失業者を含まない）です。

資料：国勢調査

（2）女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率※をみると、令和２年は平成 22 年と比較し、25 歳から 74 歳までの全ての年代において増加しています。

この背景としては、子育てをしながら働く女性の増加等が考えられます。

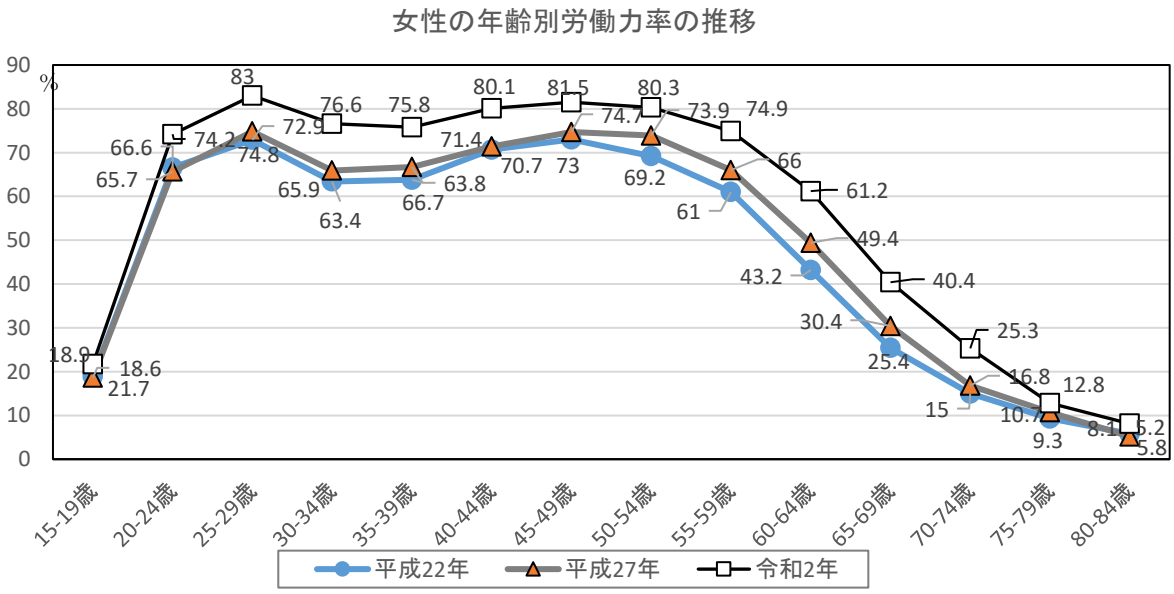

※労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合で、学生や専業主婦は含まれていません。

資料：国勢調査

女性の年齢階級別就業率(全国)をみると、下記のように、特に 25 歳から 34 歳の増加が顕著となっており、近年 35 歳から 39 歳も再び増加傾向にあります。

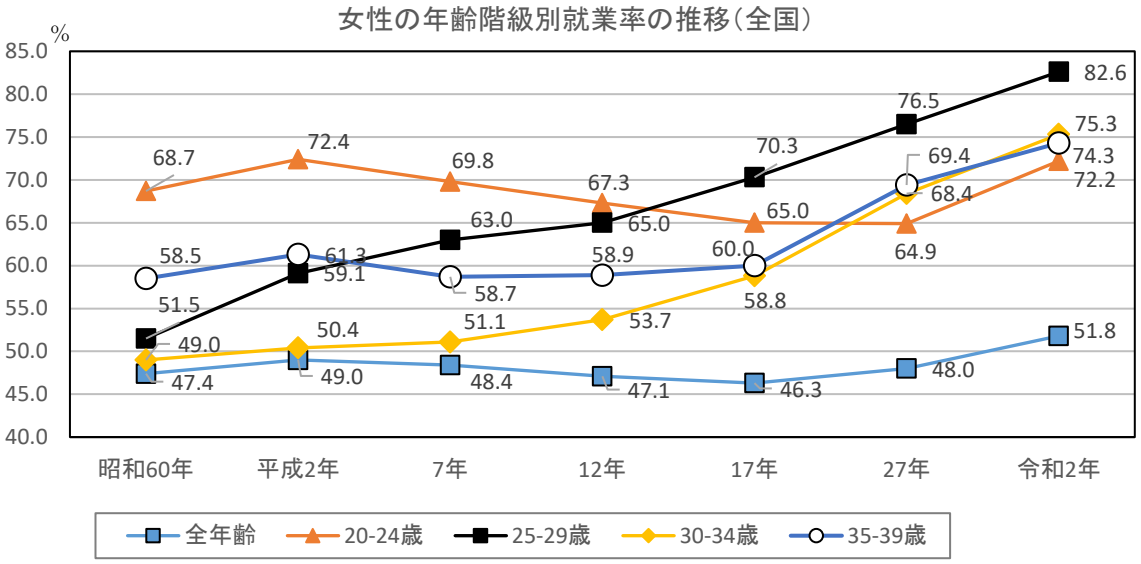

資料：総務省「労働力調査」

4　こどもを取り巻く環境の動向

(1) 児童虐待相談件数

児童虐待相談件数は、全国的に増加の一途をたどっています。特に野田市においては、平成 31 年 1 月に起きた、あってはならない痛ましい児童虐待事件が発生して以降、大きく増加しており、事件発生以前の平成 30 年度に 249 件だった受付件数が、事件直後の令和元年度には 430 件となり、181 件の増となりました。以降、400 件台で推移しています。また、進行管理件数においても、平成 30 年度の 283 件から令和元年度には 617 件で２倍以上の増加率となっており、令和元年度以降は、600 件から 700 件で高止まっている状況です。受付件数と進行管理件数が増加した主な要因として、関係機関の児童虐待防止に対する意識の高まりにより通告が増加したと考えられます。

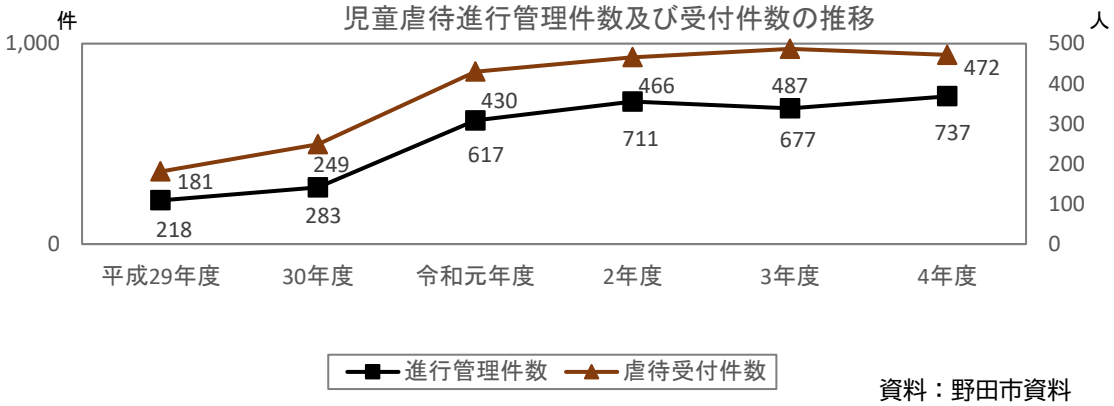

資料：野田市資料

（２）児童扶養手当受給者数

ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数をみると、父子家庭が支給対象となった平成 22 年度以降 1,300 人台で推移し、平成 27 年度をピークに近年減少傾向にあります。

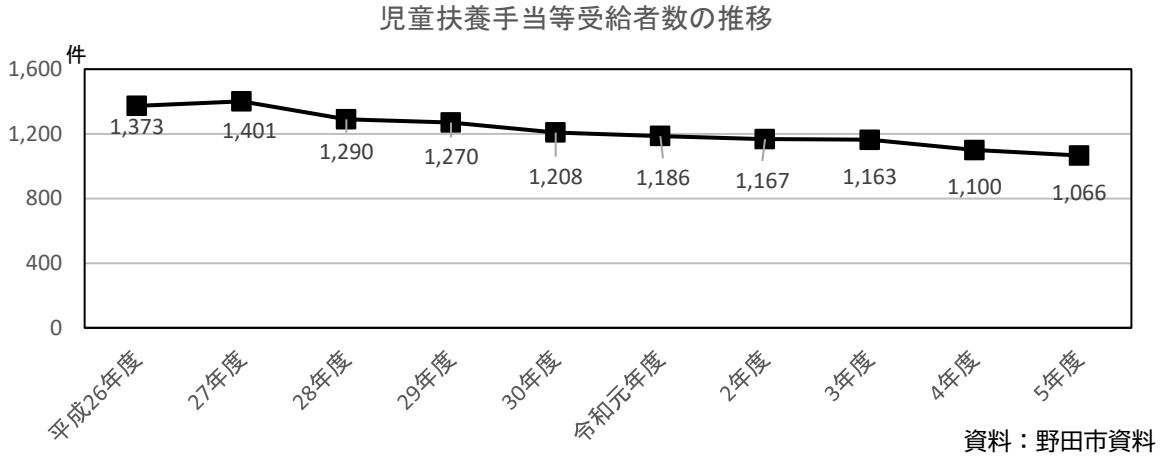

資料：野田市資料

※父子家庭への支給は平成 18 年度から平成 22 年７月まで野田市単独の父子家庭等支援手当で実施し、平成 22 年８月からは児童扶養手当の対象となりました。

第３章　子育て支援の環境

１　子育てに関する意向調査の結果

【調査概要】

■調査対象者：「就学前児童」「小学生」「中学生」をお持ちの世帯・保護者
「中学２年生」「小学５年生」「15 歳から 39 歳までの男女」本人

■調査期間：１　子ども・子育て支援に関する調査
令和６年３月 21 日から令和６年４月 15 日まで
２　ひとり親家庭等の支援に関する意識調査
令和５年８月１日から令和５年８月 31 日まで
３　こどもの生活実態調査
令和６年３月 11 日から令和６年４月８日まで
４　こども・若者の意識と生活に関する調査
令和６年３月５日から令和６年４月 12 日まで

■調査方法：１、２インターネット調査
３、４郵送調査

調　査　票		調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援に関する調査	就学前児童調査	1,500	449	29.9%
	小学生保護者	500	169	33.8%
ひとり親家庭等の支援に関する意識調査結果	母子家庭	1,290	569	44.1%
	父子家庭	94	21	22.3%
	寡　婦	78	37	47.4%
こどもの生活実態調査	小学５年生・中学２年生本人	2,500	663	26.5%
	小学５年生・中学２年生保護者	2,500	103	4.1%
こども・若者の意識と生活に関する調査	15～39 歳までの市内に住む男女	500	245	49.0%
合　　計		8,962	2,256	25.2%

（注釈）以下の調査結果について、n は回答者総数（または該当質問での該当者数）のことです。
また前回調査の実施時期は、平成 31 年２月です。

１．子ども・子育て支援に関する調査

（１）就学前児童の保護者(母親)の就労状況

就学前児童をもつ母親の就労状況は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 27.2%、「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 25.8%となっています。「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 30.3%となっており、前回調査と比較すると、8.0 ポイント減少しています。また、現在産休・育休・介護休業中を含むフルタイムで就労している保護者は 10.2 ポイント増加しました。

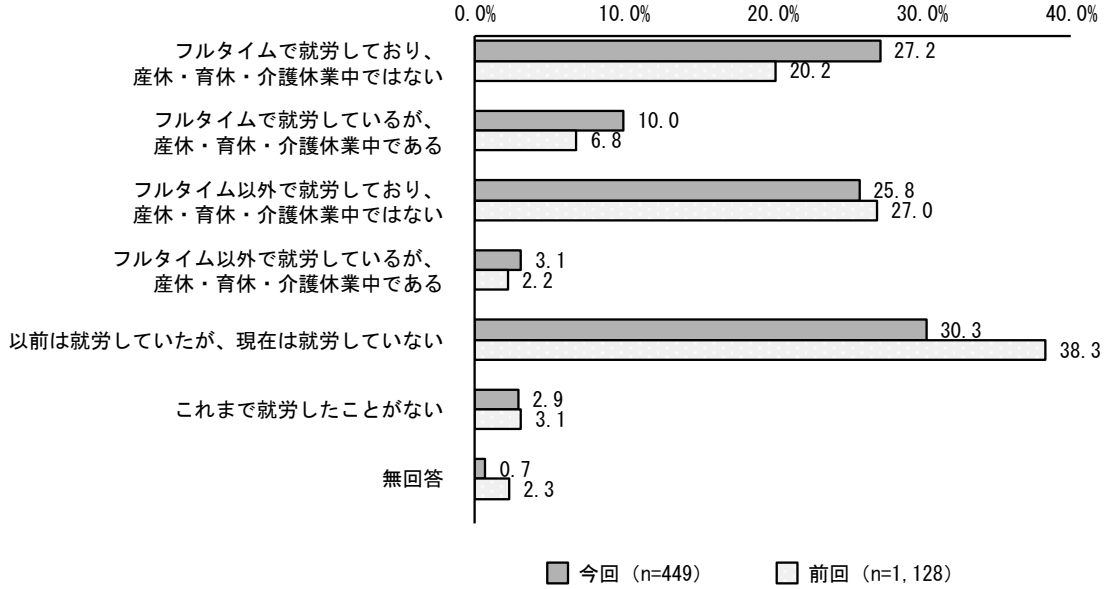

一番下のこどもが何歳になれば就労したいかについては、「３～４歳」が 40.3%で最も多く、次いで「５～６歳」が 20.8%、「７～８歳」が 15.6%となっています。前回調査と比較すると、「５～６歳」が 6.5 ポイント増加し、「３～４歳」が 12.2 ポイント減少しています。

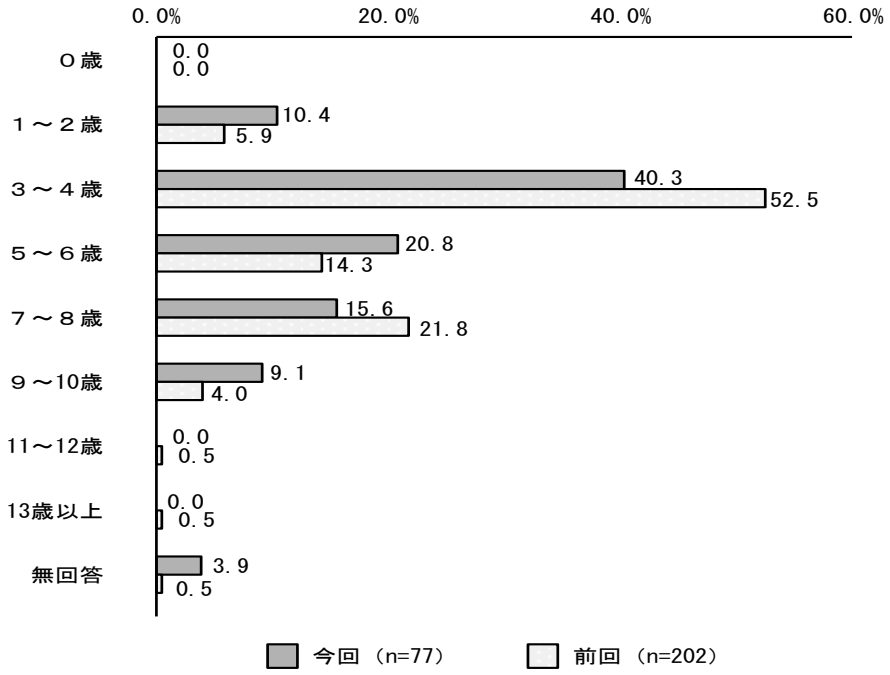

（2）子育てに関する実感

就学前 児童をもつ保護者の「子育ての実感」をみると、今回の調査では「楽しいと感じることの方が多い」が 49.2%で最も多く、前回調査からは 7.6 ポイント減少しています。また、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多い」を合わせると、45.2%となり、前回調査から 6.2 ポイント増加し、子育てが心理的な負担感となっています。

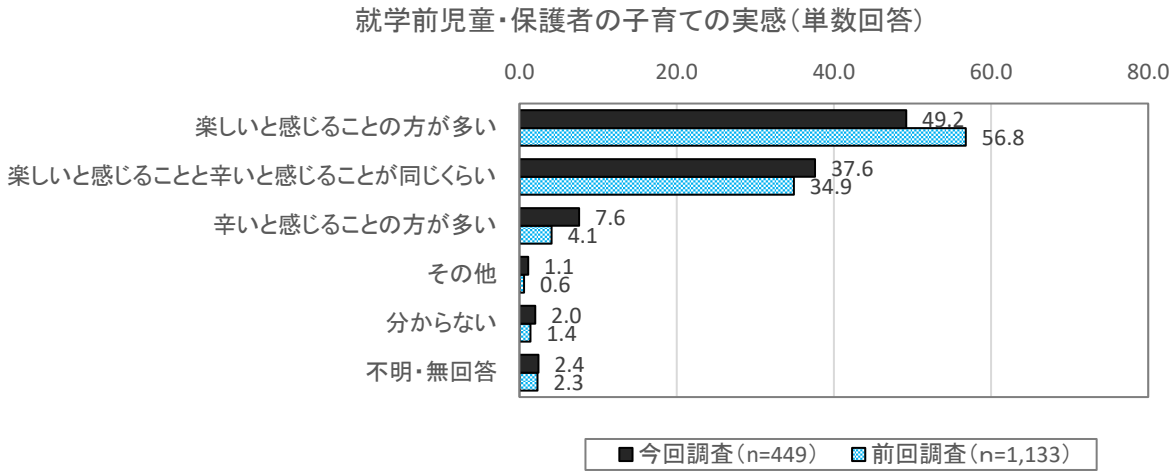

（3）子育てについて有効な支援策と思われること

子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じているかについては、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 39.4%で最も多く、次いで「地域における子育て支援の充実」「保育サービスの充実」が 35.7%、「仕事と家庭生活の両立」が 31.7%となっています。前回調査と比較すると、「妊娠・出産に対する支援」が 5.3 ポイント、「子育て支援のネットワークづくり」が 2.2 ポイント、「母親・乳児の健康に対する安心」が 1.7 ポイント、「地域における子育て支援の充実」が 0.1 ポイント増加しています。

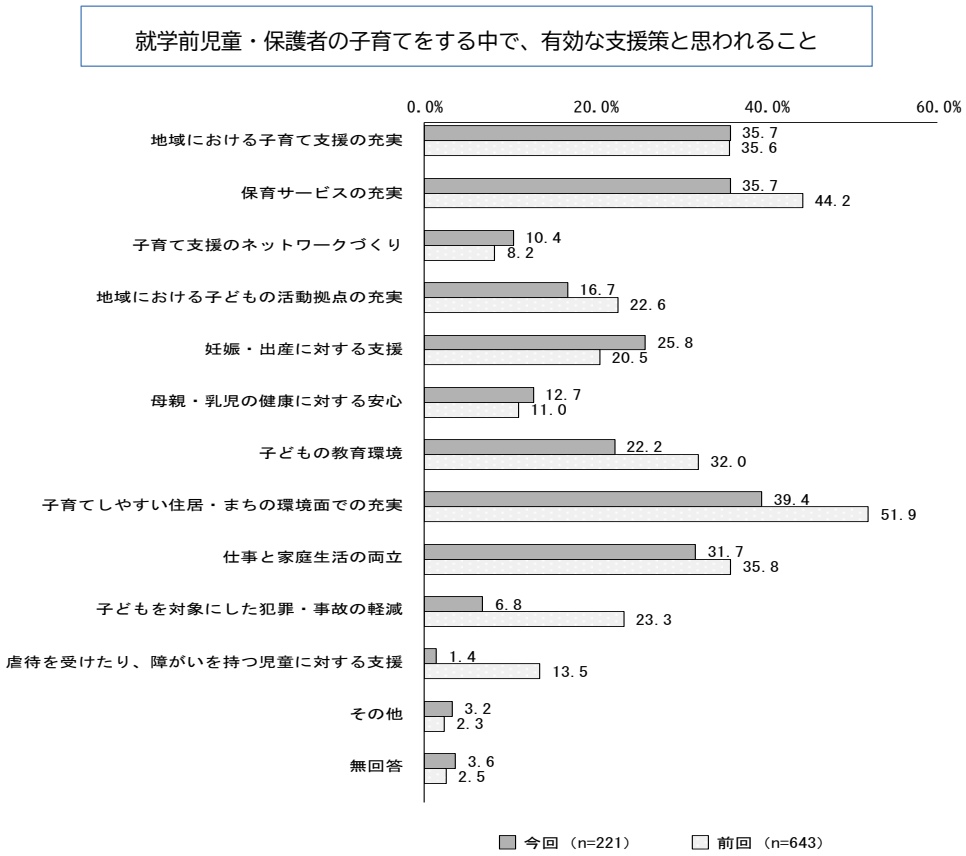

（４）相談できる人の有無と相談相手

子育てをする上での相談相手（場所）の有無については、「いる／ある」が 86.0%で、「いない／ない」の 13.6%を上回っています。

前回調査と比較すると、「いない/ない」が 10.1%増加しています。

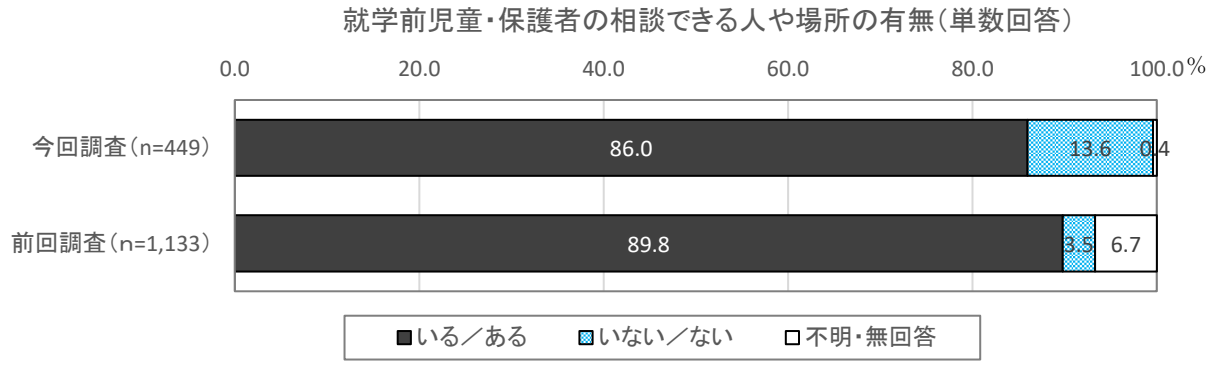

子育てをする上での相談相手については、「祖父母等の親族」が 76.7%で最も多く、次いで「友人や知人」が 60.1%、「保育士」が 27.7%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。

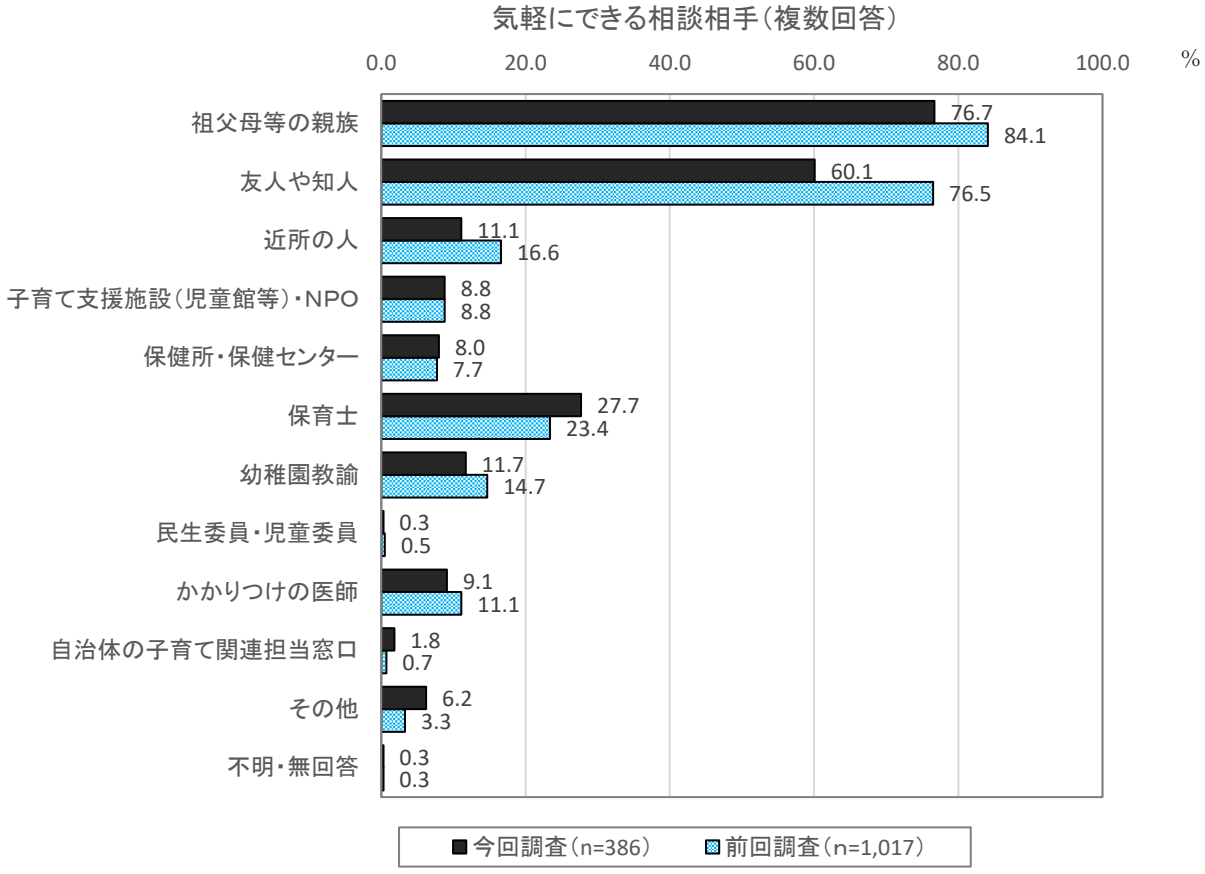

（５）保育所等の費用無償化に伴う就労状況の変化について

母親の就労意欲の高まりが見られ、現在働いている母親では、週５日、６日間の就労が前回から増えています。また、現在、幼稚園や保育所等を利用している割合は 60.9%ですが、無償化になった場合の利用希望は 89.8%と高い割合になっています。

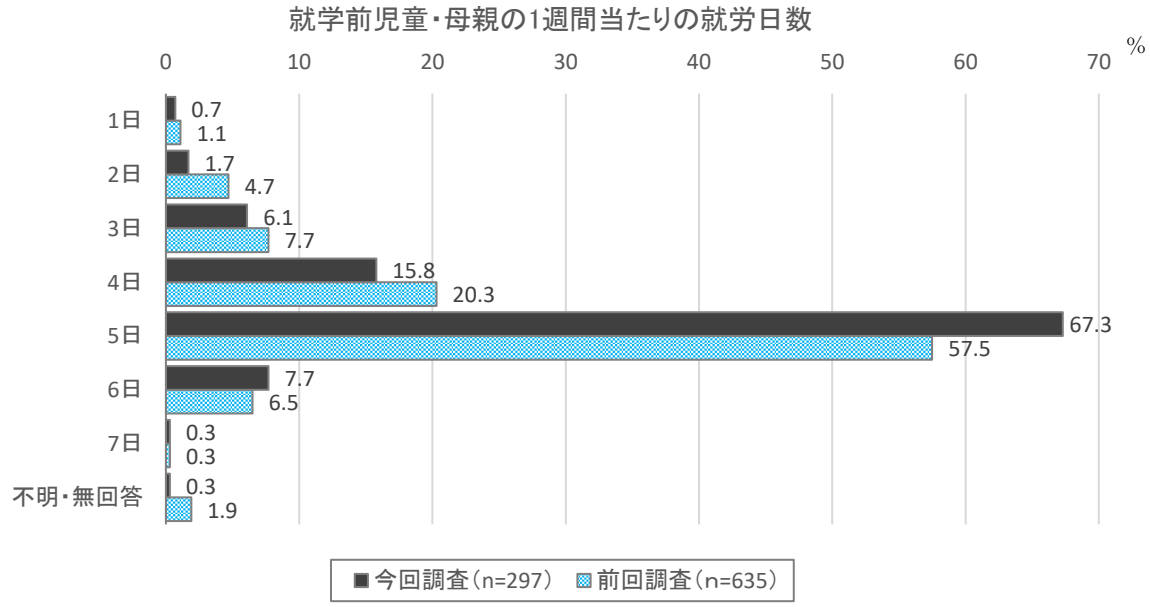

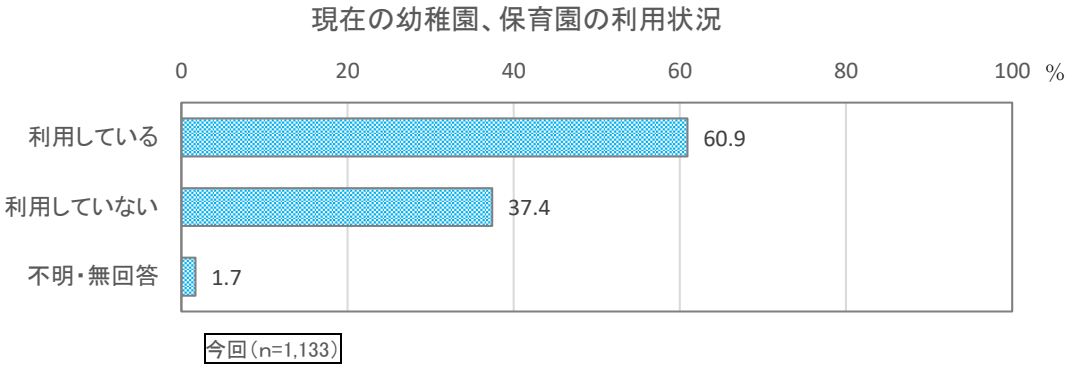

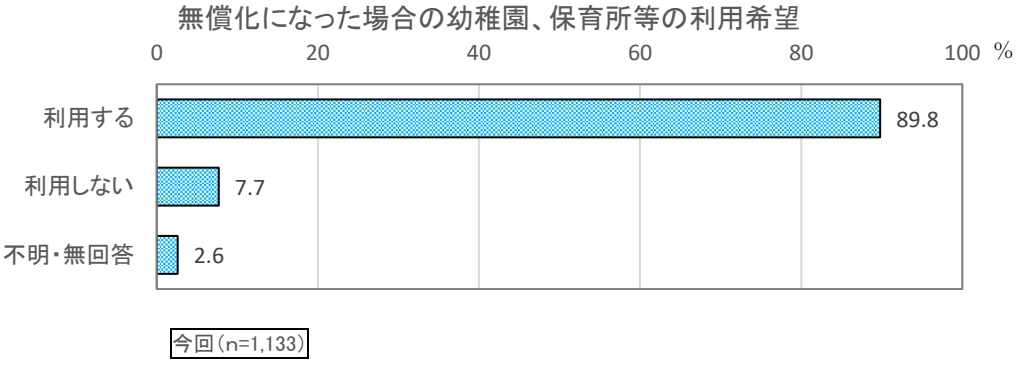

（６）新たな子ども館の利用希望について

前回の調査において、子ども館の今後の利用希望は、56.3%（利用状況は、53.6%）で、新たな子ども館ができた場合の利用希望については、「利用する」が 62.9%となっていました。今回調査において、新しい子ども館を利用した方は 68.8%となり、新たな子ども館が待ち望まれていたことがうかがえます。

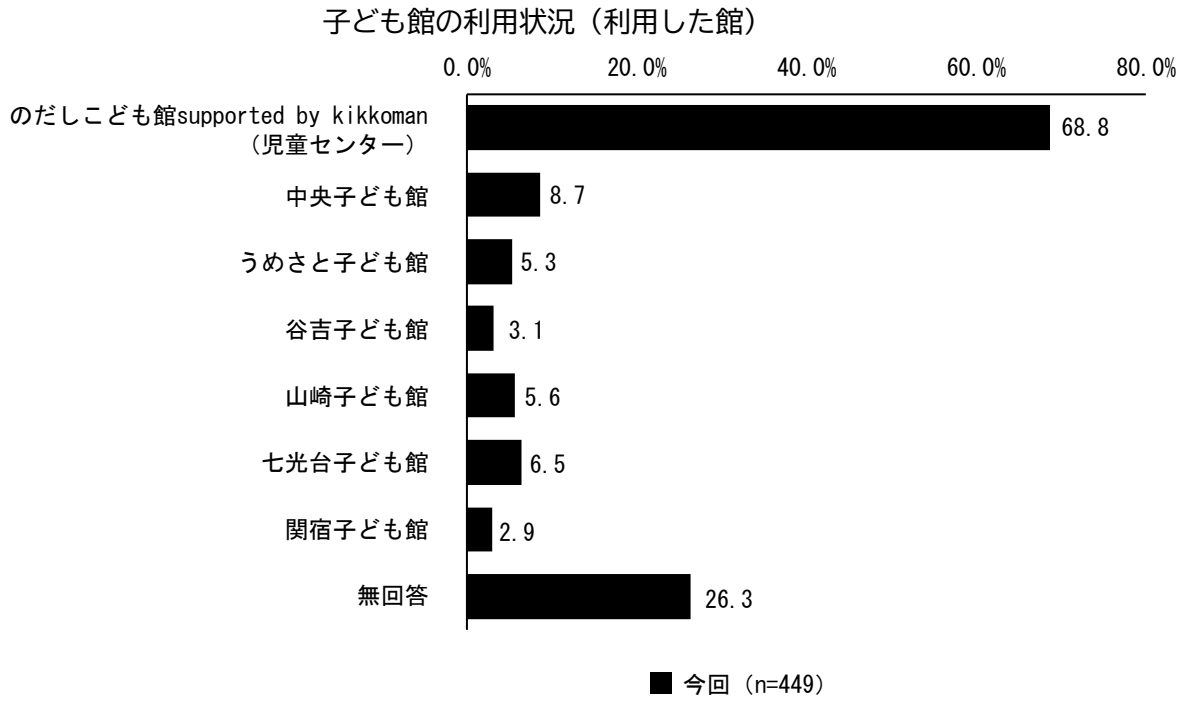

また、利用していない方は、「時間がない」が 39.0%と最も多く、「続いて特に理由はない」が 26.6%となっています。今後の運営の参考にします。

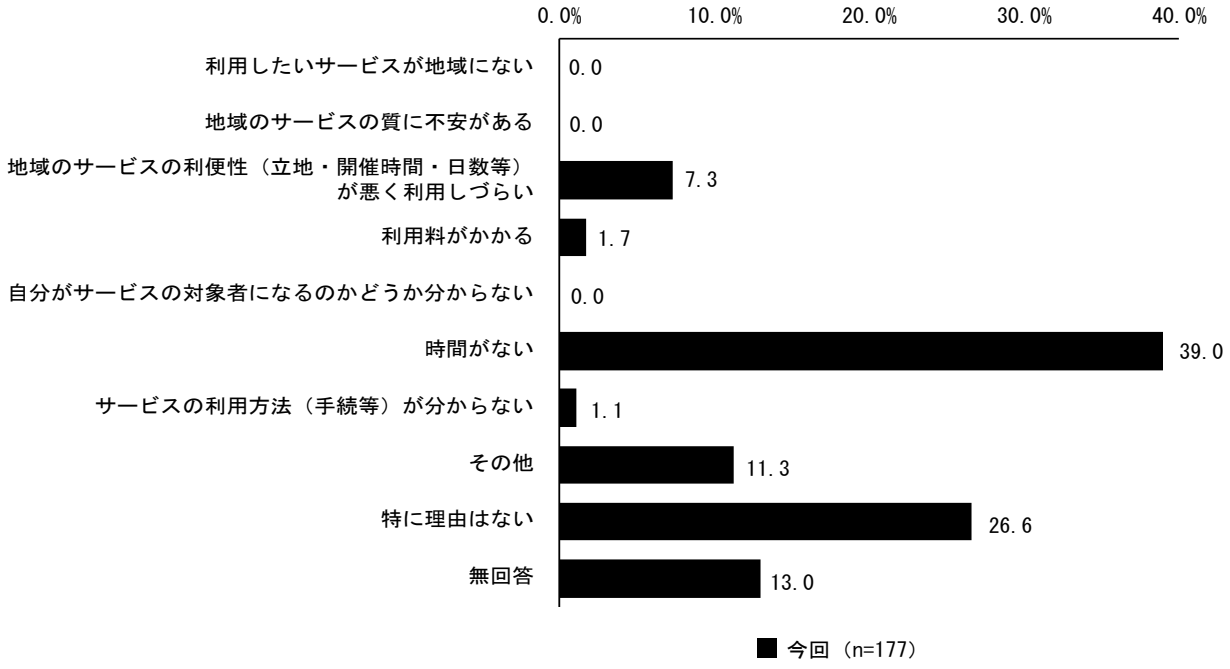

２．ひとり親家庭等の支援に関する意識調査

ひとり親については、母子 88.24%、父子 6.43%、寡婦 5.33%と割合は、母子に偏るものの、各類型に問題の傾向がみられることから、３類型を表形式にまとめ前回調査を併記し、比較しています。

項目	令和５年８月			平成 30 年８月		
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
自身の年齢	30 歳代 28.5% 40 歳代 47.3% 50 歳代以上 13.1%	30 歳代 14.3% 40 歳代 38.1% 50 歳代以上 38.1%	40 歳代 10.8% 50 歳代以上 75.7%	30 歳代 37.9% 40 歳代 47.1% 50 歳代以上 6.8%	30 歳代 28.1% 40 歳代 49.3% 50 歳代以上 21.2%	40 歳代 7.3% 50 歳代以上 91.1%
	母子家庭、父子家庭ともに 30 歳代の割合が減り、50 歳代以上の割合が増えている。					
同居の家族	子のみ 75.2% 自身の親 22.0%	子のみ 66.7% 自身の親 28.6%	子のみ 43.2%	子のみ 71.8% 自身の親 23.7%	子のみ 60.6% 自身の親 33.8%	子のみ 67.6%
	母子家庭、父子家庭ともに本人と子のみの世帯の割合が増えている。					
子の人数	1 人 49.6%	1 人 52.4%	－	1 人 46.1%	1 人 47.9%	－
	ひとり親家庭の子の人数は１人が最も多く、約５割となっている。					
子の年齢	就学前 11.9% 小学生 27.7%	就学前 2.9% 小学生 22.9%	－	就学前 24.2% 小学生 55.8%	就学前 7.0% 小学生 52.1%	－
	母子家庭、父子家庭ともに就学前、小学生の割合が減っている。					
住居の状況	賃貸 38.3% 持ち家 28.2%	持ち家 66.7% 親の家 19.0%	持ち家 70.3%	賃貸 39.5% 親の家 27.6%	持ち家 52.1% 親の家 25.4%	持ち家 80.9%
	母子家庭、父子家庭ともに持ち家の割合が増えている。					
養育費	取り決めあり 49.4% 受けている 32.9%	取り決めあり 10.5% 受けている 0.0%	－	取り決めあり 41.9% 受けている 25.2%	取り決めあり 16.9% 受けている 1.7%	－
	受けている割合が依然低く、母子家庭は「現在も受けている」が約３割となっている。					
こどもとの面会交流	取り決めあり 33.5% 行っている 24.1%	取り決めあり 16.7% 行っている 7.8%	－	取り決めあり 24.7% 行っている 1.9%	取り決めあり 27.1% 行っている 8.8%	－
	母子家庭は、取り決めしている割合、現在交流を行っている割合、ともに増加傾向となっている。					
ひとり親になった直後の悩み	子の養育・教育 58.0% 収入が減った 28.8%	子の養育・教育 76.2% 家事 28.6%	－	子の養育・教育 48.4% 自分の就職 28.6%	子の養育・教育 56.3% 家事 29.6%	－
	母子家庭、父子家庭ともに「子の養育・教育」に関する悩みが最も多くなっている。					
現在の悩み	子の養育・教育 49.9% 生活費 8.9%	子の養育・教育 52.4% 仕事 38.1%	老後 45.9%	子の養育・教育 46.8% 生活費 40.6%	子の養育・教育 46.5% 生活費 35.2%	老後 29.4%
	母子家庭、父子家庭ともに「子の養育・教育」に関する悩みが最も多くなっている。					
ひとり親になる前となった直後の就労	働いていた 72.4% 新たに見つけた 53.3%	働いていた 100% 新たに見つけた 14.3%	－	働いていた 68.3% 新たに見つけた 56.9%	働いていた 94.4% 新たに見つけた 26.8%	－
	母子家庭は離婚前の仕事を継続せずに、離婚後に新たに見つけて仕事を始めたが約５割となっている。					

項目	令和５年８月			平成 30 年８月		
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
求職活動の経験	あり 62.42%	あり 23.8%	－	あり 64.2%	あり 33.8%	－
	約６割の母子家庭が求職活動の経験ありとなっている。					
求職活動時の問題点	こどもが小さい 17.2% 求人が少ない 12.7%	相談、情報の入手先がない 9.5%	－	こどもが小さい 29.7% 求人が少ない 19.9%	求人が少ない 29.2% 年齢制限があった 29.2%	－
	母子家庭は、依然、「こどもが小さいことが問題にされたこと」が最も多くなっている。					
現在の就労状況	働いている 92.2%	働いている 90.5%	働いている 48.7%	働いている 89.7%	働いている 92.9%	働いている 39.6%
	母子家庭、父子家庭ともに「働いている」が約９割となっている。					
現在の就労形態	正社員 41.3% パート・アルバイト 40.9%	正社員 61.9% 自営業 14.3% 家族従事者 9.5%	パート・アルバイト 20.0% 正社員 17.1%	パート・アルバイト 45.7% 正社員 36.7%	正社員 60.6% 自営業 15.5% パート・アルバイト 7.0%	パート・アルバイト 17.6% 正社員 8.8%
	母子家庭、父子家庭ともに正社員の割合が最も多くなっている。					
自身の年間就労収入	100 万未満 9.5% 100～150 万 5.6% 150～200 万 6.5% 200～250 万 9.8% 250～300 万 6.2% 300～350 万 4.7% 無回答 46.0%	200～250 万 14.3% 250～300 万 4.8% 300～350 万 14.3% 350～400 万 9.5% 400～450 万 9.5% 450～500 万 4.8% 500 万以上 14.3% 無回答 14.3%	100 万未満 19.4% 100～150 万 5.6% 150～200 万 5.6% 200～250 万 0.0% 250～300 万 2.8% 500 万以上 2.8% 無回答 55.6%	100 万未満 9.8% 100～150 万 10.3% 150～200 万 8.9% 200～250 万 8.6% 250～300 万 4.8% 300～350 万 5.5% 無回答 45.2%	200～250 万 12.7% 250～300 万 7.0% 300～350 万 8.5% 350～400 万 5.6% 400～450 万 8.5% 450～500 万 7.0% 500 万以上 2.8% 無回答 39.4%	100 万未満 10.3% 100～150 万 7.4% 150～200 万 0.0% 200～250 万 2.9% 250～300 万 1.5% 500 万以上 4.4% 無回答 70.3%
	母子家庭の母自身の年間就労収入は 200 万円から 250 万円未満の割合が高くなっている。					
転職の希望	なし 59.2% あり 32.6% うち正社員希望 63.7%	なし 0.0% あり 0.0%	なし 64.3% あり 28.6%	なし 56.5% あり 36.6% うち正社員希望 81.4%	なし 62.1% あり 34.8%	なし 55.6% あり 14.8%
	母子家庭、父子家庭ともに現在の仕事を続けたい割合が高く、母子家庭の転職希望者の約６割は正社員を希望している。					
転職希望の理由	収入 46.8% 体調・健康 8.3%	収入 33.3% 勤務先が遠い 16.7% 経験等が発揮できない 16.7%	体調・健康 20.0% 仕事の内容 20.0% 労働時間 20.0% 休日が少ない 20.0%	収入 43.6% 勤務先が遠い 8.1%	収入 39.1% 経験等が発揮できない 13.0%	収入 50.0%
	母子家庭、父子家庭ともに転職理由のうち「収入」が最も割合が高い。					
就職・転職のため資格取得希望	取りたい 30.4% 取りたいが問題あり 31.6%	取りたい 30.0% 取りたいが問題あり 30.0%	取りたい 16.7% 取りたいが問題あり 11.1%	取りたい 33.5% 取りたいが問題あり 33.0%	取りたい 42.3% 取りたいが問題あり 8.5%	取りたい 13.2% 取りたいが問題あり 4.4%
	母子家庭、父子家庭ともに「取りたいと思う」「取りたいが問題あり」が約３割となっている。					

項目	令和５年８月			平成 30 年８月		
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
資格取得の問題点	費用 39.7% 育児･仕事 28.2%	費用 44.4% 仕事 33.3%	健康 15.0% 仕事 10.0%	費用 47.0% 育児･仕事 24.9%	費用 50.0% 育児･仕事 33.4%	費用 33.3% 仕事 33.3%
	資格取得にあたっての問題点としていずれも「費用」が最も割合が高い。					
就職のため必要な支援	受講費援助 45.5%	受講費援助 28.6%	受講費援助 22.2%	受講費援助 44.2%	受講費援助 33.8%	受講費援助 8.8%

３．こどもの生活実態調査

（１）学校の授業についての理解度・進学の希望

小学生については、「だいたいわかる」が 54.1%で最も多く、次いで「いつもわかる」が 29.0%、「あまりわからない」が 8.6%となっています。

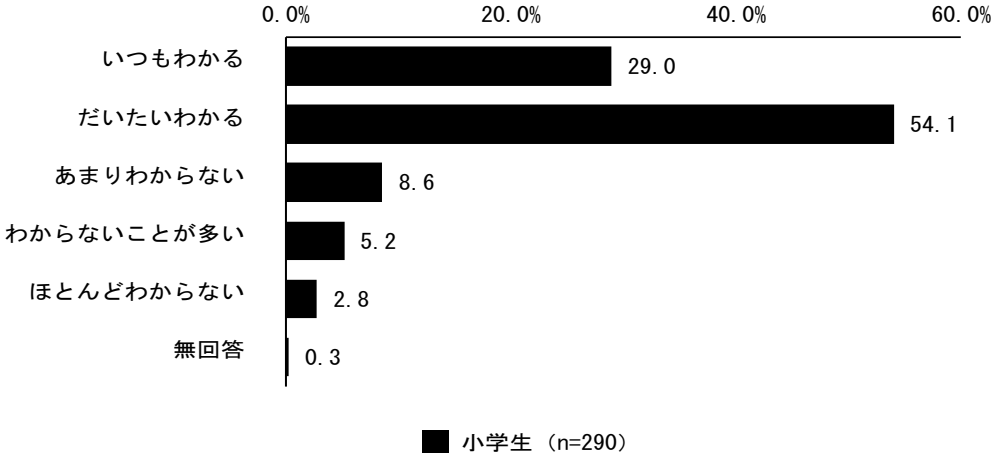

中学生では、「だいたいわかる」が 57.4%で最も多く、次いで「いつもわかる」が 19.0%、「あまりわからない」が 13.1%となっています。

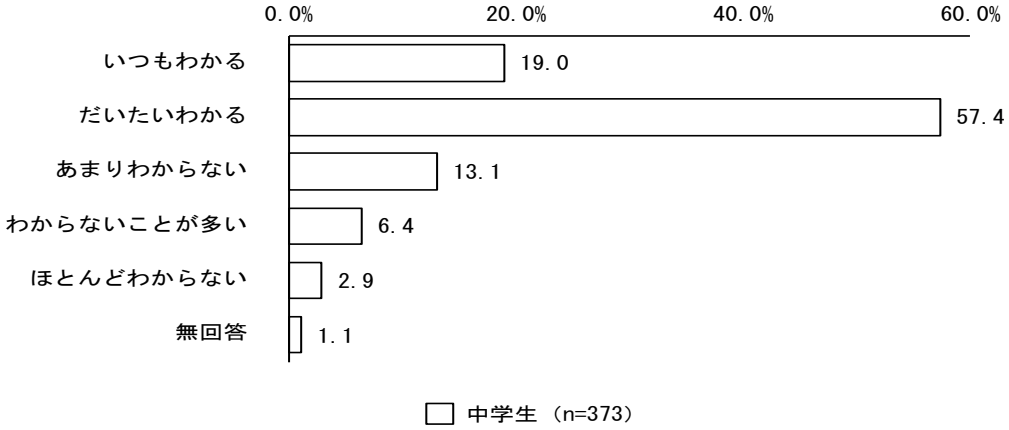

中学生の「進学したい段階」については、「大学またはそれ以上」が 45.8%で最も多く、次いで「高校まで」が 22.3%、「短大・高専・専門学校まで」が 16.4%となっています。

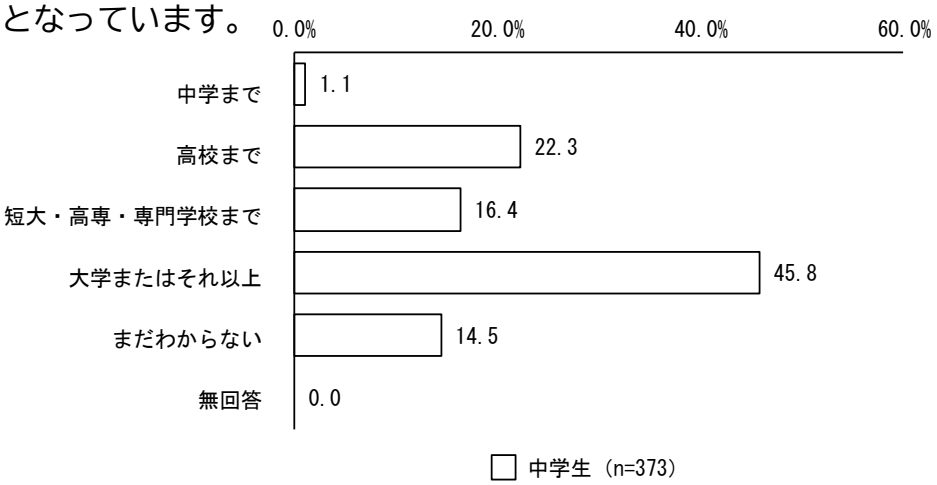

（２）食料が購入できなかった経験

「まったくなかった」が 86.4%で最も多く、次いで「ときどきあった」「まれにあった」が 4.9%、「よくあった」が 3.9%となっています。

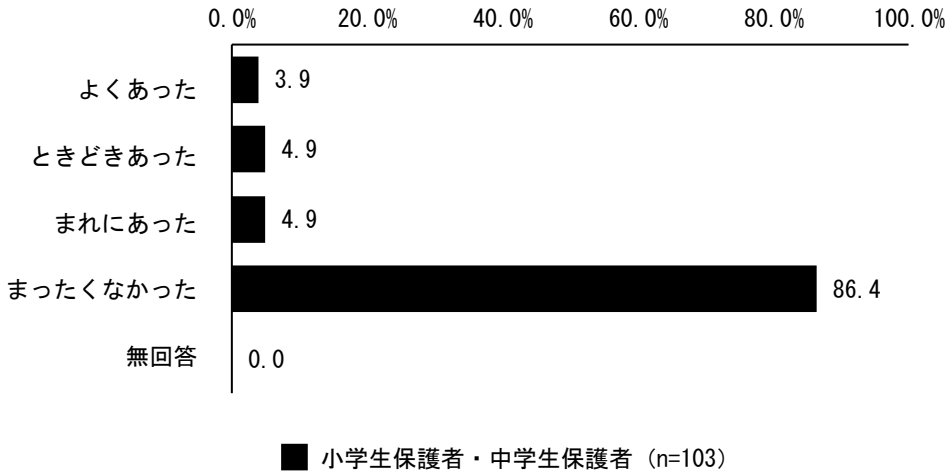

（３）経済的理由で支払えなかった経験

「あった」では、「ガス料金」が 5.8%で最も多く、次いで「電話料金」「水道料金」「家賃」「その他の債務」が 4.9%、「電気料金」「公的医療保険」が 3.9%となっています。

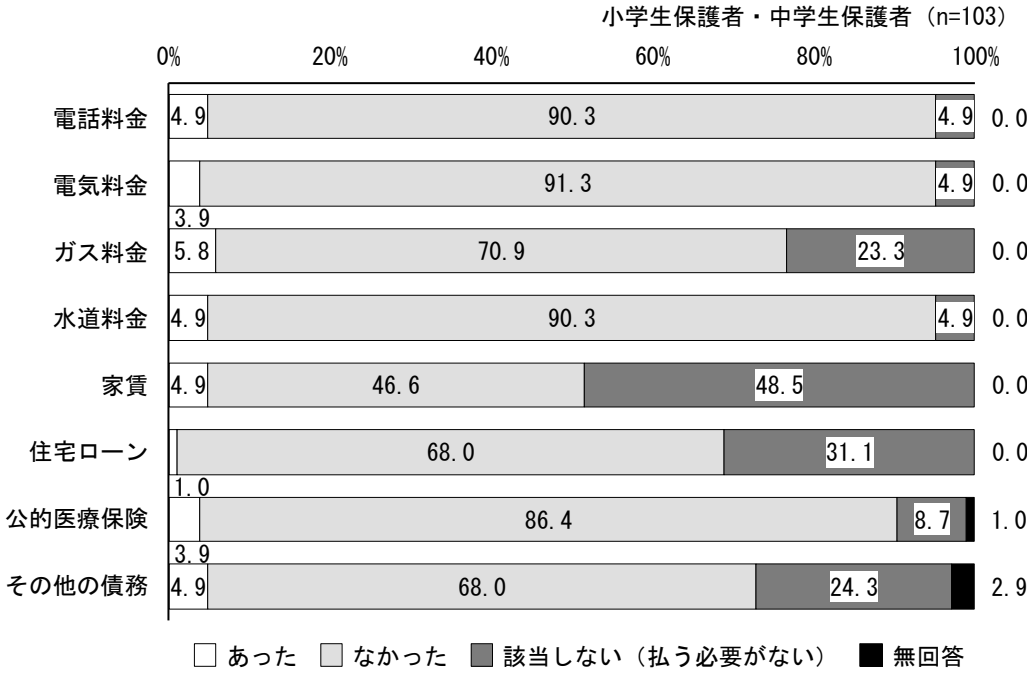

（４）小学生の思いや気持ちについて

「とても思う」では、「自分は家族に大事にされている」が 52.8%で最も多く、次いで「自分の将来が楽しみだ」が 44.5%、「積極的に色々な人と話したい」が 34.5%となっています。「思わない」では、「孤独を感じることがある」が 38.6%で最も多く、次いで「自分のことが好きだ」が 24.1%、「不安に感じることがある」が 22.8%となっています。

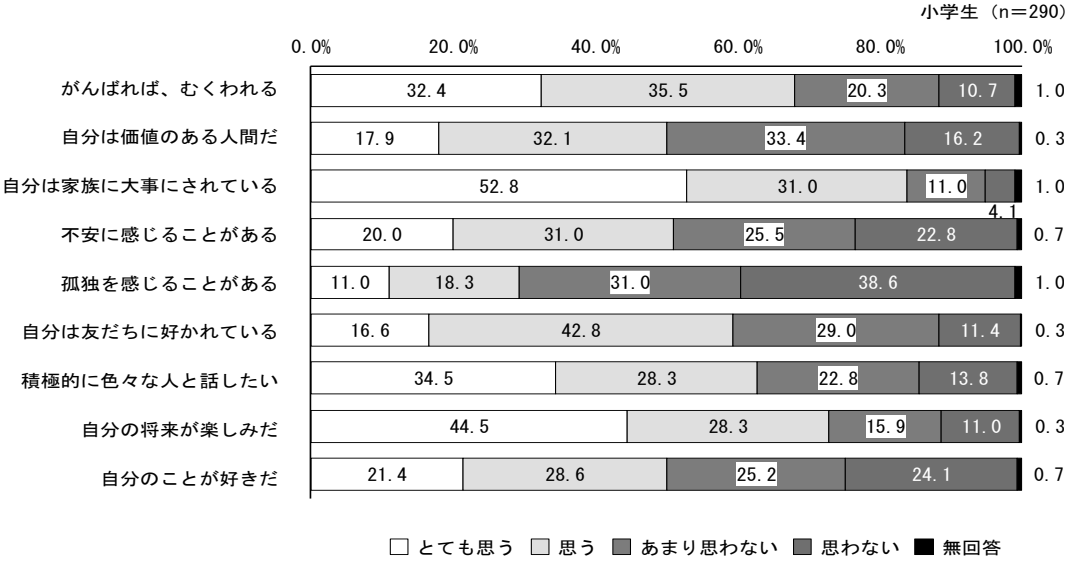

（５）中学生の思いや気持ちについて

中学生の思いや気持ちについて、「とても思う」では、「自分は家族に大事にされている」が 48.5%で最も多く、次いで「積極的に色々な人と話したい」が 33.2%、「がんばれば、むくわれる」が 28.7%となっています。「思わない」では、「孤独を感じることがある」が 29.0%で最も多く、次いで「自分のことが好きだ」が 22.5%、「自分は価値のある人間だ」が 17.4%となっています。

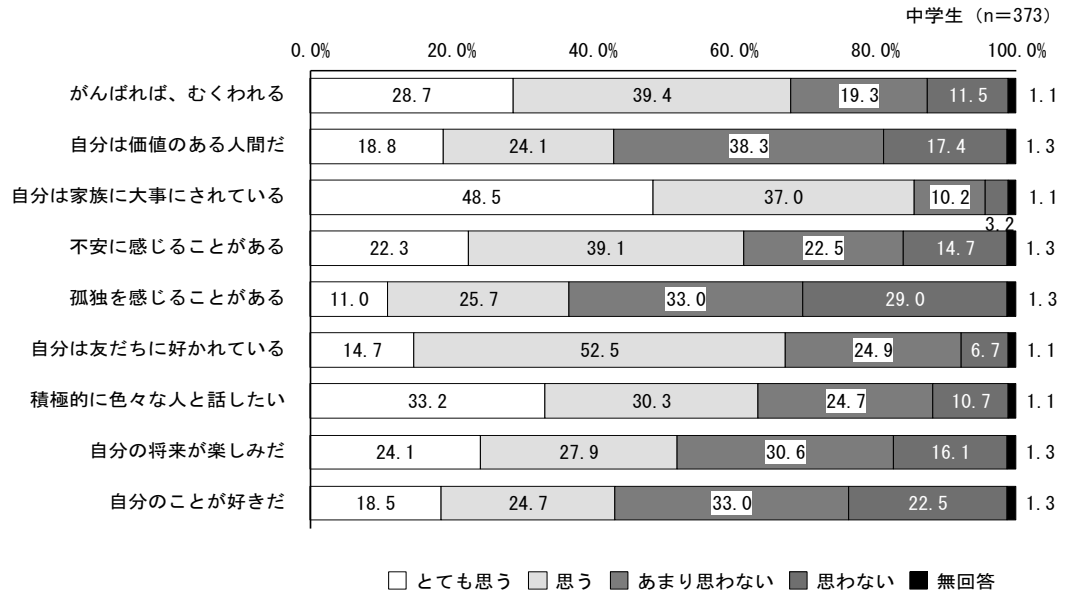

（６）小学生の使ってみたい場所

「使ってみたい」では、「休日にいることができる場所」が 33.8%で最も多く、次いで「家で勉強ができない時、静かに勉強ができる場所」が 33.1%、「家の人がいない時、夕ご飯をみんなで食べることができる場所」が 29.7%となっています。「使う必要はない」では、「なんでも相談できる場所」が 40.7%で最も多く、次いで「大学生のお兄さんやお姉さんが、勉強を無料でみてくれる場所」が 37.9%、「困ったときに自分のところまできて相談にのってくれる人」が 34.1%となっています。

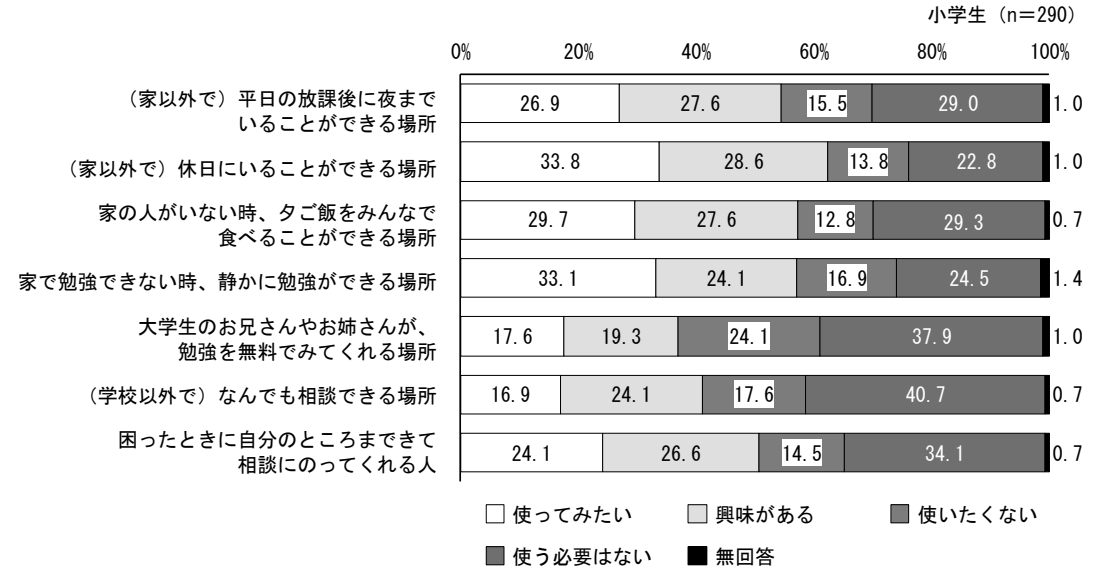

（７）中学生の使ってみたい場所

「使ってみたい」では、「平日の放課後に夜までいることができる場所」「休日にいることができる場所」が 31.4%で最も多く、次いで「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」が 30.0%、「家の人がいない時、夕ご飯をみんなで食べることができる場所」が 22.5%となっています。「使う必要はない」では、「なんでも相談できる場所」が 51.7%で最も多く、次いで「困ったときに自分のところまできて相談にのってくれる人」が 46.1%、「家の人がいない時、夕ご飯をみんなで食べることができる場所」が 45.6%となっています。

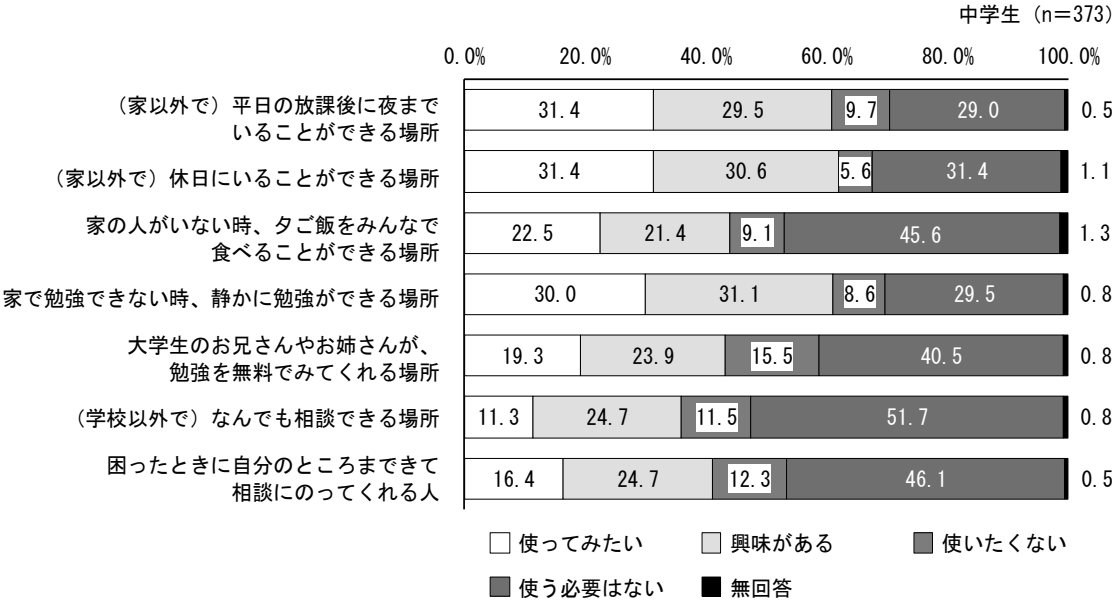

４．こども・若者の意識と生活に関する調査

（１）（自己肯定感、自己認識）今の自分についてあてはまる内容を聞いた際に、「自分には自分らしさがある」、「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合は、84.9%、63.6%となりました。

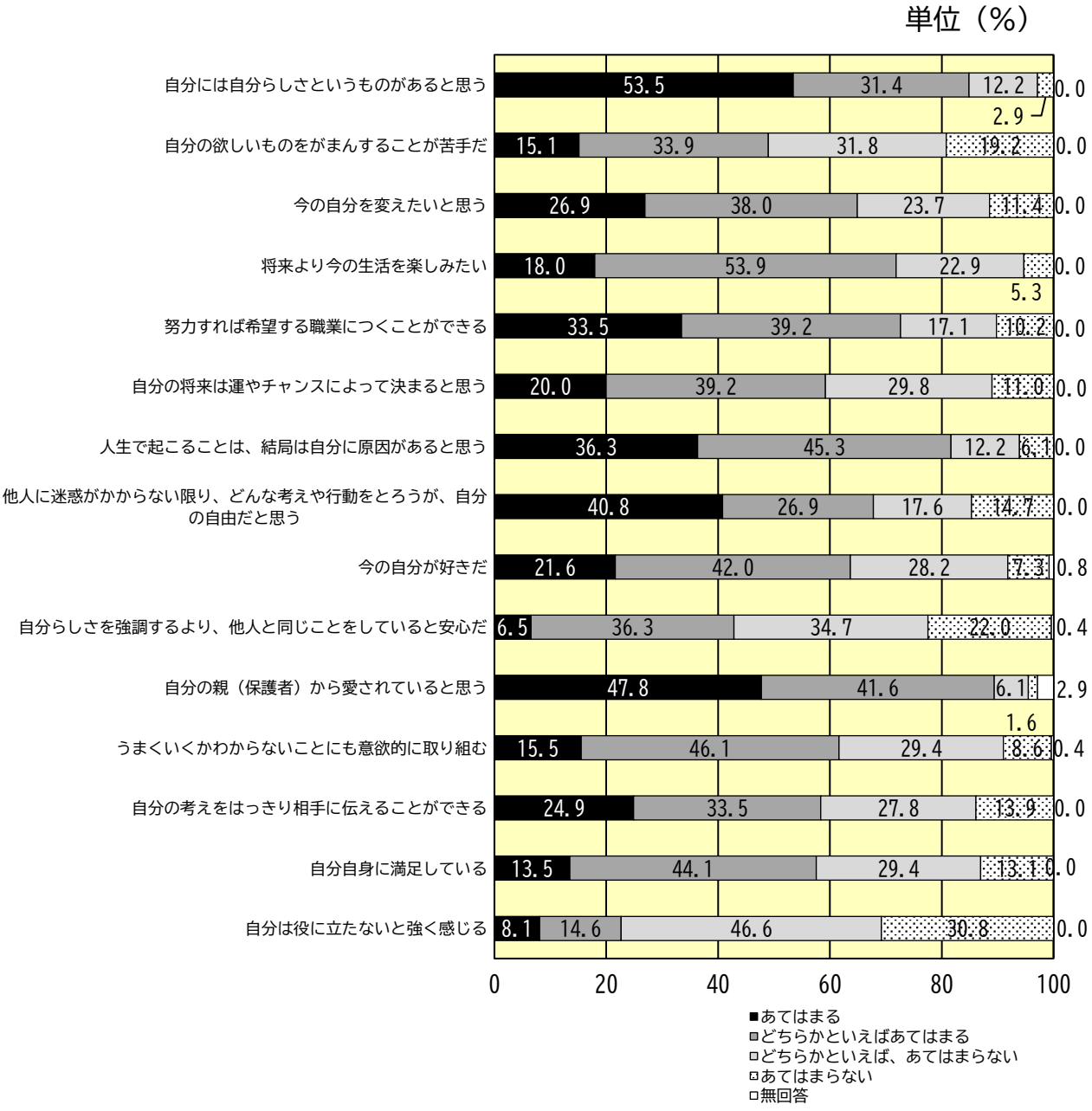

（２）（将来への希望）「自分の将来に明るい希望」を持っているか聞いたところ、「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」と思うこども・若者の割合は 66.2%となりました。

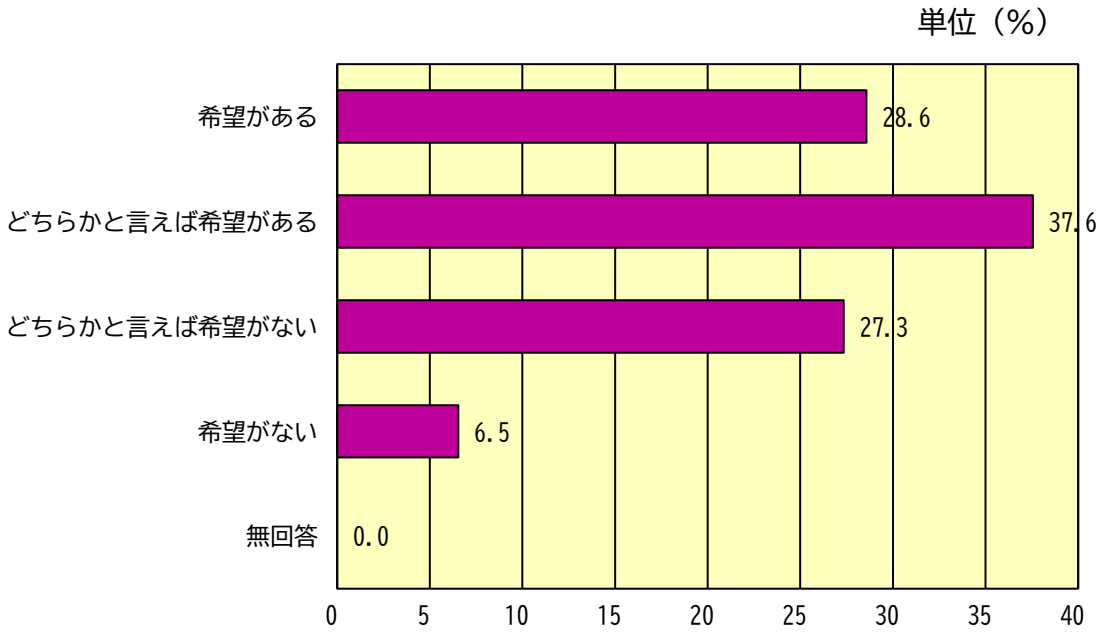

（３）他者との関わりの中で、「困ったときには助けてくれる」と感じるこども・若者の割合は、家族・親族で 93.0%となりました。

単位（%）

	○	△	▲	×	無回答
会話やメール等をよくしている	51.0	35.1	9.0	4.5	0.4
何でも悩みを相談できる人がいる	41.6	28.6	22.4	6.9	0.4
楽しく話せるときがある	67.3	24.1	4.9	3.3	0.4
困ったときは助けてくれる	65.7	27.3	2.9	3.7	0.4
ほかの人には言えない本音を話せることがある	38.8	29.8	18.4	12.7	0.4
いつもつながりを感じている。	49.4	31.4	13.5	5.3	0.4

○あてはまる　△どちらかといえばあてはまる　▲どちらかといえばあてはまらない　×あてはまらない

	あてはまる、どちらかといえばあてはまるとした割合
家族・親族	93.0%
学校で出会った友人	67.7%
職場・アルバイト関係の人	76.6%
地域の人	21.2%
インターネット上の人	11.4%

（４）（将来の自己像）20 年後「幸せになっている」「こどもを育てている」と回答した、こども・若者の割合は、79.2%、52.2%となりました。

20年後、どのようになっていると思いますか　　単位（%）

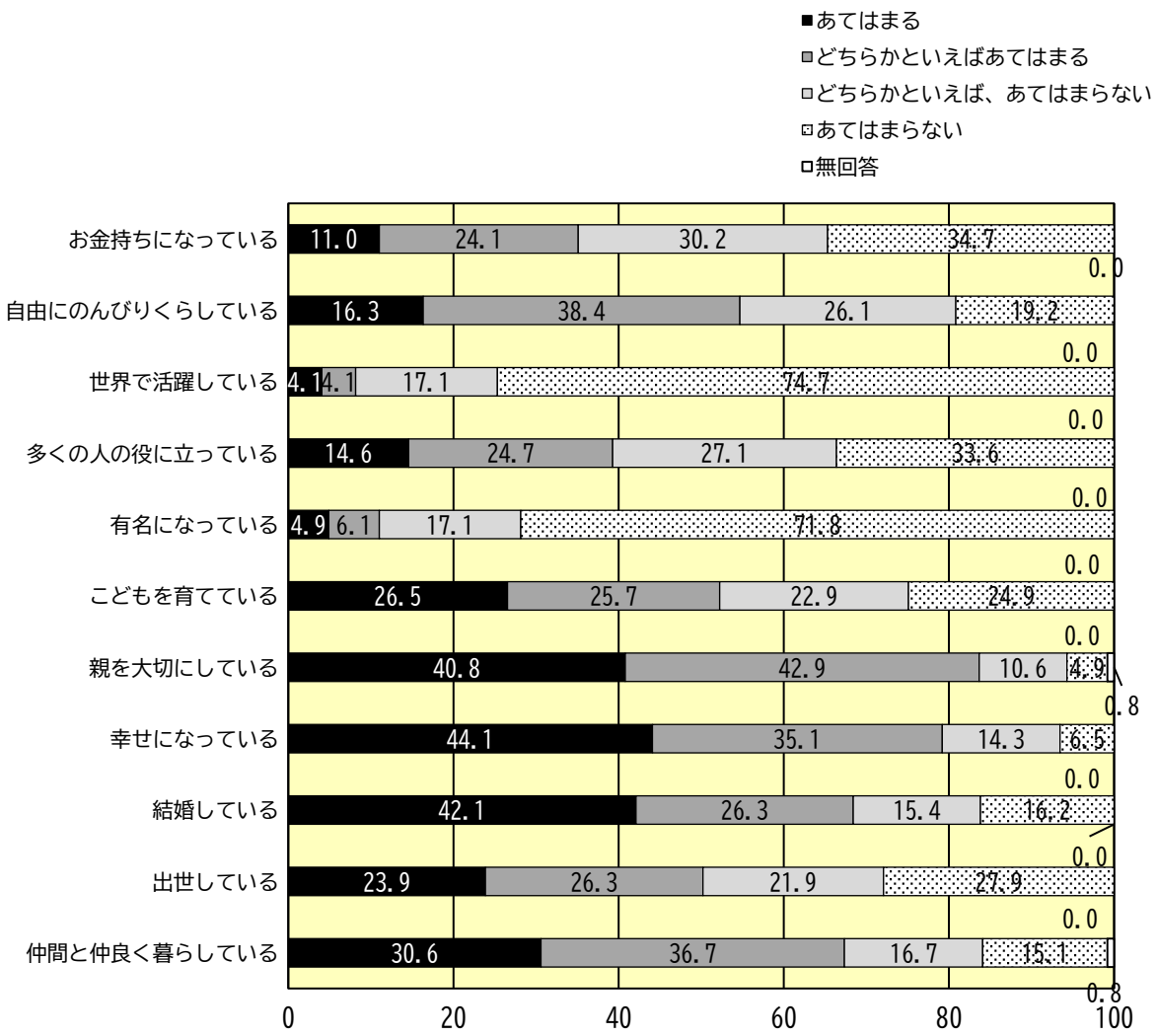

（５）（困難に直面した経験）「今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった」経験があるこども・若者は 53.6%となりました。

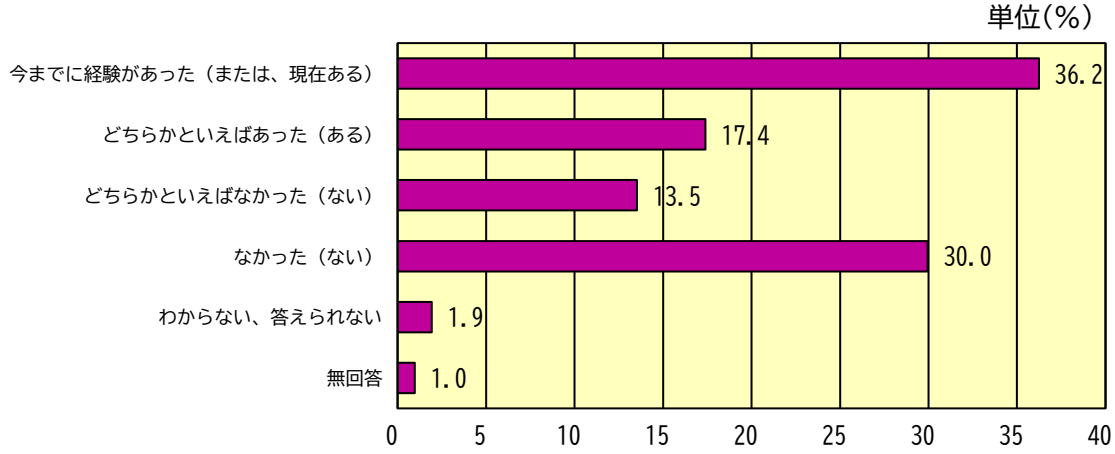

（６）（困難な状況からの改善）社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった状態が改善した経験がある若者は、困難の経験をしたこども・若者のなか 85.8%であり、改善したきっかけは、「時間がたって状況が変化した」「家族や親族の助け」「友人の助け」「自分の努力で乗り越えた」順となっている。

	割合（%）	人数（人）
あった	62.8	71
どちらといえばあった	23.0	26
どちらといえばなかった	6.2	7
なかった	3.5	4
わからない	4.4	5

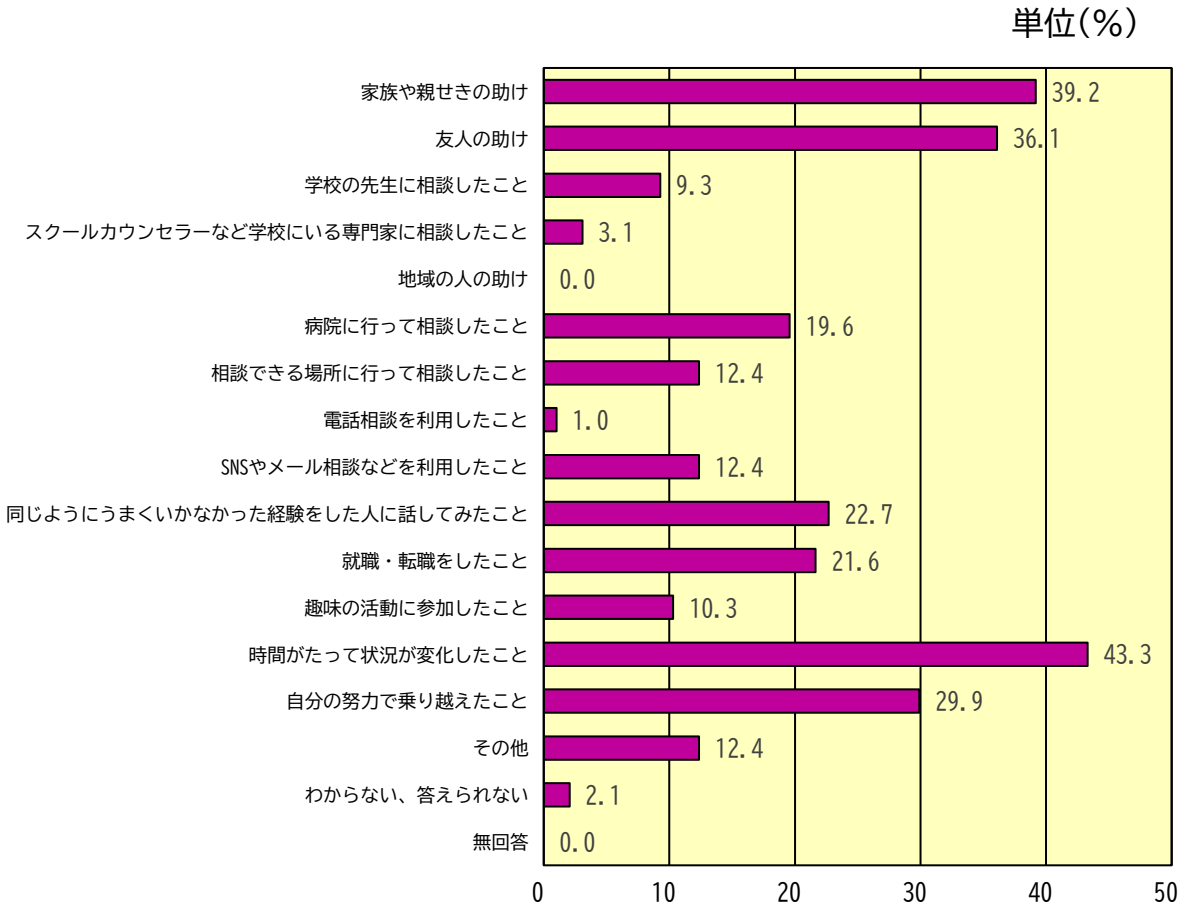

2　子育て支援サービスの提供と利用の動向

（１）教育・保育サービス等の提供状況と利用動向

①認可保育所及び認定こども園

野田市の認可保育所及び認定こども園は、令和元年度から令和６年度にかけて４か所の新設があり、公立・私立を合わせ 26 か所となっています。４月１日時点の入所数は、５年前に比べて 336 人増加しています。一方で待機児童数は、教育・保育の無償化による需要増加により令和元年度は９人、令和２年度は１人となっていましたが、施設整備や利用調整(あっせん等)により、令和３年度以降はゼロで推移しております。

認可保育所入所状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
定員（人）	2,217	2,400	2,447	2,520	2,532	2,514
施設数（か所）	22	24	25	26	26	26
年間延べ人数（人）	26,454	28,106	28,856	29,466	30,042	
入所数（人）（各年４月１日現在）	2,130	2,272	2,330	2,350	2,412	2,466
待機児童数（人）（各年４月１日現在）	9	1	0	0	0	0

資料：野田市資料

認可保育所別入所状況

保育所（園）名	平成 31 年４月１日現在			令和６年４月１日現在		
	定員（人）	入所数（人）	入所率（%）	定員（人）	入所数（人）	入所率（%）
清水保育所	130	151	116.2	130	146	112.3
花輪保育所	150	127	84.7	130	124	95.4
中根保育所	200	186	93.5	200	176	88.0
東部保育所※1	121	101	84.2			
南部保育所	150	151	100.7	150	142	94.7
北部保育所	130	114	87.7	120	117	97.5
尾崎保育所	150	129	86.0	130	119	91.5
福田保育所	120	102	85.0	120	93	77.5
木間ケ瀬保育所	100	93	93.0	100	98	98.0
乳児保育所	60	50	83.3	60	36	60.0
(私)聖華保育園	70	82	117.1	70	81	115.7
(私)ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙのだ保育園※2	60	74	123.3			
(私)ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙせきやど保育園	70	69	98.6	70	70	100.0
(私)アスク七光台保育園	70	76	108.6	70	75	107.1
(私)アスク川間保育園	70	82	117.1	70	87	124.3

(私)ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙさくらのさと保育園	60	71	118.3	60	70	116.7
(私)すくすく保育園	90	86	95.6	90	98	108.9
(私)ｱｽｸ古布内保育園	90	94	104.4	90	95	105.6
(私)ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙあたご保育園	150	147	98.0	150	147	98.0
(私)すくすく保育園分園※3	54	29	53.7			
(私)やまざき杜の保育園※3				54	42	77.8
(私)ｱｰﾄﾁｬｲﾙﾄﾞｹｱ野田東部みどり保育園※1				110	98	89.1
(私)しみず空と杜の保育※4				60	70	116.7
(私)聖華未来のこども園	108	120	111.1	120	108	90.0
(私)のだのこども園※5				129	117	90.7
(私)やなぎさわ幼稚園・保育園※6				120	135	112.5
(私)ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙつつみの※2				72	85	118.1
(私)柳沢くくる保育園※7				19	21	110.5
(私)ひばり保育園(地域枠)	15	12	80.0	20	16	80.0
合計	2,218	2,146	96.8	2,514	2,466	98.1

資料：野田市資料

入所数については、平成 10 年２月 13 日付厚生労働省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」に基づき、弾力的な運用をしています。

※１東部保育所は、令和２年 10 月に民営化し、(私)ｱｰﾄﾁｬｲﾙﾄﾞｹｱ野田東部みどり保育園になりました。
※２(私)ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙのだ保育園は、令和５年４月に認定こども園化し、(私)ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙつつみのになりました。
※３(私)すくすく保育園分園は、令和２年４月に(私)やまざき杜の保育園（独立した認可保育所）になりました。
※４(私)しみず空と社の保育園は、認可保育所として令和４年４月に開設しました。
※５(私)のだのこども園は、保育園型認定こども園として令和元年７月に開設しました。
※６(私)やなぎさわ幼稚園・保育園は、幼保連携認定こども園として令和２年４月に開設しました。
※７(私)柳沢くくる保育園は、小規模保育事業として令和３年４月に開設しました。

②幼稚園

野田市の幼稚園の入園児童数は、市内児童数の減少及び保育需要の増加により、減少傾向にあります。公立幼稚園において令和５年度に関宿南部幼稚園が休園となり、野田幼稚園及び関宿中部幼稚園の定員見直しを行いました。

私立幼稚園においては、令和元年度末に宮崎幼稚園が閉園及び令和２年度に柳沢幼稚園が認定こども園へ移行し、施設数及び定員数が減少しています。

幼稚園入園状況(認定こども園の教育部分を除く)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
定員（人）	2,510	2,190	2,190	2,190	1,665	1,655
施設数（か所）	11	9	9	9	8	8
合計児童数（人）	1,626	1,329	1,283	1,224	1,150	1,057
公立幼稚園児童数（人）	169	143	111	90	91	82
私立幼稚園児童数（人）	1,457	1,186	1,172	1,134	1,059	975

資料：野田市資料

※無償化前の令和元年度以前は各年５月１日現在、無償化後の令和２年度以降は各年４月１日現在

幼稚園別の園児数、延長保育、子育て支援の状況　　（令和６年４月１日 現在）

幼稚園名	園児数（人）	延長保育	子育て支援
(公)野田幼稚園	67	実施無し	園庭開放
(公)関宿中部幼稚園	15	実施無し	園庭開放
(私)月影幼稚園	105	実施無し	園庭開放
(私)第二野田中央幼稚園	139	17：30 まで	未就園児(１・２歳児)教室
(私)野田中央幼稚園	247	17：30 まで	未就園児(１・２歳児)教室
(私)野田北部幼稚園	248	18：00 まで	２歳児プレスクール、未就園児(０、１児)向けの集い
(私)岩木幼稚園	157	18：00 まで	園庭開放、２歳児プレスクール
(私)関宿幼稚園	79	18：00 まで	園庭開放、２歳児プレ保育、親子教室

資料：野田市資料

（２）地域における子育て支援の基盤整備の状況

①学童保育所

平成 31 年４月から、32 か所(うち２か所民設)で運営してきましたが、少子化の影響により第一学童と第二学童の児童数を合わせても、第二学童の定員に満たない学校区や、第一学童と第二学童が隣り合った教室を利用していていることで児童が少ない学童保育所については、保育環境の改善と運営の効率化を図るため、小学校区ごとに、直営または社会福祉協議会の運営に一本化を図りました。

学童保育所入所状況　　（各年度４月１日時点）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
合計施設数（か所）	32	32	32	32	32	28
直営施設数（か所）	14	14	14	14	14	12
委託施設数（か所）	18	18	18	18	18	16
合計延べ人数（人）	18,745	18,042	17,453	17,572	18,389	
直営延べ人数（人）	4,891	5,539	5,645	5,682	5,629	
委託延べ人数（人）	13,854	12,503	11,808	11,890	12,760	

資料：野田市資料

令和６年４月１日より、七光台学童保育所を廃止し、七光台第二学童保育所を七光台学童保育所に、尾崎学童保育所と尾崎第二学童保育所を統合し、社会福祉協議会へ委託とし、柳沢学童保育所と柳沢第二学童保育所、関宿中央学童保育所と関宿中央第二学童保育所を統合し直営としました。これにより、施設数が 32 所から、28 か所になりました。

学童保育所別の入所状況　　（令和６年４月１日現在）

学童保育所名	運営先	入所児童数（人）	児童１人当たり保育室面積（㎡）※
野田	直営	44	5.23
野田第二	野田市社会福祉協議会	113	2.25
柳沢	直営	126	1.45
清水	直営	59	1.77
清水第二	野田市社会福祉協議会	129	1.82
南部	野田市社会福祉協議会	65	1.37
南部第二	(福)すくすくどろんこの会	49	2.13
南部第三	(福)すくすくどろんこの会	49	2.03
東部	直営	47	2.07
川間	直営	32	3.00
福田	直営	1	74.40
岩木	直営	36	3.56
岩木第二	野田市社会福祉協議会	124	2.31
宮崎	直営	14	8.27
宮崎第二	野田市社会福祉協議会	46	2.38
宮崎第三	野田市社会福祉協議会	43	2.11
山崎	直営	54	1.90
山崎第二	野田市社会福祉協議会	41	2.13
七光台	野田市社会福祉協議会	63	2.04
尾崎	野田市社会福祉協議会	64	2.67
二ツ塚	直営	51	2.22
北部	野田市社会福祉協議会	70	3.50
みずき	野田市社会福祉協議会	157	1.71
三ケ尾	野田市社会福祉協議会	32	3.33
木間ケ瀬	直営	23	3.56
二川	(株)日本保育サービス	81	2.35
関宿中央	直営	62	3.08
関宿	野田市社会福祉協議会	17	5.08
合　　計		1,692	2.43

資料：野田市資料

※学童保育所ごとにおける登録人数に、前年度(令和５年度)の平均出席率を乗じて利用人数を算出する方法で、児童１人当たりの面積を算出しています。

保育室面積÷（登録人数×前年度平均出席率）＝児童１人当たりの保育室面積

②ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの会員数の合計は、増加傾向にあり、令和３年度は1,206人と前年度に比較し149人に増加しています。一方、提供会員は概ね横ばいで推移していることから、利用会員が利用できないことがないよう提供会員の少ない地域については、提供会員を増やす取組を進めます。

なお、利用件数は、コロナ禍の影響により、令和２年度は減少しましたが、令和３年度からは増加し、その後はおおむね横ばいで推移しています。

会員・利用状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
会員合計（人）	944	1,057	1,206	1,319	1,472
利用会員（人）	774	890	1,037	1,150	1,301
提供会員（人）	125	128	131	132	135
両方会員（人）	45	39	38	37	36
年間延べ利用件数（件）	4,193	1,993	3,543	3,925	3,240

資料：野田市資料

利用状況　　単位(件)

内　　容	令和５年度
保育所・幼稚園の送り	163
保育所・幼稚園の迎え	205
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	63
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	168
保育所・幼稚園の帰宅後の援助	0
学校の放課後の援助	26
学童保育の迎え	0
学童保育の迎え及び帰宅後の援助	96
学童保育からの帰宅後の援助	0
こどもの病気時の援助	0
保育所・学校等休みの時の援助	127
保育所等施設入所前の援助	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	129
保護者等の求職活動中の援助	0
保護者等の冠婚葬祭による外出、他のこどもの学校行事の援助	0
保護者等の買い物等外出の場合の援助	70
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	148
学校への送り	501
家族等の通院等の場合の援助	0
習い事の送迎（主に学童・保育所からの習い事への送りと迎え）	1,273
学校の迎え	188
学童保育所等への送りと援助	83
合　　計	3,240

資料：野田市資料

③地域子育て支援センター

子育てを地域においてサポートする拠点として、認可保育所内に４か所の地域子育て支援センターを設置しており、相談事業を始め、子育て世代の交流、サークル支援、講座開催等の事業を行っています。

コロナ禍の影響で、令和２年度と令和３年度の利用人数が減少しましたが、令和４年度以降は利用者が増加傾向にあります。

年間延べ利用人数　　単位(人)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
合計利用人数	8,202	2,009	1,319	3,378	4,672
アートチャイルドケア 野田東部みどり保育園併設 野田東部みどり子育て支援センター (地域子育て支援センターが令和2年10月から移管)	3,761	1,141	905	2,010	2,762
聖華保育園内 さくらんぼルーム	733	240	225	458	218
アスク七光台保育園内 ぽかぽかひろば	575	99	39	215	548
聖華未来のこども園内 コアラルーム	3,133	529	150	695	1,144

資料：野田市資料

④子育てサロン

乳幼児の親子同士の交流、育児から離れリフレッシュできる一時預かり、育児の悩み等の相談等の事業を行う「子育てサロン」の運営について、平成 29 年度までは設置者のＮＰＯ法人に補助金を交付し、地域における子育て拠点づくりの推進を図っておりましたが、一定数整備されたことから、事業運営に重点を置くため、平成 30 年度から交流・相談・情報提供・講座関係の４事業を委託事業として実施することで､開設日･開設時間を統一しサービスの拡充を図っています。

令和２年度と３年度については、コロナ禍の影響により、利用人数が減少しましたが、令和４年度以降は利用者が増加傾向にあります。

年間延べ利用人数　　単位(人)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
合計利用人数	10,573	3,626	4,081	6,151	7,447
「子育てサロン」 NPO 法人ゆう&みい	6,193	2,661	2,705	3,892	4,175
「ゆっくっくサロン」 NPO 法人子育て ネットワークゆっくっく	2,261	369	398	778	832
「スマイル」社会福祉法人 野田市どろんこの会	2,119	596	978	1,481	2,440

※平成 29 年度は一時預かり含む　　資料：野田市資料

⑤つどいの広場

関宿地域における子育て拠点として、３歳までの乳幼児を育てる保護者とそのこどもの交流や育児相談、講座の開催等の事業を行う、つどいの広場事業を NPO 法人に運営委託し実施しており、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めています。令和２年度と３年度については、コロナ禍の影響により、利用人数が減少しましたが、令和４年度以降は利用者が増加傾向にあります。

年間延べ利用人数　　単位(人)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
合計利用人数	3,815	2,002	747	1,120	1,022

資料：野田市資料

⑥子ども館(児童館)

市内７か所の子ども館は、地域における児童の健全育成の拠点として、親子サークル等による交流事業、伝承遊びや工作等の指導、野外ゲームやスポーツ、人形劇等のイベントを企画し活動しています。また、各地域の公園等に出向く「出張子ども館」を実施しています。

また、市民ニーズに対応するため、新しい子ども館の整備を行いました。なお、令和２年度と３年度については、コロナ禍の影響により利用者数が減少しましたが、令和４年に児童センターがオープンし、大幅に利用者数が増加するとともに、他の既存６館についても増加傾向にあります。

年間延べ利用人数　　単位(人)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
合計利用人数（6館） （令和4年度から7館）	67,735	24,836	27,059	113,541	162,494

資料：野田市資料

年間延べ利用人数（施設ごと）　　単位(人)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童センター	－	－	－	65,539	110,217
中央子ども館	12,769	4,318	4,337	3,419	5,347
うめさと子ども館	10,227	2,854	3,343	7,996	9,007
谷吉子ども館	10,462	4,106	5,474	9,306	10,107
山崎子ども館	8,816	3,727	3,892	7,676	8,816
七光台子ども館	18,999	5,638	5,922	12,036	10,909
関宿子ども館	6,462	4,193	4,091	7,569	8,091
合　　計	67,735	24,836	27,059	113,541	162,494

資料：野田市資料

第４章　基本理念と基本目標

1　計画の基本理念

すべてのこども・若者が未来に希望を持ち、
ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる
「元気で明るい家庭を築ける野田市」

こども大綱では、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組や政策を社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより「こどもまんなか社会」を実現していくこととされています。

野田市においても、この基本的考え方を、関係者が十分に理解しながらこども・若者を支えていくとともに、市全体で共有し、このような社会の実現を目指していきます。

2　計画の考え方

（1）計画の基本構成

本計画の基本理念と基本目標を総論に掲げ、各論には、初期のエンゼルプランから取り組んできたこどもに関する施策に加えて、こども大綱に基づき具体的な取組を一元的に示した国の実施計画で、こどもや若者の健やかな成長のための施策や、少子化対策、こどもの貧困対策、ひとり親対策等を取りまとめた「こどもまんなか実行計画」をベースに、市の実情に合わせた施策も本計画に反映させます。

これらの施策と、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の目標量等を設定した市町村事業計画の２本柱として構成します。

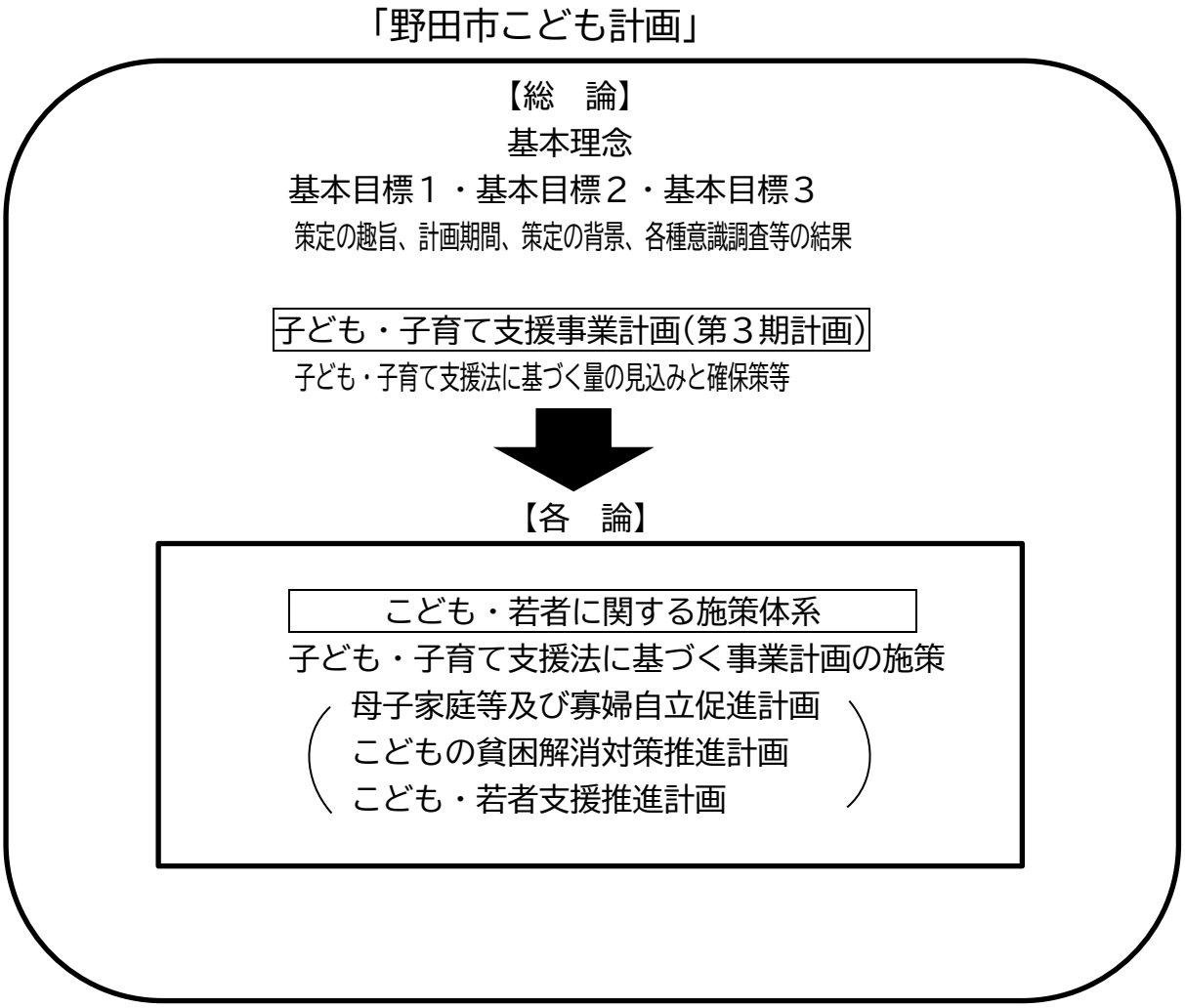

3　計画の基本目標

本計画については、こども大綱を勘案し、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を総合的に推進できるよう、「ライフステージ共通の支援」、「ライフステージごとの支援」、「子育て当事者への支援」の３つの基本目標を掲げ、こども施策の共通の基盤となる新たな計画を策定します。

基本目標１：すべてのこども・若者の権利を保障し、すこやかな成長を支援（ライフステージ共通の支援）

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していきます。

また、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。そのため、それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなく行われることが重要であり、こどもの権利が保障されるようこどもたちの最善の利益に考慮し、関係者が一体となって、こども・若者や子育て当事者を支えることが望まれています。

このようなことから、特定のライフステージのみでなく、全てのライフステージを通し縦断的に実施すべきものとして、教育、保育、保健、医療、療育、福祉、児童虐待の早期発見や未然防止について、切れ目のない支援をしていきます。

基本目標２：こども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援（ライフステージごとの支援）

こどもの誕生前から青年期まで、それぞれのライフステージごとに特有の課題があり、それらが、こども・若者や子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要となります。

幼児期は、多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園等就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様であるため、その多様性を尊重し、必要な教育・保育、子育てサービス等の環境整備を進めていきます。

学童期や思春期は、こどもにとって、心も身体も大きく成長する時期であり、また、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期でもあることから、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も重ねながら、様々な課題に取り組み達成することにより自己肯定感を高める環境を整えていくことが重要となります。このようなことから、多くのこども・若者の居場所となっている学童保育所や児童館、さらには、こども食堂や子ども未来教室等、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組んでいきます。

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として進学、就職、結婚等、人生における様々なライフイベントが重なる時期となります。青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業等の選択が行えるよう、就労支援や結婚を希望する若者への支援、結婚に伴う新生活への支援を進めていきます。

基本目標３：子育て家庭を地域全体で支える環境づくりの推進（子育て当事者への支援）

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等家族をめぐる環境が変化している中で、子育て当事者が、経済的な不安や孤独感を抱いたり、仕事との両立に悩むことがないようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要となります。

このため、幼児教育・保育の無償化や子ども医療費等、経済的な負担の軽減を図っていきます。また、貧困に陥りやすいひとり親に対する生活支援、子育て支援、就労支援が適切に行われるよう取り組んでいきます。

4　計画の施策の主なポイントと新たな取組について

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び子育て支援に関する量の確保等を示すとともに、こども・若者の権利に関する施策として、こども基本法、虐待防止条例の周知、地域ニーズに応じた相談連携体制としての重層的支援体制整備事業、ヤングケアラー対策等新規の施策を盛り込むほか、子ども館アンケートの結果を踏まえ、要望の多かった児童遊園、遊具の整備等を重点施策として位置づけていきます。

加えて、貧困対策やこども・若者計画も包含することで、既存の幼児教育・保育の無償化、子ども未来教室等に加え、現プランに位置付けていない生活困窮者支援事業、結婚支援事業等の政策を盛り込んでいきます。

（１）教育・保育の量の確保

待機児童等の解消の取組

保育所に入所できない方で育児休業中や他に通園可能な保育所がある場合は待機児童には含まれず、保留者として扱われますが、野田市は待機児童の解消とともにこれらの保留者の年度末時点での解消も目標としてまいりました。しかしながら、保留者については「単願」、「転園希望」等、緊急の必要性は低く、年度末時点の保留者を解消することは困難であり、過剰な目標となると判断しました。したがって、長期的な保育需要減少もふまえ、方針を転換し、今後は必要性の高い待機児童の解消に優先的に取り組むと同時に、年度末にかけて増加していく待機児童を減らすこと、特に年度の前半（９月まで）においては待機児童を発生させないように待機児童対策に取り組んでいきます。

（２）教育・保育の質の改善

保育所における１、４、５歳児配置基準の改善

各年齢における配置（保育士と児童数の対数）は国が基準を定めているところですが、令和６年度に見直しがあり、４・５歳児については、こども３０人に保育士１人の配置から、こども２５人に保育士１人の配置に改善されました。

１歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、令和７年度以降の加速化プラン期間中の早期に、こども６人に保育士１人の配置から、こども５人に保育士１人の配置に改善を進めていきます。

（３）既存事業の拡充

①特別な支援が必要なこどもの施策の充実

発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加していることから、市全体でインクルーシブ教育を推進します。

また、私立幼稚園を含め推進していくために、私立幼稚園協会と連携を図り、私立幼稚園要配慮幼児等教育支援事業補助金等により市の支援体制の構築を推進していきます。

②子ども医療費助成制度の拡充

こどもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校３年生までのこどもの通院、調剤及び入院に係る保健医療の一部または全部を助成し、令和５年８月診療分から、中学３年生までの自己負担金を無料とし、さらに令和６年８月診療分から助成対象年齢を中学３年生から高校３年生相当まで拡充し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図っていきます。

③子ども館機能の充実

令和４年８月から清水地先に乳幼児から 18 歳までの全ての児童が安全に安心して利用できる大型児童センターとしてのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）を整備しました。

さらに令和７年４月下旬のオープンに向けて、中央子ども館の建て替え工事を行っており、親子が年間を通じて気軽に交流できる場を作るとともに、地域における児童の活動拠点として遊びの指導等の事業を展開していきます。

④児童虐待防止対策の強化

要保護児童対策実務者会議を通じて、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場とする等関係機関との情報連携の強化を図っていきます。

さらに、令和６年１月１日に「野田市虐待防止条例」が施行され、改めて危機意識を高く維持し、受理した１ケースごとに重篤性の判断が軽くならないよう確実にアセスメントをしていきます。

（４）新たに取り組む主な事業

①こども基本法の周知

こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供を行うとともに、関係団体と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを、他人への思いやりやいたわりの心といった人権尊重意識を高める人権啓発活動を推進していきます。

②こども家庭センターの整備

令和６年４月に施行された児童福祉法の改正により、市町村に「こども家庭センター」の設置が義務づけられました。「こども家庭センター」は従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応（ポピュレーションアプローチ）と子育てに困難を抱える家庭への対応（ハイリスクアプローチ）を両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とし、家庭支援事業をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていきます。

③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない満３歳未満までの未就園児について、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度となります。令和８年度からの本格実施に向けて、令和６年度及び令和７年度の実施状況を分析し、実施施設数及び事業内容を検討していきます。

④保育所のＩＣＴ化

保護者の負担軽減を図るため、保育所にタブレット端末を導入し、連絡手段をデジタル化するなど、保育所業務のＩＣＴ化を進めていきます。

⑤奨学金返還支援事業

大学を卒業後、市内に移住し就労する若者に対して奨学金返還の一部を補助します。補助額は毎年の奨学金返還額の 70%、１年当たり上限 12 万円を最長５年補助します。

第５章　サービス供給の事業量と確保量

１　子ども・子育て支援制度について

１．子ども・子育て支援給付

施設型給付
・認定こども園
・幼稚園
・認可保育所

地域型保育給付
・小規模保育事業
・家庭的保育事業
・居宅訪問型保育事業
・事業所内保育事業

施設等利用給付
・幼稚園(未移行)
・特別支援学校
・預かり保育事業
・認可外保育施設等

２．地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業
②一時預かり事業
③放課後児童健全育成事業
④地域子育て支援拠点事業
⑤妊婦健診事業
⑥乳児家庭全戸訪問事業
⑦養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑧子育て短期支援事業
⑨ファミリー・サポート・センター事業
⑩延長保育事業
⑪病児･病後児保育事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑭子育て世帯訪問支援事業
⑮児童育成支援拠点事業
⑯親子関係形成支援事業
【令和７年度から追加する事業】
⑰産後ケア事業
⑱妊婦等包括相談支援事業
⑲乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

１　子ども・子育て支援給付

◆施設型給付

施設型給付は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」が対象となります。

（１）満３歳以上のこどもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間に応じた保育に対する給付

（２）満３歳未満のこどもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆地域型保育給付

地域型保育給付は、市が認可を行う以下の地域型保育事業が対象となります。

・小規模保育事業…小規模な環境（定員６人以上 19 人以下）で保育を実施
・家庭的保育事業…家庭的な雰囲気のもと小規模（定員５人以下）で保育を実施
・居宅訪問型保育事業…病気や障がい等の理由から、保育所等で集団保育が難しい場合に保護者の自宅で１対１で保育を実施する事業
・事業所内保育事業…事業所内の保育施設で、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育する事業

◆施設等利用給付

令和元年 10 月に開始した幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度です。幼稚園（新制度未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において、特定教育・保育等を受けた場合に一定の利用料が給付されます。

給付を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります

2　地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です（子ども・子育て支援法第 59 条）。全部で 13 事業（①～⑬）ありましたが、令和４年の児童福祉法の改正により、３事業（⑭～⑯）が新設されました。また、令和６年子ども・子育て支援法改正により、更に３事業（⑰～⑲）が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

2　事業計画における区域設定の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

野田市においては、以下の理由から「行政区（市全域）」を本計画の教育・保育の提供区域として設定します。

なお、国の指針によれば、教育・保育施設の広域利用の実態と地域子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合は事業ごとに区分設定できるとされていることから、子育てする方の身近な支援の場である地域子育て拠点事業については、地域バランスを考慮しながら実施します。

- 広域設定の方が需給見込み及び調整が容易であり、柔軟な教育・保育の提供が可能。また、勤務地の都合等による広域ニーズに対応できること。

- 野田市は認可保育所による保育の提供を基本としていること。また、認可外保育施設や事業所内託児施設が少なく、新制度への移行が見通せないため、地域型保育事業における保育の提供体制の確保の想定が困難であること。

- 野田市は市域面積が広いが、保育所の送迎については自動車による手段が大半であり、例えば関宿地域の保育所利用者も川間、北部地域の保育所を含めて広域に利用している実態があること。

3　教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策

■教育における量の見込み　　単位(人)

	実績		見込み			
	令和５年度		令和７年度		令和８年度	
	２号認定 ３歳以上	２号認定 ３歳以上	２号認定 ３歳以上	２号認定 ３歳以上	１号認定 ３歳以上	２号認定 ３歳以上
① 量の見込み	1,202	147	1,048	121	979	122
	1,349		1,169		1,101	
② 確保の内容	1,791		1,659		1,659	
②－①	442		490		558	

	見込み					
	令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
	１号認定 ３歳以上	２号認定 ３歳以上	１号認定 ３歳以上	２号認定 ３歳以上	１号認定 ３歳以上	２号認定 ３歳以上
① 量の見込み	913	123	888	125	865	126
	1,036		1,013		991	
② 確保の内容	1,501		1,501		1,501	
②－①	465		488		510	

○量の見込みの１号認定・・・こどもが満３歳以上で幼稚園等での教育を希望
○量の見込みの２号認定・・・こどもが満３歳以上で「保育の必要な事由」に該当しているが、
預かり保育等により教育（幼稚園）の利用が見込まれるもの

■保育における量の見込み　　単位(人)

		令和５年度（実績）				令和７年度			
		３号認定			２号認定	３号認定			２号認定
		０歳	１歳	２歳	３歳以上	０歳	１歳	２歳	３歳以上
① 量の見込み		133	376	444	1,459	155	484	554	1,568
②確保の内容	保育施設	170	358	459	1,506	185	391	492	1,599
	地域型保育事業	8	15	16	0	8	15	16	0
②－①		45	▲3	31	47	38	▲78	▲46	31

		令和８年度				令和９年度			
		３号認定			２号認定	３号認定			２号認定
		０歳	１歳	２歳	３歳以上	０歳	１歳	２歳	３歳以上
① 量の見込み		159	502	571	1,591	161	513	582	1,603
②確保の内容	保育施設	185	391	492	1,599	191	403	504	1,647
	地域型保育事業	8	15	16	0	8	15	16	0
②－①		34	▲96	▲63	8	38	▲95	▲62	44

		令和 10 年度）				令和 11 年度			
		３号認定			２号認定	３号認定			２号認定
		０歳	１歳	２歳	３歳以上	０歳	１歳	２歳	３歳以上
① 量の見込み		162	520	591	1,605	163	523	595	1,600
②確保の内容	保育施設	191	403	504	1,647	191	403	504	1,647
	地域型保育事業	8	15	16	0	8	15	16	0
②－①		37	▲102	▲71	42	36	▲105	▲75	47

○２号認定・・・こどもが満３歳以上で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望
○３号認定・・・こどもが満３歳未満で「保育の必要な事由」に該当し保育所等で保育を希望

■教育・保育における提供体制・確保方策の考え方

本計画の量の見込は、過去実績値を基に推計したものであり、各年度４月１日時点の数値としています。

教育における量の見込みは、令和６年４月 1 日の実績値(1,236 人)に過去実績の増減傾向を踏まえて推計しており、保育における量の見込みは、年齢別人口の推移と保育所等申込率の推移から推計しています。

◆教育

少子化及び共働き世帯の増加により全国的に幼稚園ニーズが低下しているものの、一方で私立幼稚園で実施されている預かり保育(２号)を利用する割合は増加しています。幼稚園の預かり保育は、家庭状況の変更があっても所属施設を変更(転園) せずに継続利用が可能等柔軟な利用が可能であることから、今後も一定以上のニーズが見込まれ、市内保育の一端を担っていると考えています。

また、近年増加する発達上の支援を要する児童の受入れを促進するために、市全体のインクルーシブ教育を推進し、体制強化に努めています。

◆保育

（１）待機児童の推移

野田市では、民設民営保育所の整備や定員の弾力的運用の活用により、待機児童の解消に努めており、令和３年から令和６年にかけて、４年連続で４月１日時点での待機児童０人を達成しています。

しかしながら、保育需要は依然として高く、年度当初の待機児童を解消できたとしても、年度末に向けて待機児童が増加していくことが課題となっています。

待機児童の推移　　単位(人)

年　度	４月	９月	３月	定員	新規開設及び利用定員変更
令和元年度	9	62	128	2,217	聖華未来のこども園 10 増員
令和２年度	1	30	106	2,400	のだのこども園 100(新規) やなぎさわ幼稚園・保育園 71(新規) 聖華未来のこども園 12 増員
令和３年度	0	20	78	2,447	柳沢くくる 19(新規) のだのこども園 29 増員 やなぎさわ幼稚園・保育園 19 増員 花輪 20 減員
令和４年度	0	18	69	2,520	しみず空と杜 60(新規) やなぎさわ幼稚園・保育園 15 増員 ｱｰﾄﾁｬｲﾙﾄﾞｹｱ野田東部みどり８増員 ひばり５増員、尾崎 15 減員
令和５年度	0	39	110	2,532	北部 10 減員、尾崎５減員 やなぎさわ幼稚園・保育園 15 増員 ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙのだ(移行)60 減 ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙつつみの 72(新規)
令和６年度	0	27		2,574	ｱｰﾄﾁｬｲﾙﾄﾞｹｱ野田東部みどり 18 減員 たんぽぽ 60(新規)

（２）待機児童と保留者

待機児童の定義について、平成 27 年度の改正では、これまで自治体の判断に委ねていた求職活動中の場合も基本的に待機児童に含めることとしたことから、待機児童の範囲が拡大されました。ただし、どのような場合を求職活動中とするかは、自治体の判断に委ねられました。このため、野田市では、原則としてハローワークや野田市無料職業紹介所等を通じるなどして、定期的に求職活動を行っている場合を「求職活動中」とすることとしました。また、平成 29 年度には、親に復職の意思がある場合は、育児休業中でも待機児童に含める改正を行いました。

保育所入所のための利用認定を受けても、保育所に入所できない児童は、待機児童に限りません。特定の施設のみを希望(単願)する場合や他に通園可能な保育所がある場合等は待機児童に含まれず、保留者として取り扱われます。

野田市では、年度末までの待機児童の解消に取り組むと同時に、これら保留者の解消も目標としてきましたが、保留者を分析した結果、「単願による申込み」、「転園希望」、「通園可能園があるが希望しない」で保留者全体の８割を占め、その他は「求職活動をしていない」「育児休業の延長も許容できる」「市外からの希望者」であることから、緊急の必要性は低いことを確認しました。

保留者の内訳　　単位(人)

保留者の状況	令和４年４月	令和５年４月	令和６年４月
単願による申し込み	42	67	56
転園を希望	26	16	30
他に通園可能園があるが希望しない	15	17	43
求職活動をしていない	9	17	19
育児休業の延長も許容できる	10	12	33
市外からの希望者	6	6	8
合計	108	135	189

（３）待機児童解消野田市計画

上記(２)の分析結果から、保留者解消は現実的な目標ではなく、また保育の必要性の高い待機児童についても、年度末時点で解消することは困難であり、過剰な目標となることから、長期的な保育需要減少もふまえ、今後は必要性の高い待機児童の解消に優先的に取り組むと同時に、年度末にかけて増加していく待機児童を減らすこと、特に年度の前半(９月まで)においては待機児童を発生させないように取り組みます。

なお、保育の必要量は令和６年４月時点でも増加傾向にあるものの、市内の児童数は減少傾向であることから、保育必要量も令和 11 年ごろに高止まりすることが予想されます。将来的に確保量の供給過剰とならないよう、定員の 120%の範囲内で認められている弾力的運用を活用しつつ、社会情勢の変動や宅地開発の状況等を踏まえて既存幼稚園の認定こども園化等の施設整備を検討します。

待機児童解消野田市計画

（各年度４月時点の見込と確保の状況）　　単位(人)

年　度		3歳以上	0歳	1・2歳
令和７年度（見込）	量の見込み	1,509	130	883
	市計画	1,599	193	914
	過不足	90	63	31
令和８年度（見込）	量の見込み	1,529	131	905
	市計画	1,599	193	914
	過不足	70	62	9
令和９年度（見込）	量の見込み	1,542	131	921
	市計画	1,647	199	938
	過不足	105	68	17
令和 10 年度（見込）	量の見込み	1,550	131	934
	市計画	1,647	199	938
	過不足	97	68	4
令和 11 年度（見込）	量の見込み	1,553	131	943
	市計画	1,647	199	938
	過不足	94	68	▲ 5

（各年度９月及び３月時点の見込と確保の状況）　　単位(人)

年　度		９月時点			３月時点		
		3歳以上	0歳	1・2歳	3歳以上	0歳	1・2歳
令和７年度（見込）	量の見込み	1,535	187	944	1,544	248	969
	市計画	1,599	193	914	1,599	193	914
	過不足	64	6	▲ 30	55	▲ 55	▲ 55
令和８年度（見込）	量の見込み	1,556	188	968	1,565	249	993
	市計画	1,599	193	914	1,599	193	914
	過不足	43	5	▲ 54	34	▲ 56	▲ 79
令和９年度（見込）	量の見込み	1,569	188	984	1,578	249	1,009
	市計画	1,647	199	938	1,647	199	938
	過不足	78	11	▲ 46	69	▲ 50	▲ 71
令和 10 年度（見込）	量の見込み	1,577	188	998	1,586	249	1,023
	市計画	1,647	199	938	1,647	199	938
	過不足	70	11	▲ 60	61	▲ 50	▲ 85
令和 11 年度（見込）	量の見込み	1,580	188	1,007	1,589	249	1,032
	市計画	1,647	199	938	1,647	199	938
	過不足	67	11	▲ 69	58	▲ 50	▲ 94

4　地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

市では、事業の量の見込みについて国から示された「量の見込み」の算出等の考え方に基づき、ニーズ調査による利用の意向と人口推計に基づいた量により算出するとともに、実績に応じた補正を加えています。

確保方策については、新たに行う事業等は、ニーズを把握し見込み量を算出する段階にあり、中間見直しにおいて実績等踏まえながら見込み量の作成を行いますが、実施する全ての事業について不足なくサービスを提供できる体制とし、今後のニーズの変化や実績に応じ適宜見直しを行います。

（１）地域子育て支援事業の量の見込み一覧

		令和５年度（実績）	令和７年度（見込み）	令和８年度（見込み）	令和９年度（見込み）	令和 10 年度（見込み）	令和 11 年度（見込み）
利用者支援事業		２か所	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所
一時預かり事業	幼稚園	23,369 人日/年	16,472 人日/年	16,192 人日/年	15,917 人日/年	15,646 人日/年	15,380 人日/年
	上記以外	529 人日/年	502 人日/年	489 人日/年	476 人日/年	464 人日/年	452 人日/年
放課後児童健全育成事業	低学年	1,532人 (年平均/月)	1,181 人	1,151 人	1,122 人	1,101 人	1,065 人
	高学年		323 人	321 人	320 人	308 人	300 人
	合計		1,504 人	1,472 人	1,442 人	1,409 人	1,365 人
地域子育て支援拠点事業		1,785 人 人回/月	2,640 人 人回/月	2,572 人 人回/月	2,505 人 人回/月	2,420 人 人回/月	2,389 人 人回/月
妊婦健診事業		8,963 人回/年	8,882 人回/年	8,837 人回/年	8,792 人回/年	8,748 人回/年	8,704 人回/年
乳児家庭全戸訪問事業		752 人	777 人	770 人	762 人	754 人	746 人
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		１か所	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
子育て短期支援事業		346 人日/年	218 人日/年	225 人日/年	232 人日/年	239 人日/年	246 人日/年
ファミリー・サポート・センター事業		3,240 人日/年	3,346 人日/年	3,632 人日/年	3,910 人日/年	4,203 人日/年	4,124 人日/年
延長保育事業		1,147 人/月	1,267 人/月	1,288 人/月	1,302 人/月	1,312 人/月	1,317 人/月
病児・病後児保育事業		260 人日/年	270 人日/年	274 人日/年	277 人日/年	279 人日/年	280 人日/年
子育て世帯訪問支援事業		25 人	18 人	20 人	23 人	26 人	29 人
児童育成支援拠点事業		－	－	１か所	１か所	１か所	１か所
親子関係形成支援事業		－	6 人	12 人	12 人	12 人	12 人
産後ケア事業		48 人	56 人	58 人	62 人	65 人	68 人
妊婦等包括相談支援事業		811 人	815 人	815 人	818 人	821 人	824 人

（２）地域子育て支援事業の提供体制の確保内容等

①利用者支援事業

■量の見込み　　単位(か所)

	実績	見込み				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

令和５年度は、子育て世代包括支援センターである保健センターと関宿保健センターで、本事業の「母子保健型」を２か所で実施しました。また、保健センターで実施している子育て支援総合コーディネート事業が本事業の「特定型」に該当しています。

〇量の見込み

令和６年４月の児童福祉法の改正により、「こども家庭センター」の設置が市区町村の努力義務とされました。従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を活かしながら、「こども家庭センター型」を実施します。

〇確保の内容

令和９年度までに、子ども家庭総合支援課・保健センターを一体化した「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく対応する体制を強化します。

②一時預かり事業

■量の見込み　　単位(人日/年)

		実績	見込み				
		令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	23,369	16,472	16,192	15,917	15,646	15,380
	②確保の内容	45,840	36,240	36,240	34,560	34,560	34,560
	②－①	22,471	19,768	20,048	18,643	18,914	19,180
上記以外の一時預かり	①量の見込み	529	502	489	476	464	452
	②確保の内容	5,832	5,832	5,832	5,832	5,832	5,832
	②－①	5,303	5,330	5,343	5,356	5,368	5,380

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

幼稚園等での預かり保育は、保護者の仕事等の理由により通常の教育時間では対応できない場合に、児童の預かり時間を延長できるものであり、共働き家庭等の児童の預け先として、市内保育の一端を担っています。幼稚園全体の利用児童数は減少しているものの保育需要が増加傾向にあることから、利用実績は大きく増減することなく一定の水準で推移しています。

幼稚園等以外の預かり保育は、現在２施設で実施しており、利用ニーズとしては、幼稚園入園後に共働きに変わった家庭や保育園に入園できなかった就労の保護者の利用回数が多い状況でした。

〇量の見込み

幼稚園等での預かり保育は、令和５年度の実績及び市内の３～５歳児の児童数推移を基に算定しています。また、令和７年度は新制度移行幼稚園１施設の認定こども園化を予定していることから、その分の減を見込んでいます。

幼稚園等以外の預かり保育は、令和５年度の実績及び市内児童数の推移を基に算定しています。

〇確保の内容

幼稚園等での預かり保育は、預かり保育を実施している施設の受け入れ可能人数を合計したものですが、令和７年度に新制度移行幼稚園１施設の認定こども園化を予定していることから、その分の減を見込んでいます。

幼稚園等以外の預かり保育は、現在実施している２施設分の利用定員に平日日数(243 日)を乗じた人数とします。

③放課後児童健全育成事業

■量の見込み

単位(人・月平均)

		実績	見込み				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	1,220	1,181	1,151	1,122	1,101	1,065
	高学年	312	323	321	320	308	300
	合計	1,532	1,504	1,472	1,442	1,409	1,365
②確保の内容		1,775	1,674	1,686	1,686	1,686	1,686
②－①		243	170	215	244	277	321

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

共働き家庭が増加し、一部の小学校区で入所児童が増加している一方で、児童数は市内全体で減少傾向にあることから､保育量の確保については推移を注視し、保育の需要を見極める必要があります。

〇量の見込み

人口推計６歳から 11 歳までの人数をもとにニーズ調査による利用希望をもとに算出し、利用希望が２割を超えていた高学年時の利用希望等、利用割合と乖離がある部分を補正し算出しました。

〇確保の内容

令和６年４月１日時点の定員数 1,728 人を基準に、令和７年に整備される野田学童保育所の定員数変更(95→41 人)、令和８年に整備される東部学童保育所(45人→55 人)、二川学童保育所(79→76 人)の増減分を加味しました。

④地域子育て支援拠点事業

■量の見込み

単位(人回/月)

	実績	見込み				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,785	2,640	2,572	2,505	2,420	2,389
②確保の内容	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720
②－①	935	80	148	215	300	331

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

地域子育て支援拠点については、ＮＰＯ法人等に運営委託している子育てサロン(４か所)、保育所等の子育て支援センター(４か所)、子ども館の子育て支援拠点事業(７か所)の３つに分類されます。コロナ禍の影響により事業を中止した期間があることや利用者が感染対策として外出を控える傾向があったことで実績数に大きな減少が見られましたが、回復傾向であり、コロナ前の水準を見込むこととしています。子ども館の子育て支援拠点事業については令和４年 10 月から開始されておりますので、確保の内容及び、量の見込みが増加しています。

〇量の見込み

保育需要の高まりは未就学児特に４歳未満を主な対象とする本事業については減少に作用します。しかしながら、３歳児未満は家庭にいることが多い現状や核家族化による支援ニーズの高まりから、今後の見込みについては多いものとしました。各年度については人口予測推定をもとに減少としています。

〇確保の内容

各施設の保育面積から利用可能児童数を見積り、稼働日数から積算します。

⑤妊婦健診事業

■量の見込み

単位(人回/年)

	実績	見込み				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8,963	8,882	8,837	8,792	8,748	8,704
②確保の内容	10,850	10,766	10,668	10,556	10,444	10,346
②－①	1,887	1,884	1,831	1,764	1,696	1,642

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

妊婦健康診査・乳児健康診査の費用助成を行っています。また、県外の契約していない医療機関で受診した費用の一部については、償還払いを行っています。

今後、少子化等の影響により実績が微減となることが予想されます。

〇量の見込み

令和３年度から令和５年度の実績の平均値を参考とし、少子化等の影響を考慮し、積算しました。

〇確保の内容

妊娠届出数の見込みに妊婦健診(最大 14 回)を乗じた数としました。

⑥乳児家庭全戸訪問事業

■量の見込み

単位(人)

	実績	見込み				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	752	777	770	762	754	746
②確保の内容	765	777	770	762	754	746
②－①	13	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

原則、対象者全員の方に訪問を実施していますが、長期入院や海外に長期に里帰りするなどの理由で全数訪問できていない現状があります。

〇量の見込み

令和３年度から令和５年度の実績の平均値を参考とし、少子化等の影響を考慮し、積算しています。

〇確保の内容

対象者全員の方を訪問する体制を確保しています。

⑦養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■提供体制・確保方策の考え方

ア）養育支援訪問事業

〇　育児ストレス、産後うつ病等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする事業です。

子育て世帯訪問支援事業の実施にあたり、当該家庭のアセスメントを行い、必要に応じて、子ども家庭総合支援課の保健師等が指導、助言等を行います。

イ）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○　要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う事業です。虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、野田市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース会議等を開催し、適切な支援につなげます。引き続き、子ども家庭総合支援課が、要保護児童対策協議会の調整機関として、こどもを守る地域ネットワークの強化を図ります。

○確保の内容

　子ども家庭総合支援課が要保護児童対策協議会の調整機関として、職員の研修や児童虐待防止のための啓発、情報ネットワークシステムの整備等を実施します。

■量の見込み　　単位(か所)

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	代表者会議…年２回程度開催 実務者会議…毎月１回開催 個別支援会議…必要に応じて随時開催					
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0	0

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）

■量の見込み　　単位(人日/年)

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	346	218	225	232	239	246
②確保の内容	365	365	365	365	365	365
②－①	19	147	140	133	126	119

■提供体制・確保方策の考え方

○実績と要因の分析

　こどもを養育している保護者等が、病気や事故、育児疲れ等で一時的に養育困難となった際に、松戸市にある児童養護施設「晴香園」で宿泊または日帰りで一時預かりを行う事業です。通院や冠婚葬祭等の事情ほか、育児疲れやストレスに対するレスパイトでの利用を勧奨しています。場所が松戸市ということ、また、送迎が必要ということもあり、利用に繋がらない状況もありましたが、定期的な利用者も増え始め、利用日数の増加につながっています。

〇量の見込み

見込みについては、大幅に増加した年度を除き、令和元年度から６年度までの伸び率を参考に試算しました。

今後も通院や冠婚葬祭等の事情ほか、育児疲れやストレスに対するレスパイトでの利用を希望する家庭に対し、積極的な利用を勧奨していきます。

〇確保の内容

年間１床ずつ、365 日の確保を想定しています。計画的な利用については、年末年始や大型連休等は需要が高まり、予約の確保が難しい状況ですが、利用を申請してきた保護者と協議を行い、概ね要望通りの日数を確保することができています。また、保護者の緊急入院等により児の養育者が不在となる場合等、緊急な場合に利用できる緊急枠が１床確保されていることが、子育て短期支援事業を社会福祉法人「晴香」に委託している最大の利点と考えています。

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■量の見込み

単位(人日/年)

	実績	見込み				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3,240	3,346	3,632	3,910	4,203	4,124
②確保の内容	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②－①	1,760	1,654	1,368	1,090	797	876

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、コロナ禍の影響により実績数が減少しましたが、回復傾向にあります。人と人とのつながりによる本事業については、屋外の援助が可能であり、送迎等幅広く、柔軟な支援ができることからさらにネットワークを広げる必要があります。利用会員については、保育所や学童保育所を利用する保護者への加入促進を進めていることから増加していますが、提供会員は概ね横ばいで推移しています。

〇量の見込み

利用会員の利用頻度により件数が増減しますが、実績は見込みどおりとなっていますので、年少人口の推移による減少調整を行ったうえで、核家族化による支援ニーズの高まりを増加調整し予測とします。

〇確保の内容

利用の見込みに対して、全体として供給体制は確保されています。地域によっては偏りがあるので、利用会員が利用できないことがないよう提供会員の少ない地域については、提供会員を増やす取組を進めます。

⑩延長保育事業（時間外保育事業）

■量の見込み　　単位(人/月)

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,147	1,267	1,288	1,302	1,312	1,317
②確保の内容	1,401	1,401	1,401	1,441	1,441	1,441
②－①	254	134	113	139	129	124

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

18時以降における延長保育利用の実績数を計上しています。新型コロナウイルス感染症の影響により減少していましたが、令和５年度はコロナ禍以前に近い水準まで回復しました。

〇量の見込み

令和５年度実績から延長保育の利用率を算定し、その利用率を市内の保育の量の見込みに乗じて算出したものです。

〇確保の内容

保育における確保量を基に本事業の受入れ可能な児童数等を推計し、算定しています。

⑪病児・病後児保育事業

■量の見込み　　単位(人日/年)

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	260	270	274	277	279	280
②確保の内容	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②－①	940	930	926	923	921	920

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

病児・病後児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、小張総合病院敷地内「ひばりルーム」が令和３年度末に廃止となり、令和４年度からは保育所併設型病児施設として新規開設した「フォレストルーム」で事業を実施しています。令和４年度は新型コロナウイルス感染症の影響と認知度の低さから利用実績は低かったものの、周知促進及びインターネット予約導入等の利便性向上により令和５年度は利用者が増加しました。

〇量の見込み

令和５年度及び令和６年度途中までの利用実績と市内の保育における量の見込を基に推計するものです。

〇確保の内容
　利用定員（５人）に、平日日数(20 日)の年間分(12 か月)を乗じた人数。

⑫実費徴収に係る補足給付事業

■提供体制・確保方策の考え方

〇　低所得者への保育材料費の補助等の事業については、幼児教育・保育無償化に伴い年収 360 万円未満相当世帯の副食費（実費徴収）が徴収免除となることから、給食費や教科書代等の補足給付について、国・県の実施要綱等に基づき実施します。本事業は事業の性質的に、確保の内容を計上するものではない（対象者に対して給付費を支払いする事業）ことから、量の見込みは算出しません。

⑬多様な主体の参入促進事業

■提供体制・確保方策の考え方

〇　教育・保育への新規参入事業者への相談・助言・あっせんに係る事業について、野田市は、これまでの認可制度に基づく施設による提供を基本としており、経験豊富な事業者が運営することから当面の必要性は低いと考えられますが、今後の保育の量の確保において提供体制が多様化する状況になった場合は、当該事業の実施を検討していきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業

■量の見込み　　単位(人)

	実績	見込み				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	25	18	20	23	26	29
②確保の内容	30	30	30	30	30	30
②－①	5	12	10	7	4	1

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析
　育児不安や、育児ストレスを抱える保護者に対し、家事等の援助や育児指導を行うことにより、安定した養育環境を提供しています。新型コロナウイルス感染症の影響によるサービスの利用控えが収まったと考えられる急激な利用者増により、令和５年度は、利用者数が見込みを上回りました。

〇量の見込み
　今後の見込みについては、対象家庭を広げることから、今まで以上に利用者が増加する見込みのため、令和６年度見込量に、令和元年度から令和４年度までのの伸び率を参考に試算しました。

〇確保の内容
　今まで以上に利用に促進を図ることから、30 人の利用に対応できる体制を確保していきます。

⑮児童育成支援拠点事業

■量の見込み　　単位(か所)

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	－	1	1	1	1
②確保の内容	－	－	1	1	1	1
②－①	－	－	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所を提供し、学習のサポートや食事の提供等を行うとともに、状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の包括的支援を提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を目的とする事業です。

現在こどもの居場所としては、子ども館が、各事業と連携しつつ機能を担っております。本事業の実施にあたっては、置くべき地域や受け入れ方法等、課題の検討を行ったうえで実施する必要があると考えられます。

〇量の見込み

ニーズを把握したうえで、実施の検討をします。

〇確保の内容

見込みに対する提供体制を確保します。

⑯親子関係形成支援事業

■量の見込み　　単位(人)

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	6	12	12	12	12
②確保の内容	－	6	12	12	12	12
②－①	－	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

〇実績と要因の分析

発達に課題のある４歳(年中)～８歳(小学２年生)の子を持つ保護者を対象に、１グループ最大６人で全８回の講義（ロールプレイ等）を行います。こどもの行動に焦点を当て、その特徴を理解し、それぞれに効果的な対応を保護者に学んでもらい、よりよい親子関係を築いたり、親子それぞれの自己肯定感の低下を防ぐことを目的にペアレント・トレーニングを行います。

〇量の見込み

新規事業のため現在実施している発達相談支援事業等から、保護者のニーズを把握します。

○確保の内容
　１グループ６人とし、令和７年度は１クール、令和８年度以降は２クール実施する体制を確保します。

⑰産後ケア事業

■量の見込み　　単位(人)

	実績	見込み				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48	56	58	62	65	68
②確保の内容	91	98	105	112	119	126
②－①	43	42	47	50	54	58

■提供体制・確保方策の考え方
○実績と要因の分析
　産後ケア事業は、出産後の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児手技の具体的な指導及び相談等を、1人あたり７日を限度として行うものです。令和７年度から地域子育て支援事業として位置づけられました。市ではキッコーマン総合病院、千葉県助産師会に委託し、継続して事業を実施します。
○量の見込み
　令和５年度の実績を参考とし、妊娠届出数や出生数をもとに少子化等の影響を考慮し、さらに、事業の周知を行うことによる利用者の増を見込んで算出しています。
○確保の内容
　利用人数見込に１人あたりの利用上限(７回)を乗じた数としています。

⑱妊婦等包括相談支援事業

■量の見込み　　単位(人)

	実績	見込み				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	811	815	815	818	821	824
②確保の内容	811	815	815	818	821	824
②－①	0	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方
○実績と要因の分析
　令和７年度から妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)が新設されます。
　市では、令和５年１月４日から出産・子育て応援給付金と併せて伴走型相談支援事業を実施しており、引き続き妊婦等包括相談支援事業として妊婦及びその配偶者に対して面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

〇量の見込み

母子健康手帳交付時と妊娠８か月のアンケートでの面接希望者には保健師が面接し相談、支援を行っています。令和５年度の実績を参考とし、妊娠届出数をもとに少子化等の影響を考慮し、さらに、事業の周知を行うことによる利用者の増を見込んで算出しています。

〇確保の内容

見込みを充足できる体制としております。

⑲乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

■提供体制・確保方策の考え方

○　乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の保育要件(就労等)を問わず、０歳６か月から３歳未満のこどもを対象に月一定時間まで時間単位で保育園を利用できる新しい制度で、令和８年度から全国において本格的な実施が予定されています。

○　野田市では、市内２事業者で令和６年 10 月から試行的事業を開始しており、令和６年度は満１歳から３歳未満のこどもを対象に、月にこども１人当たり 10 時間を上限として、事業を実施しています。

○　令和７年度以降も引き続き事業を継続するとともに、試行的事業の実績等を踏まえニーズを分析し、見込み量及び確保方策を設定します。

5　教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保について

（１）認定こども園の普及に係る考え方

令和６年４月１日には、幼保連携認定こども園が２園、保育所型認定こども園が２園の合計４園が市内に開設されています。

認定こども園は保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟にこどもを受け入れられ、教育・保育を一体的に提供できる施設であることから、既存幼稚園の移行に当たっての判断に資するよう、設置者に対し認定こども園に関する情報提供を適宜行っていきます。

（２）幼保こ小の連携の取組について

質の高い幼児期の教育・保育を提供していくため、幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な移行のための連携を図る目的で設置している、既存の幼保こ小連絡会の仕組みを活用し、合同研修会の実施や幼稚園児・保育園児と小学生との交流を進めます。

また就学に当たっては、引き続き保育所児童保育要録及び幼稚園幼児指導要録を適正に取り扱います。

6　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適切な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、円滑な給付を行っていきます。

7　放課後児童対策パッケージに基づく行動計画について

（１）「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画（平成 30 年～令和５年）

国は、共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、共働き家庭等の児童を対象に放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ（学童保育所）」と全ての児童を対象に放課後等に学習支援や多様なプログラムを実施する「放課後子供教室」の計画的な整備（放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携による実施を推進）を進めるため、平成 26 年７月に「放課後子ども総合プラン」を示し、次世代法の計画の一部として位置付けました。

このプランを１年前倒し、平成 30 年９月に見直しを行い令和元年から令和５年度までの５か年間で約 30 万人分の整備を図り目標を 152 万人分とする「新・放課後子ども総合プラン」を示し、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に行動計画を位置付けました。また、同一の小学校内等で両事業（放課後児童クラブと放課後子供教室）を実施する一体型を全国１万か所以上で実施することを目標としました。

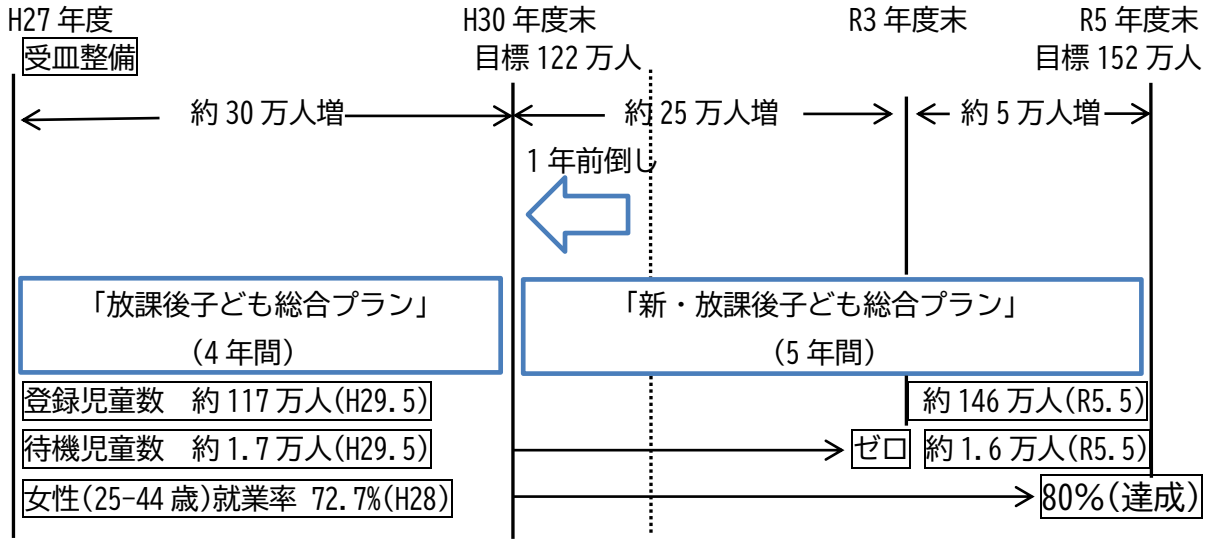

（２）放課後児童対策パッケージに基づく行動計画（令和５年・令和６年）

「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152 万人分）や、待機児童対策の目標達成は困難な状況であるため、放課後児童対策を一層強化し、こどものウエルビーイングの向上と共働き共育ての推進を図るために、こども家庭庁、文部科学省が連携し、集中的に取り組む施策をまとめました。

①放課後児童クラブの受け皿整備等の推進
- 放課後児童クラブを開設する場の確保
- 放課後児童クラブを運営する人材の確保
- 適切な利用調整

②全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策
- 放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保
- 多様な居場所づくりの推進
- 質の向上に資する研修の充実

（３）野田市における現状と課題

①放課後児童クラブ（学童保育所）の現状と課題

現状としては市内 20 か所の全ての小学校区において学童保育所を整備し、待機児童を出すことなく家庭で保育が困難な児童を受け入れています。

また、新・放課後子ども総合プランが、既存の小学校外の学童について、余裕教室等を活用することが望ましいとされていることから、校外に設置された学童保育所を、順次余裕教室へ移転しています。また、学童保育所の指導員については、会計年度任用職員制度により実質的な継続雇用が可能となったことから、児童の保育環境の改善と運営の効率化を図るため、入所児童が減少している学校区、直営学童保育所と社会福祉協議会へ委託している学童保育所が校舎内で隣接している学校区について運営の一本化を実施しました。

課題としては入所児童数について、一部の学校区では増加しておりますが、市内全体では減少傾向にあることから、その推移を注視し、保育の需要を見極め、施設の統廃合を含め、効率的に運営していく必要があること、学童指導員について、令和４年度から会計年度任用職員制度を本格導入したことにより、継続雇用が可能となりましたが、担い手不足の状況にあるため、その確保が課題となっています。

②放課後子供教室の現状と課題

市内 20 か所の全ての小学校を利用するとともに、公民館等の近隣施設８か所を利用し計 39 か所で、毎月２回土曜日に児童が様々な体験活動を行うオープンサタデークラブを実施しています。

さらに、平成 30 年度からは、全小学校において放課後に特別教室等を利用し授業への理解の差が目立ってくる小学校３年生の希望する全ての児童を対象に、４月から 10 月の間で週１回の学習支援を行う子ども未来教室を実施しています。

（４）今後の方向性

①放課後児童クラブ(学童保育所)

学童保育所については、共働き家庭の増加等による学童保育の需要を見極め、入所児童数の推移を注視し、過密化対策のため第二学童を整備した学校区について、２つの学童を合わせても、第二学童の定員数に満たないなど、保育に影響のない場合は、社会福祉協議会と協議の上、直営に統合し、会計年度任用職員による安定した保育サービスを提供することで、効率的で継続的な運営を図ります。なお、学童保育所は、児童の健全な育成を図る役割を担っていることから、指導員の研修等を含め質の向上を図るとともに保護者等への周知を図ります。

②放課後子供教室

オープンサタデークラブについては、こどもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人として素地を育む」機会を社会全体で創り出してゆくこと目的としていることから、指導者の資質の向上を図りながらオープンサタデークラブの改善に努め、事業を継続して実施します。

子ども未来教室については、当面は３年生を対象に実施しますが、参加児童の追跡調査等により、子ども未来教室の実施後も学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを検証し、充実を図ります。

③一体型について

放課後子供教室(子ども未来教室)は全て学校施設内で実施していますが、放課後児童クラブ(学童保育所)については、学校施設内の実施が 16 か所となり３か所(福田一小、東部小、南部小)は未実施となっています。行政改革大綱においても学童保育所を余裕教室に移転する方針を示していますが、教室を提供していただく学校や学童保育所を利用する保護者との調整、また、南部小学校については、民設民営の事業者に委託しているなど実施に向けては課題もあることから、一体型については、教育委員会と連携し、可能な学校から随時実施していくことを目標とします。

④特別な配慮が必要な児童

特別な配慮が必要な児童については、保護者からの聞取りや学校等の関係機関と連携し、児童の様子を良く確認し、基本的に指導員を加配することで対応可能な場合は受け入れを行います。

■各　論

第６章　施策の体系

野田市こども計画の施策体系		
すべてのこども・若者が未来に希望を持ち、ひとしく権利の擁護が図られ、すこやかに成長できる「元気で明るい家庭を築ける野田市」	基本目標１　すべてのこども・若者の権利を保障し、すこやかな成長を支援（ライフステージ共通の支援）	SDGs
	１　こども・若者の権利擁護と意見反映の推進	
	２　遊びや体験活動の推進	
	３　こども・子育て支援環境の整備の推進	
	４　こども・若者が活躍できる機会づくりの提供	
	５　こども・若者への切れ目のない保健や医療の提供	
	６　こどもの貧困対策の推進	
	７　障がい児支援、医療的ケア児等への支援の推進	
	８　児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	
	９　こども・若者を犯罪等から守る取組の推進	
	基本目標２　こども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援（ライフステージごとの支援）	SDGs
	１【妊娠前から幼児期】 切れ目のない保健や医療の確保	
	２【誕生後から幼児期】 幼児教育や保育の質の向上及び受入れ体制整備の推進	
	３【学童期、思春期】 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境づくりの推進	
	４【青年期】 結婚や就職を希望する若者への定住支援の推進	
	基本目標３　子育て家庭を地域全体で支える環境づくりの推進（子育て当事者への支援）	SDGs
	１　子育てや教育に関する経済的な負担軽減の推進	
	２　地域子育て支援、共働きや共育ての推進及び男性の家事・子育てへの参画の促進	
	３　ひとり親家庭等への支援の推進	

第７章　基本目標１における施策・事業内容

基本目標１：すべてのこども・若者の権利を保障し、すこやかな成長を支援（ライフステージ共通の支援）

１　こども・若者の権利擁護と意見反映の推進

こども基本法に基づく「こども大綱」が定められ、こどもの人権について、こどもの権利条約の趣旨を踏まえた基本的な考え方が示されました。

すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容についての理解を深めるための情報提供や啓発を行うことにより、自らが権利の主体であることを広く周知し、こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求める方法や回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進やこども・若者に対して、こどもが基本的人権の主体として最大限尊重されるような社会を目指して、人権教育・啓発の取組を推進します。

また、こども・若者が安心して意見を述べることができる場や機会をつくるために、対面での意見交換会やアンケートを実施します。

事業番号・事業名	1　こども基本法の周知		
担当課	児童家庭課、人権・男女共同参画推進課	事業区分	新規

事業の内容

■　こども基本法第 15 条において、国は、この法律の趣旨及び内容について周知を図り、その理解を得るよう努めるとされていることから、こども基本法の基本方針である、こども・若者が権利の主体として権利を保障、当事者の視点を尊重、ライフステージに応じた切れ目のない支援、成育環境の確保と貧困・格差の解消、若い世代の生活基盤の安定、関係機関との連携の６本の柱やこども施策についての周知を図り、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の意識の醸成を図っていきます。

事業評価・課題

■　こども基本法について、こどもの権利保障の取組を推進するためには、その適用や解釈について十分な理解を深める必要があります。

今後の事業方針

■　こども基本法及び野田市こども計画について、市ホームページや子育て関係団体の研修を通じて周知します。
■　国の啓発冊子等を活用し、子育て支援団体による研修会にて、こども基本法やこども計画の趣旨について周知をします。

事業番号・事業名	2　学校での子育て意識の啓発		
担当課	指導課、生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　子育てに関する講演を、各学校で実施しています。
■　「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、学校や関係機関における活用促進を図り、家庭での過ごし方や親子のコミュニケーション等家庭教育に関する情報を提供しています。
■　ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を確保し、子育て支援を行っています。
■　道徳・総合的な学習の時間や生活科及び各教科を通じて家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにしています。
■　令和３年９月より市内全小中学校に千葉県スクールカウンセラーを配置し、こどもたちだけではなく、保護者が校内で子育てに関する相談を受けています。
■　千葉県スクールカウンセラー以外にも特別支援教育コーディネーター、担任や養護教諭、市のカウンセラー等が対応することにより、校内やひばり教育相談で子育てに関する保護者の相談を受け付けています。

事業評価・課題

■　保護者や地域・学校のニーズに合った相談の場、発達段階に応じた情報の提供が必要となっています。

■　集団になじめない等不適応の悩み、不登校の悩みを持つ児童生徒が依然として多くなっています。カウンセラー等専門的な知識を持つ者が相談を受けるとともに家庭教育・家庭での支援が充実するよう、家庭のニーズに合った情報の提供が必要となっています。

今後の事業方針

■　学習活動や教育相談活動を通して家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにします。

事業番号・事業名	３　子育てに関する意識啓発の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムを支援することで、こどもを産み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図っています。

■　子ども館７館合同行事として子育て支援講演会を年１回開催しています。

■　市内の地域子育て支援団体で構成される子育て支援団体交流会のイベントとして、双生児・多胎児を対象としたツインマザー交流会を年２回開催しています。また、専門家を招いた離乳食講座も開催しています。

事業評価・課題

■　講演会の参加者からは、子育てに有益な情報があった、保護者同士の交流や子育ての悩み相談、情報交換として先輩ママからの体験談等が得られたなど、好評を得ています。

■　子育て支援団体の講習会や講座の後援を市がすることで、団体が活力を得ることから、地域ごとに子育てを支援するための仕組みや醸成するための仕組みが必要です。

今後の事業方針

■　子育てに不安を抱える保護者のニーズに沿った啓発事業の実施や講演会を開催します。

■　子育て支援を実施している民間団体の行事の後援を行うことで、社会全体で子育てを支援する意識を醸成します。

事業番号・事業名	４　人権教育・啓発の推進及び「こども」の人権への取組		
担当課	人権・男女共同参画推進課	事業区分	既存

事業の内容

■　子どもじんけん映画会を開催しています。
■　人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした小学校人権教室を開催しています。（啓発ビデオの視聴・話し合い）
■　人権擁護委員と連携し、「いじめ」等人権をテーマにした中学校人権講演会を開催しています。（市内中学校 11 校を３年で一巡）

事業評価・課題

■　子どもじんけん映画会については、実施日と会場を産業祭に合わせることで、多くの親子が映画会に参加し、人権の大切さをＰＲできるため、引き続き実施する必要があります。
■　小学生人権教室については、毎年小学校４～５校を選出し、４年生を対象にこどもたちに身近な問題である「いじめ」について自らが考え、他人への思いやりや、いたわりあう心を持つことで人間関係の大切さを学ぶこととなるため、引き続き実施する必要があります。
■　中学生人権講演会については、いじめや暴力のない社会、こどもの権利侵害について、考えることで、人権尊重意識を身につけることができるため、引き続き実施する必要があります。

今後の事業方針

■　他人への思いやりや、いたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的として、あらゆる機会を利用し継続的に人権教育・啓発事業を実施します。
■　引き続き子どもじんけん映画会、小学生人権教室、中学生人権講演会を開催します。

事業番号・事業名	５　障がいに関する理解促進		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　共生社会の理念を普及するとともに、障がいのある人に関する正しい理解を促して心のバリアフリーを推進するため、各種行事や講演会等の開催を支援しています。

事業評価・課題

■　障がいのある人に対する理解を深めるには、障がいのある人とない人が地域等様々な場において交流する機会が必要となっています。

今後の事業方針

■　継続的に共生社会の理念を普及するとともに、障がいに関する正しい理解を促して心のバリアフリーを推進するため、各種行事の開催を支援することによって、幅広い層の参加による啓発活動等を推進していきます。

数値目標

参加人数	令和７年度	令和８年度	令和９年度
サンスマイル(人)	約 1,000	約 1,000	約 1,000
おひさまといっしょに(人)	約 650	約 650	約 650

事業番号・事業名	６　子ども館アンケート事業の実施		
担当課	児童家庭課	事業区分	新規

事業の内容

■　こどもの状況やニーズをより的確に把握し、より実効性のあるこども施策の検討に役立てるため、令和６年度からこどもを対象にしたアンケートを実施しています。

事業評価・課題

■　令和６年度は、市内７か所の子ども館を利用する小学生 50 人、中学生 30 人、高校生 20 人の計 100 人を対象にアンケートを実施し、111 件の意見がありました。

主な意見

・公園の新設や遊具の増設に関すること、大型商業施設の誘致等野田市の施策に関すること、体育館へのエアコンの設置等学校生活に関すること、学費等の悩みや不安・相談に関すること、こどもの意見表明・参加の促進に関すること

今後の事業方針

■　引き続き多様なこどもがそれぞれの特性や状況に応じて意見を表明できるよう様々な手法や機会を検討していきます。

■　こども施策を検討する行政職員が、子ども館等へ出向いて直接こどもから意見を聞く手法や機会を検討していきます。

事業番号・事業名	7　市長と話そう事業の実施		
担当課	市政推進室	事業区分	既存

事業の内容

■　市長と話そう集会

　野田市の未来を担うこどもたちが、今何を考え、何を望んでいるのか、素直な意見を求めるため、市内の公立小中学校、全 31 校において、市長と話したいと希望するこどもが、市長と直接、意見交換をする「市長と話そう集会」を、平成 29 年度から実施しています。

■　市長と話そう（手紙編）

　市内の公立小中学校の全児童生徒に、担任の先生から市長宛ての封筒と手紙の用紙を直接配布するとともに、学校にも置いて、こどもたちが市長と話そう集会では言いにくいこと、相談したいことや言いたいことなどを自由に書き、郵便ポストに投函することで、市長に直接手紙がいつでも届けられる「市長と話そう（手紙編）」を、令和元年９月から実施しています。

事業評価・課題

■　こどもたちからの意見や要望等については、すぐに対応可能な要望等については、担当部署と連携しながら対応を行いました。

今後の事業方針

■　野田市の未来を担うこどもたちが、今何を考え、何を望んでいるのか、素直な意見を求めるため、こどもたちから出された意見や要望を今後の施策にできる限り反映できるように、今後も継続していきます。

２　遊びや体験活動の推進

遊びや体験活動は、こども・若者のすこやかな成長の原点となります。

こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語感覚等の認知スキルや、想像力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力等の社会情動的スキルの双方を育むことに加えて、多様な動きを身につけ、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。

こういった体験活動から学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、こども・若者が文化芸術体験等多様な体験ができる機会の確保に努めます。

遊びや体験活動に加えて、こどもの読書活動は、言葉を選び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることから、読書への関心を高める取組を推進します。

事業番号・事業名	８　子ども館の機能の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　令和４年８月から、新しく整備した児童センターと既存の子ども館を含め、指定管理者による運営に代わることで、親子が年間を通じて気軽に交流できる交流の場を作るとともに、地域における児童の活動拠点として遊びの指導などの事業を展開しています。

■　こどもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、様々な年齢のこどもたちが集い、こどもの成長に必要な遊びを通して学べる場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流や相談ができる場として、さらには、こどもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点となり、楽しく遊びながら学ぶことができる魅力ある施設運営を行います。

■　保護者の子育てに対する不安や心配やこどもたちからの相談について、専門的な内容については、関係機関と連携して対応します。

事業評価

■　就学前児童から小中高校生までを対象とする異年齢のこどもが利用する施設であることから、より安全かつきめ細やかにこどもの育成支援ができるよう、特に高学年の指導に関する職員のスキル向上が必要となっています。

■　利用者の意向や要望を把握し、運営協議会の意見を踏まえ、常に事業を見直し、サービスの向上に努めます。

■　子育て支援や地域交流の拠点として、保育所、幼稚園、学校等と連携した事業運営に取り組みます。

■　令和５年度に実施したこどもの生活実態調査によると、小学生が楽しいことや悩み事についての話し相手として、「学童保育所、子ども未来教室、子ども館、青少年センターの先生や職員」と回答した割合が少なかったことから、研修等を通じて、悩み事を話しやすい環境作りに努めます。

今後の事業方針

■　中央子ども館について、保健センターに近接していることから、乳幼児とその保護者の交流や情報交換の場として利用されており、子育て世代の保護者への支援を担う重要な施設として機能していることから、旧建設地に新たな小型児童館の整備を進めています。

■　より積極的に子育て家庭が気軽に交流できるサークルやセミナー等親子のふれあいの場を作るとともに、様々な年齢の利用者が安全に利用できるよう施設の適正な管理と職員の研修等に努めます。

■　子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子育て拠点事業において、事業の共通化を図るに当たり、子ども館の児童厚生員が拠点スタッフと連携して取り組みます。

■　人が持つ様々な個性や違い(年齢、性別、文化、障がい特性等)に関わらず、誰もが安全に安心して利用できるインクルーシブの理念を取り入れた運営を目指します。

■　児童センターと既存子ども館が同じ事業者による運営の強みを活かすとともに地域と密着した事業を推進し、児童センターを拠点として魅力的な事業は共有するなど、事業の活性化を図ります。

■　利用者の意向や運営協議会の意見を踏まえた事業見直しや地域の子育て支援の拠点として関係機関等とのネットワークの構築に努めます。
■　地域における「こどもの居場所」として子ども館の機能・役割を十分に発揮するため、子ども館の利用者増や利用対象を拡充するような機能強化を図ります。また、養育環境に課題を抱える児童等に対する居場所を提供する国の児童育成支援拠点事業について、子ども館や学童保育所等との住み分けを整理した上で、導入について検討します。

事業番号・事業名	9　講習会、講演会の充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　乳幼児の保護者を対象に「だしを味わう」「防災」等様々なテーマの実習を行っています。

事業評価・課題

■　令和５年度から新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことで集合形式の実習を実施することができました。子育て情報の提供と相談・交流の場作りの一環として、参加者からの評判も良く、保護者の子育ての不安軽減につながりました。
■　講習会の参加機会の周知と内容の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

■　今後も効果的な開催方法や情報発信の手段を検討していきます。
■　引き続き事業を実施し児童の健康づくりの啓発等に努めます。

事業番号・事業名	10　子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　こどもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通した地域の教育力の向上、こどもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援しています。

事業評価・課題

■　子ども会育成連絡協議会の各種事業を通してこどもたちの健全育成を図ります。
■　子ども会への加入者は年々減少傾向にあります。

今後の事業方針

■　こどもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通した地域の教育力の向上、こどもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援します。

事業番号・事業名	11　あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　大人が、こどもたちのためのより良い活動を実践し、郷土愛に満ちた温かい地域を築こうとする運動に協力しています。

事業評価・課題

■　こどもたちのためのより良い活動のために、市内の各種青少年育成団体への事業協力や情報提供を行っています。

今後の事業方針

■　引き続き、各種青少年育成団体を通じて事業協力や情報提供を行って、運動の推進に協力します。

事業番号・事業名	12　野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　市と野田レクリエーション協会が協力してこどもの健全育成のための事業を実施しています。

事業評価・課題

■　市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っています。

今後の事業方針

■　今後も引き続き青少年健全育成のための事業に協力いただきます。

事業番号・事業名	13　野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容

■　野田市スポーツ協会の活動充実のため、総合公園施設等の翌年度の利用に係る予約調整会議を開催して、大会の場の確保に努めます。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図っています。

事業評価・課題

■　市民スポーツ大会では多数の市民参加を得ておおむね生涯スポーツの普及が図られているため、引き続き事業の重要性に鑑み、協会活動の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

■　今後も事業を継続し、野田市スポーツ協会活動の充実のため予約調整会議を開催して、大会の場の確保に努めます。
■　補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図ります。

事業番号・事業名	14　スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容

■　野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民スポーツ大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援しています。
■　広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図っています。

事業評価・課題

■　近年少子化の影響により加盟団体及び団員数が減少傾向にあります。

今後の事業方針

■　今後も事業の継続を図り、広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図ります。
■　野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民スポーツ大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援します。
■　各単位団の認定指導者を増やすために、スタートコーチ資格取得のための講習会費補助金を交付します。

事業番号・事業名	15　こどものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実		
担当課	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容

■　児童や親子を対象とした創作・体験活動や自然観察会等を、主催講座として実施しています。
■　市民駅伝競走大会を開催しています。
■　子ども釣り大会・少年野球教室を開催しています。
■　子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室を開催しています。

事業評価・課題

■　各公民館で実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については、地域ごとに学校を通じて募集を行い、夏休みの行事として定着し、一定数の参加を得ています。また、その他の親子参加型の創作・体験活動や自然観察等の講座等でも、こどもと有意義な時間が過ごせた等の評価を得ています。

■　今後もより多くのこどもたちが参加できるよう、魅力的な学習の場を考えていく必要があります。

■　市民駅伝競走大会では、多くの児童・生徒が参加しスポーツに親しむいい機会となっています。

■　子ども釣り大会、少年野球教室を通じ、こどもの健全育成に寄与しました。

今後の事業方針

■　引き続き、親子参加型の創作・体験活動や自然観察等の講座を通じて、親子(家族)のコミュニケーションや地域住民との交流を深めます。

■　今後も引き続き市民駅伝競走大会を開催します。

■　今後も引き続き子ども釣り大会・少年野球教室を開催します。

数値目標

市内 10 公民館・生涯学習センター
児童・生徒の学校外体験活動を目的とした公民館・生涯学習センター主催講座（子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室を含む）

令和７年度		令和８年度		令和９年度	
講座数	延べ参加者数	講座数	延べ参加者数	講座数	延べ参加者数
45	1,405 人	45	1,405 人	45	1,405 人

事業番号・事業名	16　学校外体験活動の推進		
担当課	公民館、生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　公民館・生涯学習センター主催講座として、児童生徒の学校外体験活動を実施していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子（家族）のコミュニケーションや地域住民との交流を深めます。

■　また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の児童の学習意欲を維持するとともに、公民館・生涯学習センターで行うことにより、学校とは違った他校のこどもたち同士の交流を図ります。

事業評価・課題

■　各公民館で実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については、地域ごとに学校を通じて募集を行い、夏休みの行事として定着し一定数の参加を得ています。また、その他の親子参加型の創作・体験活動や自然観察等の講座においても、こどもと有意義な時間が過ごせた等の評価を得ています。

■　今後もより多くのこどもたちが参加できるよう、魅力的な学習の場を考えていく必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き、親子参加型の創作・体験活動や自然観察等の講座を通じて、親子（家族）のコミュニケーションや地域住民との交流を深めます。

■　さらに、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」の開設により、夏休み中のこどもの居場所を作り、学習意欲を維持するとともに、公民館・生涯学習センターで行うことにより、クラス・学年・学校等の枠をこえ、普段とは違ったこども同士の交流の場としていきます。

数値目標

児童・生徒の学校外体験活動を目的とした公民館・生涯学習センター主催講座（子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室を含む）

令和７年度		令和８年度		令和９年度	
講座数	延べ参加者数	講座数	延べ参加者数	講座数	延べ参加者数
45	1,405 人	45	1,405 人	45	1,405 人

事業番号・事業名	17　岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流		
担当課	指導課、高齢者支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　児童が昼休み等にデイサービスセンターを訪問するとともに、昔遊びや合唱等各学年に応じた交流を図ります。

事業評価・課題

■　学年やクラスごとに内容を考え、歌やダンスの披露、トランプやクイズ・昔の遊び等幅広い内容で交流会を実施することができました。

今後の事業方針

■　学年ごとに計画しコミュニケーションを図ります。

事業番号・事業名	18　プレイパーク活動への支援		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　プレイパーク活動は、こどもが「遊び」を作る遊び場で、火を使ったり、地面に穴を掘ったり、木に登ったり自由に遊ぶことを保障し、異年齢交流によるコミュニケーション能力等の向上に寄与するものです。
　指導者が遊び方や道具の使い方等をアドバイスしますが、預かるという立場でなく、基本的には「自己責任」で遊びます。

事業評価・課題

■　自然を生かした自由な遊びを定期的に行える場所の確保や、活動の周知・広報について、ボランティアだけの活動では限界があり、行政との関わりが求められています。

今後の事業方針

■　プレイパーク活動は、かつて普通に外遊びしていた頃、その中で様々なことを学んだことに通じており、今の時代には新たなタイプのものです。
　活動については、児童の健全育成の施策の一つであるため、民間事業者への委託等具体的な施策方法について検討します。

事業番号・事業名	19　野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、後継者の育成として学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催しています。

事業評価・課題

■　学校での指導を通じてこどもたちと地域の方々との交流が図られており、継続してこどもたちへの学習機会の充実を図る必要があります。一方で、住民の高齢化や減少等により、祭事の実施が困難となっている地区があり、野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体の減少や、学校で指導する人材の確保が課題となっています。

今後の事業方針

■　後継者育成活動等において一層の連携体制の構築を図ります。
■　引き続きこどもたちの学習機会の充実を図ります。

数値目標

	令和７年度	令和８年度	令和９年度
小学校（校）	3	3	3
中学校（校）	1	1	1
出演児童生徒（人）	60	60	60

事業番号・事業名	20　文化センター事業の充実		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　文化事業については、こどもたちやこどものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供します。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設けます。

事業評価・課題

■　こどもやこどものいる家庭向けの文化事業を展開し、多くの来場者を得られました。
■　今後も事業内容や周知方法等を検討し一層の集客を図る必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供するとともに、文化芸術にこどもたちが参加し、体験できる機会の提供を図ります。

数値目標

	令和７年度	令和８年度	令和９年度
文化事業（件）	2	2	2

事業番号・事業名	21　ブックスタートの推進		
担当課	興風図書館、保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　０歳児向け絵本リスト、１・２歳児向け絵本リストを作成し配布しています。

■　ブックスタートボランティアを育成し、３か月児健康相談時の親子に読み聞かせを実施し、出生祝品として、絵本２冊とコットンバック、アドバイスブックレットを贈呈しています。

事業評価・課題

■　コロナ禍により、健康相談の延期等がなされたため、一時的に配布率が低下しました。

■　令和２年度以降は、コロナウイルス感染防止のため、ボランティアによる読み聞かせを中止していましたが、令和５年 10 月よりボランティアの活動を再開し読み聞かせを実施した上で贈呈する絵本を選んでいただきました。

今後の事業方針

■　引き続き０歳児向け絵本リスト、１・２歳児向け絵本リストを作成・配布します。

■　ボランティアの協力を得ながら、絵本の読み聞かせの大切さを伝え、出生祝品として、３か月児健康相談時の親子へ絵本を贈ります。

■　保護者とコミュニケーションをとり、円滑に事業を実施するため、ブックスタートボランティアを継続的に募集します。

事業番号・事業名	22　こどもに関わる学校等連携読書活動推進事業の推進		
担当課	興風図書館、指導課、児童家庭課	事業区分	追加

事業の内容

■　「学校図書館運営研修会」として図書担当教諭を集め、学校図書館にかかわる研修会を年１回実施します。
■　指導課･興風図書館が市内全小中学校の学校図書館を巡回訪問し運営に関する助言・指導をします。
■　学校からの要望により学校図書館ボランティア指導のために興風図書館より講師を派遣し、おはなし会等の実施方法について指導します。
■　「図書館学校」を開催し、児童に公共図書館の利用方法やおはなし会等を体験し、学ぶ機会を提供します。
■　児童センター図書コーナーに配架する本を､興風図書館の司書が専門的知見に基づき選書し、こどもたちの読書活動を推進します。

事業評価・課題

■　教員・学校図書館支援員・地域教育コーディネーター・図書ボランティアが協力し学校図書館を運営しているが､学校によって整備状況に依然として差が生じています。特に、令和５年度に実施したこどもの生活実態調査によると、中学生では「１か月間に１冊も本を読まなかった」が４割を超えており、中学生の図書館利用が課題となっています。
■　図書館から遠隔地にある学校を基本的に対象として「図書館学校」を実施し、好評を得ています。
■　児童センターに厳選された本を配架、企画展示することで、多くのこどもたちが利用しています。

今後の事業方針

■　指導課・興風図書館が協同し、全校配置された学校図書館支援員とも連携し、学校図書館内のレイアウト・案内表示や選書等の学校図書館運営に積極的にかかわります。
■　学校からの要望を募り、積極的に講師を派遣します。
■　「図書館学校」を可能な限り開催します。
■　日常的な運営を行う児童センター職員と、より効果的な方法で連携し、こどもたちにとって魅力的なコーナーを作成します。

数値目標

■　学校図書館での児童生徒一人あたりの全国平均年間貸出数(小学校 49 冊・中学校９冊)への到達を目指します。

全国平均貸出数	令和７年度	令和８年度	令和９年度
小学校　49 冊	小学校　45 冊	小学校　47 冊	小学校　49 冊
中学校　９冊	中学校　８冊	中学校　９冊	中学校　９冊

事業番号・事業名	23　電子図書館による学校連携読書活動推進事業の推進		
担当課	興風図書館	事業区分	追加

事業の内容

■　電子図書館において、クラス全員が同時にアクセス可能なコンテンツを提供し、各小中学校の朝読や授業等用の図書として活用します。
■　児童生徒そして教員に、インターネット環境がある学校や家庭で 24 時間いつでも読書ができる電子書籍を提供します。

事業評価・課題

■　ＧＩＧＡスクール構想により、児童生徒に提供されているタブレット端末を活用し、朝読や授業等用の図書として活用します。
　特に、時間が無く学校図書館を利用しにくい中学生による利用の推進が課題です。

今後の事業方針

■　市内小中学校の教員に向け、研修用動画コンテンツを作成し、利用の推進を図ります。
■　全児童生徒向けタブレット端末に、電子図書館用のアプリをインストールし、児童生徒が使いやすい環境を整えます。

事業番号･事業名	24　食育事業の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　育児支援の一環として食生活の大切さ、食事の楽しさに関心を持ってもらうことを目指しています。
■　離乳食講習会はおおむね６か月児の保護者を対象に、発育に合った食べ物や、成長に必要な栄養が取れるよう実施しています。

事業評価・課題

■　様々な体験を通して、“食”に興味・関心を持ち、適切な食生活が送れる市民を増やしていけるよう、さらに各ライフステージに応じた「食育」を推進していく必要があります。

今後の事業方針

■　乳幼児期の食事は生涯の食生活の基盤となるものであり、生活習慣病予防には、乳幼児期からの「食」が大切であることから、こどもや保護者に「食べ物を選ぶ力」の育成をしていきます。

３　こども・子育て支援環境の整備の推進

こども・若者や子育て当事者の目線に立ち、こどものために地域の生活空間を形成し、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や、親同士が交流する機会を生み出す公園等の整備を推進します。

公園等の整備については、こどもが利用しやすく、安全な管理を基本に、こどもの目線に立った施設整備を促進していきます。

遊具については、安全点検を実施し、緊急度の優先順位をつけ、各種要望を取り入れながら改修等の対応をしていきます。

通学路等の安全性の確保については、交通安全施設の設置や補修については、通学路改善会議を実施することで、市内の小中学校の通学路の安全点検を実施し、登下校時のこどもの安全対策の向上に努めます。

事業番号・事業名	25　街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進		
担当課	みどりと水のまちづくり課、生活支援課、スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容

■　利用しやすく、安全な公園管理を基本に、周辺の要望等を取り入れながら公園施設の整備を促進しています。

■　こどもの遊び場遊具は、安全点検の結果により、緊急度の優先順位をつけ、周辺の要望等を取り入れながら改修等の対応をしています。

事業評価・課題

■　公園の施設については老朽化が進んでいることから、安全点検の結果により緊急度等優先順位をつけ、今後も引き続き改修を実施していく必要があります。

　令和６年度に実施した子ども館アンケートによると、新しい遊具を増やして欲しいとの要望が多数あったことから、老朽化した遊具を新しい遊具に入替えるなどの対応をしていきます。

■　「市長と話そう集会」において、小中学生からは、身近な場所で自由に体を動かせる広場を整備して欲しいとの要望が多いことから、遊休農地や未利用市有地などを活用したこどもの遊び場の整備を進めていきます。

今後の事業方針

■　公園を安全で快適に利用できるように、公園施設については、老朽化した遊具等の整備を引き続き実施していきます。

■　遊休農地を活用して整備した「山崎小前あそびの広場」の適切な維持管理に努めるとともに、旧関宿クリーンセンターの跡地を活用し、少年野球や少年サッカーをはじめ、こどもが様々なスポーツに利用できる「(仮称)関宿スポーツフィールド」の整備を進めます。

事業番号・事業名	26　街路樹管理事業の推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容

■　街路樹の適正な管理を行うため、計画的に除草、剪定や害虫駆除等を実施しています。

事業評価・課題

■　市内都市計画道路や区画整理事業が完了し、街路樹による緑化が進められていますが、管理面積や数量の増加等管理費用が増大しています。

今後の事業方針

■　継続的に市内街路樹の適正な維持管理に努めます。

事業番号・事業名	27　市民の森保全事業の推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容

■　市内 12 か所を市民の森に指定し、緑地の保全を推進しています。

事業評価・課題

■　都市化の進展や市街地の拡大により、緑にふれあい親しめる環境が減少しており、市民の森を継続し拡大することで良好な居住環境を確保していく必要があります。

今後の事業方針

■　現在の市民の森を貴重な自然環境として適正に管理し、良好な緑地の保全を図っていきます。

事業番号・事業名	28　公共施設等植栽事業の推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容

■　公共施設等に植栽し、緑化の推進を図っています。

事業評価・課題

■　継続的に事業を推進し、都市化による緑の減少をカバーする必要があります。

今後の事業方針

■　継続的に市内各所の公共施設に植栽し、緑化を推進します。

事業番号・事業名	29　みどりのふるさとづくりの推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容

■　公共施設等への拠点植樹や苗木の無料配布、環境をテーマにしたイベント等を開催し、緑化活動と啓発普及活動を展開しています。

■　また、研修会や視察等を行い、知識・技術の向上を図っています。

事業評価・課題

■　より一層こどもたちも参加できる市民参加型の緑化活動を行っていく必要があります。

今後の事業方針

■　都市化により減少した潤いややすらぎ等の恩恵を与える「みどり」の保全・育成・創出に向け、市民と行政が連携した緑化活動等を展開します。

事業番号・事業名	30　野田市総合公園の整備事業の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容

■　老朽化していく施設の安全性･緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施しています。

事業評価・課題

■　今後も老朽化していく施設の安全性･緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施していきます。

今後の事業方針

■　施設維持に必要な修繕、改修工事を計画的に実施し、良好なスポーツ環境の提供に努めます。

■　公園施設の長寿化計画を策定し、計画に基づき、国の交付金を活用した長寿命化対策を進めます。

事業番号・事業名	31　春風館道場の整備事業の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容

■　春風館道場(柔剣道場)の耐震改修工事の実施や､道場敷地内に弓道場を建設することにより、こどもたちが武道に親しむことができる場所を提供しています。

事業評価・課題

■　今後も広くこどもたちが武道に親しむ場を提供していく必要があります。

今後の事業方針

■　柔剣道場､弓道場をこどもたちが武道に親しむことができる場所として提供していきます。

事業番号･事業名	32　野田市スポーツ公園の整備事業の推進		
担当課	みどりと水のまちづくり課	事業区分	既存

事業の内容

■　三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供しています。

事業評価・課題

■　三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベント及び観察会等が実施できました。

今後の事業方針

■　「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働により、地域に根差した三ツ堀里山自然園づくりに向け、維持管理やイベント等の開催を実施していきます。

事業番号・事業名	33　サイクリングロードの整備事業の推進		
担当課	スポーツ推進課	事業区分	既存

事業の内容

■　三方を河川に囲まれた自然環境を生かしサイクリングロードを整備しています。

事業評価・課題

■　福田地区の利根川堤防未整備区間でのサイクリングロードの整備については、国土交通省との調整が必要となっています。

■　堤防上にトイレや休憩所が整備されていないことから、国土交通省に再三要望してきましたが、事業化は難しいとの回答がありました。

今後の事業方針

■　福田地区の利根川堤防未整備区間を除き、サイクリングロード整備が終了しましたが、今後も事業の継続を図ります。

■　サイクリングロードマップの更新を行います。

■　庁内関係部署からなるサイクリングを活用した地域活性化チームにおいて、トイレや休憩所等の整備について検討を進めます。

■　市の目指す方向性を踏まえた基本的な方針として、自転車活用推進計画の策定を進めます。

事業番号・事業名	34　赤ちゃんの駅の整備事業の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	追加

事業の内容

■　乳幼児を抱える保護者の皆さんが気軽に安心して外出できるように、授乳やおむつ替え等立ち寄ることができる公共施設や民間施設等を「赤ちゃんの駅」として登録しています。

■　赤ちゃんの駅に登録された施設には、表示用のシンボルマークを配布し、利用者の目に付きやすい場所に掲示しています。

事業評価・課題

■　赤ちゃんの駅登録施設数　58 施設

■　「赤ちゃんの駅」について、市のホームページに登録施設を掲載するほか、市報、子育て支援情報にじいろ navi のホームページ、にじいろ navi ライン、子育てガイドブックにおいて周知を図りました。

今後の事業方針

■　授乳やおむつ替えスペースが整っている店舗を訪問し、ホームページや子育てガイドブックにも店舗名を掲載することで、ＰＲにもつながるメリットを説明するなど、赤ちゃんの駅の登録施設の拡大に努めます。

事業番号・事業名	35　子育て世帯にやさしい設備の整備事業の推進		
担当課	児童家庭課・管財課	事業区分	既存

事業の内容

■　こども連れを含む市民の方が、本庁舎や市内の公共施設を利用するに当たり、ベビーキープ、ベビーシート、バリアフリートイレ、授乳室等の設置をするものです。

　本庁舎内においてはこども連れの来庁が見込まれる課のカウンターにベビーシート、ベビーキープを設置し、バリアフリートイレは５か所整備しました。また、正面玄関から入ってすぐの分かりやすい場所に授乳室を整備しています。

■　市内で催物等を開催する法人等に対し、こども連れでも安心して催物等への参加できるよう、乳幼児の授乳やおむつ交換を行えるスペースとして「移動式赤ちゃん休憩室(テント)」の貸出しをしています。

事業評価・課題

■　「移動式赤ちゃん休憩室(テント)」の利用を促進するため、広く周知する必要があります。

今後の事業方針

■　こども連れでも安心して外出等ができるよう、子育て世帯にやさしい設備の設置を推進します。

事業番号・事業名	36　こどもに配慮した交通安全対策の推進		
担当課	市民生活課、道路サービス課、指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　交通安全施設の設置及び補修については、年度当初に各校において通学路の総点検を実施し、その報告を基に通学路改善会議を実施することで、市内小中学校の通学路の安全点検を実施し、登下校時の児童生徒の安全対策の向上に努めています。

事業評価・課題

■　信号機の設置(改良)の要望増加に伴い、設置までに長い期間が必要となっています。また、道路形状・交通形態等から、現状の形での設置ができない場合があります。

■　野田警察署、一般社団法人野田交通安全協会、野田自動車教習所等関係機関の協力をいただきながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を充実させる必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き信号機要望については、すべて野田警察署に要望・協議し、可能な限り応えられるよう取り組みます。さらに、通学路改善会議で協議を行い、交通安全施設の設置、補修に努めます。

事業番号・事業名	37　防犯灯等の防犯設備整備事業の推進		
担当課	市民生活課	事業区分	既存

事業の内容

■　学校や自治会長等からの要望に基づき、路上犯罪やこどもへの犯罪抑止を目的に、東京電力柱等に防犯灯を設置するとともに、既設の防犯灯の維持管理を実施しています。

事業評価・課題

■　防犯灯の新設について、こどもへの犯罪抑止のため通学路に配慮した設置に努めています。

■　令和６年度に実施した子ども館アンケートによると、防犯カメラの設置をして欲しいとの意見があったことから、防犯カメラの設置について、地域の要望と通学路及び学校周辺の安全対策を考慮した設置を進めていきます。

今後の事業方針

■　引き続き防犯灯の設置と維持管理を図ります。

■　防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスも考慮しながら新設していきます。

事業番号・事業名	38　公共施設等のバリアフリー化の推進		
担当課	生活支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　福祉のまちづくりの観点から、歩道等のバリアフリー化に限らず、利用者のニーズに合わせた公共施設のバリアフリー化を進めます。

事業評価・課題

■　市民がより安心して公共施設の窓口等を利用できるよう、設備の改修や新たな機器の整備等を推進する必要があります。

今後の事業方針

■　公共施設のバリアフリー改修や新たな機器の整備を中心に実施します。歩道等の改修については、常時、全市的という観点から、公共施設の施設管理者や野田市福祉のまちづくり運動推進協議会の方々からの通報、郵便局との協定や市職員の通勤時等の発見（職員通報制度）等を活用し、関係各課と連携して対応していきます。

事業番号・事業名	39　公共交通機関のバリアフリー化の推進		
担当課	企画調整課、都市整備課、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	事業区分	既存

事業の内容

■　愛宕駅周辺地区を重点整備地区として交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進しています。
■　重点整備地区以外の駅（準重点整備地区）についても、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進しています。
■　まめバス乗務員へのバリアフリー教育等について運行事業者に実施依頼し、接遇サービス向上を図っています。
■　愛宕駅及び野田市駅は連続立体交差事業の整備進捗に伴い、駅のバリアフリー化が図られました。
■　重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕東駅前線及び愛宕駅東口駅前広場（暫定形）と愛宕西駅前線及び愛宕駅西口駅前広場の整備進捗に伴い、バリアフリー化が図られました。

事業評価・課題

■　市内すべての駅でバリアフリー化が完了し、駅周辺住民の利便性は大幅に向上しました。
■　愛宕駅東口駅前広場の完成形整備は、千葉県施行の連続立体交差事業完了後に整備を行うため、完成まで時間を要することが課題となっています。
■　野田市駅周辺の道路のバリアフリー化は、土地区画整理事業等により物件補償完了後に整備をするため、工事完了まで時間を要することが課題となっています。なお、駅前広場についてはバリアフリー化が完了しました。
■　まめバス乗務員へのバリアフリー教育が実施され、接遇サービスの向上が図られました。
■　継続したまめバス乗務員の接遇サービスの向上を図っていく必要があります。

今後の事業方針

■　重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、引き続き愛宕駅東口駅前広場（完成形）を整備し、バリアフリー化を実施していきます。
■　準重点整備地区の野田市駅周辺地区は、土地区画整理事業等により、バリアフリー化を実施していきます。
■　継続したまめバス乗務員の接遇サービスの向上を図っていきます。

４　こども・若者が活躍できる機会づくりの提供

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育を推進します。

また、こども・若者が、国籍や性別に関わらず、様々な可能性を広げていくために、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼしあうことが重要であることから、学校教育等において、国際理解教育や男女平等の理念を推進する教育の充実を図ります。

事業番号・事業名	40　国際理解教育の推進		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　外国語活動・外国語の授業等にＡＬＴ(外国語指導助手)や英語に堪能な地域人材を配置し、コミュニケーション能力の向上を図っています。
■　異国の歴史や文化理解を目的とした学校行事等で、ＡＬＴや地域外国人材をボランティアとして活用します。
■　学校教育全体を通して、自分と異なる立場を尊重したり、他者への思いやりを理解したりする態度を育てます。また、他国との関係に目を向けながら、自国の歴史や伝統文化についての理解を深めていきます。

事業評価・課題

■　ＡＬＴや地域人材を活用したことにより、効果的な指導方法の改善や、配置計画の見直しを行うことで、児童生徒のコミュニケーション能力の一層の向上を図る必要があります。
■　外国語活動や英語科に限らず、各教科等で自国や他国の歴史・文化について理解を深めていく必要があります。

今後の事業方針

■　ＡＬＴや地域人材を有効に活用し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に役立てます。
■　児童生徒が国際化の進展に対応できるようにするため、学校教育全体を通して、国際理解教育の推進を図っていきます。

事業番号・事業名	41　行政資料の多言語化事業の推進		
担当課	企画調整課	事業区分	追加

事業の内容

■　在住外国人の増加及び出身国の多様化が進み、窓口において市民サービスを提供する際の多言語化が求められていることから、市の行政サービスに係る業務等を案内する窓口チラシや学校の連絡文書等の内容について、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語の５か国語への翻訳を行っています。

事業評価・課題

■　行政資料を多言語化することで、行政サービス等の周知を行いました。
■　市内に居住する外国人の国籍の割合に対応し、翻訳言語の適正化を図る必要があります。

今後の事業方針

■　すべての窓口用の業務案内等の翻訳には至っておらず、既に翻訳した行政資料の内容に変更が生じることがあるため、翻訳業務を継続して行う必要があります。

事業番号・事業名	42　男女共同参画の視点に立った意識改革の推進		
担当課	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　女性の社会参加や経済的自立、また、若者を対象にした男女共同参画意識の啓発等を図るため、各種講演会や出前セミナー等を開催するとともに、男女共同参画に関する様々な制度や情報等を収集し、広く市民に情報提供を行っています。

■　興風図書館内及びせきやど図書館内にある女性情報コーナーに、男女共同参画関連図書を整備し、市民の利用に供しています。

■　啓発情報誌の男女共同参画推進だより「フレッシュ」を発行し、男女共同参画に関する情報の提供を行っています。

事業評価・課題

■　男女共同参画に関する講演会等については、地元資源を生かして幅広いテーマで男女共同参画につながるよう工夫をして実施することが求められています。

■　高校生に対するデートＤＶの啓発については、学校側から高評価を得て、継続実施が望まれています。デートＤＶの低年齢化が進んでおり、これまでの取組をどう拡大するかが課題となっています。

■　女性情報コーナーは、興風図書館及びせきやど図書館内に設置しており、啓発や情報提供に大きな役割を果たしています。今後、その効果等を検証しつつ、一層の充実・拡大を図る必要があります。

■　男女共同参画推進だより「フレッシュ」を年２回、市報への折込みで配布し、市民に対する情報提供及び啓発等の役割を果たしています。今後も継続して実施する必要があります。

今後の事業方針

■　男女共同参画に関する講演会等については、開催方法等を工夫しながら実施します。また、デートＤＶ啓発及び防止に向けた講演会については、市内高校を対象に継続実施し、開催校の拡大を図ります。さらに、市内中学校等においても、教職員も対象とした、デートＤＶに関する知識の普及や啓発活動の取組に着手します。

■　女性情報コーナーにおける図書等の充実を図り、さらなる啓発や情報提供を図ります。

■　男女共同参画推進だより「フレッシュ」を年２回発行し、市報折込みにより配布することで、男女共同参画社会の実現へ向けた意識啓発を推進します。

■　「女性のための相談」、「男性のための電話相談」の充実を図ります。

事業番号・事業名	43　学校教育における男女平等教育の推進		
担当課	指導課、人権・男女共同参画推進課	事業区分	既存

事業の内容

■　男女平等教育について、適切な学習活動の実践（道徳、学級活動、家庭科、技術・家庭科）を実施しています。
■　キャリア教育の取組により、望ましい勤労観、職業観を身につけています。
■　男女平等教育資料「自分らしく」を活用しています。

事業評価・課題

■　家庭や地域社会との連携については各校の主体性に頼るところが大きいと考えられます。
■　男女平等教育資料「自分らしく」では、デジタル配信の特性を活かし、指導課と人権・男女共同参画推進課で情報を共有し、制度改正時等必要に応じて最新の情報を取り入れていきます。

今後の事業方針

■　「男女平等教育」と「学校人権教育」を関わらせて一人一人が自分らしく生きることを目指した教育を実践できるよう各校の取組を推進します。
■　キャリア教育やワーク・ライフ・バランスを取り入れた男女平等教育を推進します。
■　授業だけではなく学校教育全体を通して、人権意識の向上を目指し、あらゆる場面で男女平等意識を醸成していきます。

事業番号・事業名	44　社会教育における男女平等教育の推進		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　「男性の料理教室」等、男性の生活上の自立を図っていくための講座を生涯学習センターにおいて開催しています。
■　引き続き楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図ります。さらには、調理実習に限らず男性の生活上の自立を図り、子育て支援の一環としても実生活に即した講座の開設に努めています。

事業評価・課題

■　参加者からは大変喜ばれており、多くのリピーターがありますが、一方で、一度も参加したことのない市民も多く、男女共同参画意識を醸成していくため、より一層の魅力的な講座とすることが必要となっています。

今後の事業方針

■　楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図ります。また、調理実習に限らず、これまで主に女性が担ってきた家事等を男性にも楽しみながら学んでもらい、家庭での生活自立を支援する講座の開設を図ります。

数値目標

実施場所	講座	令和７年度		令和８年度		令和９年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
生涯学習センター	男の料理教室	３	48	３	48	３	48

事業番号・事業名	45　人権教育・啓発の推進及び「こども」の人権への取組【事業番号４再掲】		
担当課	人権・男女共同参画推進課	事業区分	既存

５　こども・若者への切れ目のない保健や医療の提供

こどもの成長や発達に関して、親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう相談支援の充実を図ります。

乳幼児の疾病や事故防止対策については、死亡原因の多くは、事故によるものであり、事故を防ぐためには保護者の注意が重要となることから、保護者にとって理解しやすい内容のパンフレットを配布し、家庭での事故防止に役立てられるよう周知を図ります。

子育て情報を一元化した子育てガイドブックを作成し、対象年齢児童の保護者に配布しています。

また、野田市ホームページ内に「にじいろ navi」を開設し、子育て支援情報の発信をしています。

事業番号・事業名	46　子育て世帯への情報提供の充実		
担当課	児童家庭課、保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布しています。
■　野田市ホームページ内に「にじいろ navi」を開設し、子育て支援情報の発信をしています。

事業評価・課題

■　「にじいろ navi」は、携帯電話(スマートフォン)に対応し、LINE 公式アカウントも活用して情報を発信しています。
■　「にじいろ navi」や LINE 公式アカウントを広く周知し多くの方に利用していただくことが課題です。
■　子育てガイドブックは、妊娠から出産、乳幼児から就学児童まで、子育てのライフステージに合わせた内容に編集し、祖父母世代との子育ての違いを掲載するなど、内容の充実を図るとともに、企業広告を活用し無料で作成することで、毎年発行しています。

今後の事業方針

■　「にじいろ navi」の周知に努め、常に最新の情報を収集・掲載していきます。併せて LINE 公式アカウントも毎月３～４回程度発信します。
■　子育てガイドブックは、児童家庭課、市民課、保健センターなどの窓口のほか、保育所等各公共施設でも配布を行い、子育て情報の提供に努めます。

事業番号・事業名	47　保健推進員活動の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　市の保健サービスの情報提供や地区活動の推進者としての各種活動や会議等への参加等を行っています。保健事業のサポートや健診（検診）のＰＲ活動、子育て中の親子に対する講演会やサロンの企画、運営活動を中心とした活動を行っています。

事業評価・課題

■　今後も地域の身近な存在として、地域の課題に根づいた活動を検討していく必要があります。
■　多様化する対象者のニーズに応えられるようにしていくため保健推進員自身の資質向上が求められており、今後も研修等の開催に努めていきます。

今後の事業方針

■　母子保健及び健康増進事業の普及、啓発と地区保健活動の推進のため、市民と行政のパイプ役として地区保健協力活動を展開します。
■　地域の身近な育児の相談相手となる保健推進員と連携し、サロンや講演会の開催等を通し、こどもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりに努めます。

事業番号・事業名	48　母子健康教育(母子健康手帳の交付)の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　母子健康手帳交付時に助産師又は保健師が全員に面接し、妊娠・出産・育児に関しての不安の解消及び今後の支援につなげています。
■　母子健康手帳交付時にアンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期介入、継続的支援に取り組みます。
■　マタニティーストラップを母子健康手帳交付時に全員に配布しています。

事業評価・課題

■　妊娠中の健康管理・妊婦訪問等継続して支援できる相談窓口として保健センターの利用を進めていく必要があります。

今後の事業方針

■　父親の育児参加を勧めるため、両親学級への参加を呼び掛ける等妊娠中から父親の関心を高めていきます。
■　保健センターは妊娠中から気軽に相談できる場であることを妊娠届出時及び各事業を通して周知します。
■　母子健康手帳の交付の際には､保健師等の専門職が妊婦全員の面接に当たります。

事業番号・事業名	49　両親学級の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　初妊婦(経産婦の希望者を含む。)及びその配偶者を対象に、妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得し、健全な子どもを産み育てることができるよう指導及び助言を行っています。また、両親学級修了者を対象に同窓会を開催し、仲間づくりや子育て情報交換等の場を提供し、子育ての不安を解消し自信を持って育児ができるように支援しています。
■　保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職が妊婦及びその配偶者に対し正しい知識を提供し、必要に応じて個別相談を行っています。

事業評価・課題

■　インターネットによる動画発信を行い、直接参加できない方にも育児の知識や手技を学んでもらうよう務めました。
■　平日開催が多く、仕事をしている両親は参加しづらい状況にあったため、コースⅠの土・日曜日開催が好評でした。
■　配偶者の参加を期待するコースⅡでも参加しやすいよう土・日曜開催を実施しました。

今後の事業方針

■　両親学級を通して正しい知識を普及するとともに交流会や同窓会を行い、妊婦や配偶者の仲間作り、育児の情報交換、夫の育児参加を支援します。

■　配偶者の参加が多いコースⅡについては、引き続き土・日曜日開催を実施します。仕事をしている両親が参加しやすいようにコースⅠについても日曜日開催を実施していきます。

事業番号・事業名	50　親子教室の充実・育児相談の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　親子教室は幼児と親を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行っています。１歳６か月児健診事後教室として、子どもの発達相談室と連携して発達課題の早期発見に努めています。

■　育児相談は乳幼児の発達状態や育児上の問題、悩み等に対し個別相談を行っています。

事業評価・課題

■　親子教室では、保育士・心理士・保健師が児の発達や保護者の関わり方についてきめ細かい助言をしています。

今後の事業方針

■　保護者の育児不安、悩み等に対し相談を実施し、必要時関係機関と連携を深め、継続した支援を行います。

■　要支援と考えられる家庭について､子どもの発達相談室と情報を共有し､継続的で適切な支援につなげます。

■　親子教室のプログラムやカンファレンス(支援者間の話し合い)の充実を図り、よりきめ細かい支援に努めます。

事業番号・事業名	51　乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　３か月児健康相談及び離乳食講習会において、事故防止に関するパンフレットを配布しています。
■　離乳食講習会では、事故防止に関する健康教育を行っています。

事業評価・課題

■　乳幼児の死亡原因は事故によるものが最も多く、事故を防ぐためには日頃からの保護者の注意が重要です。
■　保護者にとって理解しやすい内容のパンフレットを配布し、家庭での事故防止に役立てられるようにしていく必要があります。

今後の事業方針

■　３か月児健康相談において、乳幼児の事故防止に関するパンフレット「我が家の安心ガイドブック」の配布を継続します。
■　離乳食講習会においても乳幼児の事故防止について健康教育及びパンフレットの配布を実施し、啓発に努めます。

事業番号・事業名	52　子育て世代包括支援センターの充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　平成 27 年 10 月より保健センターと関宿保健センターを子育て世代包括支援センターとして設置し、妊娠期から子育て期の親子の情報を把握し、様々な相談に応じ、必要な情報提供や指導を行っています。必要に応じて支援プランを作成し継続支援をしています。関係機関との連絡調整も行っています。

事業評価・課題

■　母子健康手帳交付時や母子保健事業、子ども相談等を通して、親子の情報を把握し、アセスメント（対象者の生活環境や困りごとを把握・情報収集し分析すること）を行い、必要に応じて支援プランを作成することができました。
■　常時心理士がおり、早期に相談や支援につなぐことができました。
■　定期的に支援方針会議を実施していますが、より多角的に支援方針の検討や見直しでできるように実施していく必要があります。

今後の事業方針

■　母子健康手帳の交付時や母子保健事業、様々な相談を通して、妊娠期から子育て期の親子の情報を把握し、必要時支援プランを作成し、切れ目ない支援につなげていきます。

事業番号・事業名	53　食生活改善推進員活動の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　健康づくり料理講習会を開催しています。
■　おやこの食育教室を開催しています。
■　広報活動誌「食生活改善推進員」だよりを発行しています。
■　地産地消で地場産の料理を紹介しています。
■　食育に関する人形劇を行っています。

事業評価・課題

■　食育の活動の場を広げていくことで、市民への食育推進を図る必要があります。

今後の事業方針

■　地域住民と行政のパイプ役になっており、「食生活で市民の健康づくりを支援」を目標に各地域を拠点にさらに活動を展開します。
■　食育を推進するための担い手として、身近な地域で食育を推進する人材を育成し、その活動を支援します。

事業番号・事業名	54　心理相談の充実		
担当課	保健センター、子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容

■　保健センターでは、妊娠、出産、子育てに関しての相談を行い、妊産婦や保護者の個別の不安に対し、専門的知見を持って丁寧に対応します。
■　子どもの発達相談室では、心理士が発達に関する相談を行います。

事業評価・課題

■　心理士が常駐していることにより、早期に相談することができました。
■　相談後に継続して支援できるよう他機関との連携を強化する必要があります。

今後の事業方針

■　相談の場において、心理士と保健師等のスタッフが連携し、こどもと保護者の支援を継続して行えるようにします。
■　療育施設等の関係機関と適切な連絡調整を行えるようにします。

6　こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題です。こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

このようなことから、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、必要な助言や支援等を受けることができる相談支援体制の整備、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の職業生活の安定や向上に資するための就労の支援、ひとり親家庭等に対する経済的支援等、きめ細やかな包括的な支援を行います。

事業番号・事業名	55　教育・保育の無償化の実施		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育(小規模・家庭的保育・事業所内・居宅訪問型)、認可外保育施設等を利用する３歳から５歳までのすべてのこどもたちの利用料が無償化になりました。

■　上記施設を利用する、０歳から２歳までの利用料については、住民税非課税世帯を対象に無償化になりました。

■　幼児教育・保育無償化に伴い、３歳から５歳までのこどもの保育所及び幼稚園の副食費は実費徴収(保護者負担)になりましたが、年収 360 万円未満世帯及び第３子以降については無償化されました。野田市では、独自に主食費についても無償化しました。

■　未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後保育事業、子育て援助活動支援事業等子育てのための施設等の利用も無償化されました。

事業評価・課題

■　国が対象とする幼児教育・保育の無償化制度を適切に運用することにより、就学前の保護者の負担を軽減し、子育てと就労等の両立できる環境づくりを推進しています。

今後の事業方針

■　国や県の動向を注視しながら、今後も引き続き適切な無償化制度の運用を行います。

事業番号・事業名	56　子ども未来教室の充実		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　すべてのこどもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援を行います。

■　平成 28 年度までは、経済的な理由により学校以外に学習の機会の少ない家庭等の中学校１年生から３年生までを対象とする「ステップアップセミナー」として実施していたものを、平成 29 年度から市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として「子ども未来教室」を実施しています。

■　平成 30 年度からは、中学生に加え、授業への理解の差が目立ってくる市内公立小学校３年生も対象として学習支援を行っています。

事業評価・課題

■　必ずしも参加する生徒が皆同じ意欲を持って学習に取り組んでいる状況とは言えず、より良い学習環境へと整えることが課題となっています。学習意欲のある生徒と、学習に取り組むことを苦手に思う生徒それぞれに応じた学習支援が必要なため、引き続き会場ごとの教室運営の方法を工夫する等の対応に努めます。

■　令和元年度から児童生徒５人につき講師１人を配置することで、きめ細やかな指導ができる体制を整えています。

今後の事業方針

■　中学生については、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるため、確認テストを行い、改善を図りながら継続して実施します。

■　小学生については、毎年度、事業終了後に児童、保護者、学校を対象にアンケート調査を実施しており、次年度以降の事業に反映できるよう努めます。

数値目標

	令和７年度	令和８年度	令和９年度
子ども未来教室出席率小学生（%）	94.8	94.8	94.8
子ども未来教室出席率中学生（%）	57.9	59.4	60.9

事業番号・事業名	57　就学援助制度の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容

■　経済的理由により就学困難と認められる児童生徒について、学用品費、通学用品費、給食費等の就学に必要な援助を実施しています。

事業評価・課題

■　令和５年度から、物価高騰等の影響を受けている経済的困窮世帯への支援を拡充するため、認定基準を引き下げ、生活保護収入基準の 1.5 倍から 1.6 倍に拡大しています。

■　制度の周知を図る一方で、認定者のプライバシー保護に十分配慮した運用が求められています。

今後の事業方針

■　引き続き経済的理由によって就学困難な児童生徒への援助を継続するとともに、制度の周知を図ります。

事業番号・事業名	58　各種奨学金制度の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容

■　野田市育英資金貸与事業として、野田市に１年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額１万５千円を、就学期間中貸与しています。

　なお、償還は卒業後５年以内で、無利息となっています。

事業評価・課題

■　経済的な理由により進学や就学が困難な方に対し、教育を受ける機会を守り、優れた人材を育成する一助とすることができました。

　利用人数が減少していることから、国内の多くの学生が利用している日本学生機構（JASSO）の奨学金制度と併用可能なこと等を含め、更なる周知を図る必要があります。

　また、償還期間は卒業後５年以内となっていますが、疾病その他の理由で返還が困難な場合には、償還の猶予が可能なことについても、併せて周知を図る必要があります。

　さらに、償還期間については、日本学生機構の貸与型奨学金（最長 20 年）と同じ 20 年とすること等について検討する必要があります。

今後の事業方針

■　制度の内容等について改めて周知を図るとともに、償還期間の改正等について検討します。

事業番号・事業名	59　ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　ひとり家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努めています。

■　母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図っています。

事業評価・課題

■　令和５年度に実施したひとり親家庭等の支援に関する意識調査の結果によると、制度の周知度や利用状況が低調なものが多く、子育てや就労に関する支援制度について周知徹底を図る必要があります。

■　若い会員の母子寡婦福祉会への加入促進については、プライバシーの重視等の観点から難しい面もありますが、引き続き団体事業の紹介等を通じ積極的に行う必要があります。

今後の事業方針

■　ひとり親家庭等に対する相談体制の強化を図るため、国の補助金を活用した、チャットボット(相談への自動応答プログラム)による24時間対応のワンストップ相談の導入について、検討していきます。

■　引き続きひとり親家庭等に対する支援策について、特に母子・父子自立支援員による離婚直後の情報提供や相談対応に努めるほか、母子寡婦福祉会の事業による会員相互の交流等の機会拡充を図ります。

事業番号・事業名	60　ひとり親家庭等の就労支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭等個々の実情に応じてきめ細かく支持し、就業に結びつける母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進しています。

■　職業訓練センターを活用した就業支援講習会を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭等のスキルの向上を図っています。

■　母子・父子自立支援員がひとり親家庭等から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭等の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所等の情報提供を行っています。

■　自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等の支給により、ひとり親家庭等を支援しています。

事業評価・課題

■　令和５度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果によると、母子家庭の母の就業形態は「パート・アルバイト等」が 40.9%、「正規の職員・従業員」が 41.3%であること、また就職や仕事の問題解決のために必要な支援策として、「訓練受講等経済的な支援が受けられること」が最も多く 45.5%となっています。このため、正社員となれるスキルの向上を含めた就労支援の充実を図る必要があります。

■　令和５年度実施の意識調査の結果から、特に母子家庭の母の就労収入が低く、依然として厳しい経済状況が続いており、資格の修学等による転職や収入アップの意向が強いことから、収入増に向けた資格の取得やスキルの向上のための支援を行う必要があります。

今後の事業方針

■　特に就労収入の低い母子家庭の母がより高収入を得られるよう就業し、自立した生活を送るため、母子・父子自立支援員が無料就労紹介所やハローワーク等と連携し、よりきめ細かい自立支援プログラムを策定する事業を推進します。

■　職業訓練センターを活用した就業支援講習会や高等職業訓練促進給付金等支給事業等の活用推進に努め、資格の取得やスキルの向上の支援に努めます。

事業番号・事業名	61　ひとり親家庭等の子育て支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進、ファミリー・サポート・センター利用料助成制度の活用により、ひとり親家庭等における育児負担や経済的負担の軽減を図っています。

事業評価・課題

■　令和５年度の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、仕事と子育てに関する悩みについて、「残業等で帰宅が遅く、家で待っているこどもが心配」と「こどもの急な病気等でも、仕事をあまり休むことができない」を合わせると母子家庭が 34.3%、父子家庭が 47.6%と高く、事業のニーズはあるものの、認知度が高いとは言えないため、周知の徹底が必要です。

今後の事業方針

■　ひとり親家庭等に必要な子育て支援や生活支援を行い、求職活動時や残業時等の子育てをフォローしていきます。

■　ひとり親家庭等の保育所の入所申請については、優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中において柔軟な受入れを行うとともに、必要度の高いひとり親家庭等については、斡旋等について検討します。

■　学童保育所についても、保育所と同様に求職中や職業訓練中における入所に配慮し、ひとり親家庭等の経済的自立への支援を図ります。

事業番号・事業名	62　ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　養育費問題の解決を図るために、「野田市版養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」を毎月１回実施しています。また、「養育費等個別法律相談会」を実施しています。令和５年度からは離婚前後親支援事業として、「公正証書等作成支援」及び「保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の保証料支援」を実施しています。

事業評価・課題

■　令和５年度の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、「養育費確保のための無料法律相談」について、「役に立った」、「知っている」を合わせると母子家庭が 51.0%、父子家庭が 38.9%となっています。

　しかし、養育費の取得については、「現在も受けている」のは母子家庭が 32.9%、父子家庭はなく、「受けたことがあるが現在は受けていない」のは母子家庭が 11.9%、父子家庭はないとなっており、依然として取得している割合が低い状況となっており、養育費の取り決めをしていない理由として母子家庭は「相手と関わりたくないから」の割合が高いであることから、個々の事情に応じた相談対応が必要です。

■　令和５年度の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、面会交流の実施状況について、「面会交流を行っている」は、母子家庭が 24.1%、父子家庭が 27.8%と交流を行っている割合が低く、子どもの育成の面からも重要な面会交流について、交流を促す必要があります。

■　親権の規定の見直しや養育費確保策を含めた民法等の改正が令和６年に公布され、２年以内に施行されることとされているため、法改正の趣旨について、周知する必要があります。

今後の事業方針

■　こどもの育成の面からも重要な面会交流について、県の事業等の周知を図っていきます。

■　母子寡婦福祉会が取り組む「無料法律相談事業」を引き続き支援するとともに、当該事業の周知・活用の推進に努め、日頃、窓口において様々な相談内容に対応できるよう、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上に努めます。

■　養育費の確保策について、民法等の改正により、養育費債権に優先権(先取特権)が付与されることにより、債務名義がなくても差押え可能になることから、現在実施している離婚前後親支援事業の要件の見直しを行います。

事業番号・事業名	63　ひとり親家庭等の経済的支援の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　所得の低いひとり親家庭等や父又は母のいない子を養育する祖父母等の養育者に対し、「児童扶養手当」や野田市独自の「養育者支援手当」等の支給により生活基盤を支えるための支援や、医療費による経済的負担の軽減を図る「ひとり親家庭等医療費助成」による支援に努めています。

事業評価・課題

■　離婚直後のひとり親家庭等に対しては、ほかの自立支援策と合わせて 5、経済的支援の情報提供に努める必要があります。

■　受給者の中には制度の趣旨についての理解不足等から、資格喪失等の要件が発生しても届出を怠るなど不適切な受給のケースがあります。児童扶養手当について事実婚等により返還金が生じた場合等は、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画を履行するように対応していく必要があります。

今後の事業方針

■　引き続きひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当や養育者支援手当、ひとり親家庭等医療費助成等の制度に関して情報提供に努めるほか、制度改正等について適格な情報提供と周知に努め、適正な受給資格の認定を行うとともに、円滑な支給事務を推進します。

■　養育者支援手当について、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットとして、引き続き実施していきます。

事業番号・事業名	64　雇用環境整備の充実		
担当課	児童家庭課、商工労政課	事業区分	既存

事業の内容

■　野田地域職業訓練センターを活用した就業支援講習会による、ひとり親家庭等の職業スキルの向上と資格取得を始め、野田市雇用促進奨励金制度、ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）の実施等により雇用環境の充実を図っています。また、無料職業紹介所では、求職者に対する職業紹介を行っております。長時間労働の是正を含めた労働条件・職場環境に関するルールについては窓口等にリーフレットを配架し、広報啓発に努めています。

事業評価・課題

■　母子家庭等就業・自立支援事業について、「パソコン(MOS)」「日商簿記３級」「医療事務」の３講座を実施し、就職又は転職に向け資格取得の促進をしました。

■　ジョブカフェのだ(就職活動支援講座)の開催等を通じて就職活動支援に取り組みました。

■　雇用促進奨励金制度については、ホームページへの掲載やチラシの配布等により周知を図り、活用の促進に努める必要があります。

■　野田市無料職業紹介所では、職を求めている市民に無料で情報を提供しています。

今後の事業方針

■　母子家庭等就業・自立支援事業については、就業実績等の事業効果を検証しながら、引き続きより効果的な講座の実施に努めます。
■　国の新たな施策を注視しつつ、雇用促進奨励金制度の周知や就職活動支援講座を実施し、就労支援に努めるとともに仕事と家庭の両立支援セミナーを実施し、雇用環境の整備・充実を図ります。
■　ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）」の開催等を通じて雇用の確保に取り組みます。
■　無料職業紹介所では、求職者に対する職業紹介を行っております。
■　無料職業紹介所では、引き続き長時間労働の是正を含めた労働条件・職場環境に関するルールについて、今後も広報啓発に努めます。

事業番号・事業名	65　ひとり親家庭等の居住支援の充実		
担当課	営繕課	事業区分	既存

事業の内容

■　家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件にあう住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」等の理由で、住宅に困難している方に対し、民間賃貸住宅の情報提供を行っています。
　また、市民税非課税世帯の方に対し、保証料の一部を助成しています。
■　緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の一部の助成を行っています。
■　市営住宅については、ひとり親家庭向け住戸を確保しています。

事業評価・課題

■　保証人や賃貸情報に関しては、不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっております。賃貸借契約時に要する費用の一部を負担することで、入居時の経済的負担軽減を図ることができました。

今後の事業方針

■　引き続き制度の周知を図り継続して支援を実施します。

事業番号・事業名	66　こども食堂との連携の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	追加

事業の内容

■　市内こども食堂に関して、ホームページを活用し、広報等を行うほか、支援制度及び寄付の情報提供等こども食堂との連携に努めています。

事業評価・課題

■　市内のこども食堂の認知度は高いとは言えないため周知徹底を図る必要があります。

今後の事業方針

■　野田市こども食堂ネットワーク事務局であるＮＰＯ法人子育てネットワークゆっくっくと連携し、市内こども食堂の周知等の徹底に努めます。

■　こども食堂を運営する団体に対し、市民等からの寄付物品の提供や国、県の補助について情報提供を行うなどの支援を行います。

事業番号・事業名	67　主任児童委員・児童委員活動の充実		
担当課	生活支援課、児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　地域のひとり親家庭等への相談や実態把握を行います。また､対応が困難なケースについては､専門部会等の中で協議する等､的確な対応に努めています。特に新規世帯や要支援世帯に対しては､母子・父子自立支援員との同行訪問を実施しています。

■　要保護児童及びその保護者、妊産婦等の生活と環境を適切に把握しサービスを利用するために必要な情報を提供しています。

事業評価・課題

■　ひとり親家庭等の実態把握については、民生委員児童委員に対しての個人情報の提供を拒否する家庭も多いことから困難な点もありますが､母子・父子自立支援員と情報を共有し､児童の健全育成のため､地域での見守りをさらに推進する必要があります。

今後の事業方針

■　ひとり親家庭等が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し､見守りやニーズの把握､問題解決に向けた施策の情報提供や相談等の支援活動を実施します。

■　主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年２回実施します。

事業番号・事業名	68　被保護者に対する就労支援事業の推進		
担当課	生活支援課	事業区分	追加

事業の内容

■　生活保護受給者の早期自立、増収を目的として就労支援(就労相談、情報提供、助言指導等)を行います。

■　ハローワークの「生活保護受給者等就労自立促進事業」への参加、就労意欲喚起、面接・履歴書の指導、求人情報の収集及び提供、ハローワークへの同行、就労の定着支援等の支援を実施します。

事業評価・課題

■　就労支援員を２人雇用し、就労により生活保護廃止につながっています。
■　就労意欲が低い方や障がいが疑われる方、就労の経験が乏しい方等、複合的な課題を抱え、保護の受給期間が長期にわたり、就労による自立に一定程度の時間を要する方がいます。

今後の事業方針

■　生活保護受給者の早期自立、増収を図っていきます。
■　生活保護受給者等就労自立促進事業については、就労支援員による被保護者への就労意欲喚起、面接・履歴書の指導、求人情報の収集及び提供、ハローワークへの同行、就労の定着支援等の支援を行います。

事業番号・事業名	69　生活困窮者自立支援事業(パーソナルサポートセンター)の推進		
担当課	生活支援課	事業区分	追加

事業の内容

■　相談窓口として、市役所２階にパーソナルサポートセンターを開設しています。
■　生活困窮者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、各制度の利用のご案内や生活習慣の形成、家計改善の助言等を行っています。
■　生活困窮者が抱える多様で複合的な課題につき、生活困窮者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、それぞれの状況に合わせた支援プランの作成、各事業のご案内等、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の機関と連携して解決に向けた支援を行い自立の促進を図ります。

事業評価・課題

■　相談者の多様で複合的な課題について、それぞれの状況に合った支援プランを作成し、必要に応じて他制度や他機関へつなぎました。
■　相談に来ることができない方に対しては、自宅や最寄りの公共施設等へ出向くアウトリーチ型により相談を受けています。

今後の事業方針

■　多くの課題を抱える世帯や、既存の制度に当てはまらない課題を持つ世帯については、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業者と連携し、漏れのない支援を届けられる体制に努めます。

7　障がい児支援、医療的ケア児等への支援の推進

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者が、置かれている環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援していきます。

障がいの有無に関わらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョン推進の取組を推進します。

障がいに関する相談も多様化していることから､子どもの発達相談室に、心理士、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置し、こどもの発達相談支援事業として、親子教室等の様々な事業を実施し、相談支援体制の充実を図っています。

事業番号･事業名	70　各種福祉手当支給事業の推進		
担当課	障がい者支援課	事業区分	追加

事業の内容

■　障がいのある子の属する世帯の経済的・精神的負担の軽減のため、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当を支給しています。

事業評価・課題

■　手当を必要とする人が確実に受給できるよう、制度の周知が必要です。

今後の事業方針

■　引き続き、手当を必要とする人が確実に受給できるよう、制度の周知及び適正な支給事務に努めます。

数値目標

各手当の受給者数

	令和７年度	令和８年度	令和９年度
特別児童扶養手当(人)	252	252	252
障害児福祉手当(人)	74	74	74

事業番号・事業名	71　障がいのある子の外出支援の促進		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　障がいのある子が地域行事の参加や、通院等の際、福祉タクシーや福祉サービスの移動支援を利用することにより、社会活動の範囲を広め、障がいのある子の福祉の向上を図っています。

事業評価・課題

■　利用者数が増えており、外出の機会の拡充に寄与しています。

今後の事業方針

■　障がいのある子の社会活動の範囲を広めるため、福祉タクシー事業の周知に努めます。
■　移動支援の対象となる外出内容について、拡充を検討します。
■　適切な福祉サービスの利用促進を図っていきます。

数値目標

こどもの利用者数(福祉タクシーは登録者数)

	令和７年度	令和８年度	令和９年度
福祉タクシー(人)	54	56	58
移動支援(人)	20	21	21

事業番号・事業名	72　障がいのある子の相談体制の充実		
担当課	障がい者支援課、子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容

■　子どもの発達相談室では、お子さんの発達についての相談を心理士が実施し、相談を通して適切な支援へとつないでいきます。
■　障がい者総合相談の機能を障がい者支援課に置き、一般的な相談、当事者・関係者相談を実施しています。
■　野田市障がい者基幹相談支援センターを設置し、同センターを中心とした市内の相談支援体制を構築しています。
■　障がい者相談員 11 人に委嘱し、障がい者等の生活全般に関する相談受付を実施しています。

事業評価・課題

■　障がいのある子の保護者を含め多くの方が利用されています。
■　相談内容の多様化により、関係機関の連携がより必要な相談が増えています。

今後の事業方針

■　引き続き関係機関との連携の向上を図っていきます。
■　引き続き相談支援事業、障がい者相談員による相談受付業務を継続していきます。
■　利用者が相談しやすい体制整備を図っていきます。

数値目標

相談件数

令和７年度	令和８年度	令和９年度
10,000 件	10,300 件	10,600 件

業番号・事業名	73　障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　地域活動支援センターに対して、本市に居住している障がいのある人等の利用者数に応じて運営費を補助しています。
■　日中一時支援事業の実施により、障がいのある子の日中における活動の場を確保しています。

事業評価・課題

■　地域活動支援センターに運営費等の補助金を交付することにより、利用者に対するサービスの向上と事業所運営が保たれています。
■　地域活動支援センターにおいて、専門職員の配置や機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを通じ自立等を高める事業を実施している事業所が少ない状況です。
■　医療的ケアが必要な子が利用できる日中一時支援事業所が少ない状況です。

今後の事業方針

■　地域活動支援センターの運営費等の補助金交付を継続し、利用者に対する支援の充実と促進を図っていきます。
■　各種専門支援への研修会等の啓発により、専門職員等の配置の推進及び利用者に対する支援の充実と促進を図っていきます。

数値目標

地域活動支援センター	令和７年度	令和８年度	令和９年度
事業所(か所)	8	8	8
利用登録者(人)	166	166	166

日中一時支援	令和７年度	令和８年度	令和９年度
こどもの利用者(人)	47	47	47

事業番号・事業名	74　機能訓練や医療的ケアが必要な子への支援の充実		
担当課	障がい者支援課、子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容

■　各種専門的な研修会に参加し､職員の資質向上を図っています。
■　あおい空において、医療的ケアが必要なこどもが利用できる日中一時支援及び短期入所を実施しています。
■　電気式たん吸引器や透析液加温器等日常生活がより円滑に行われるための用具について、給付又は貸与や、それに係る災害時等の停電に備えた非常用発電機の購入費に対する助成を実施しています。
■　市内医療機関との連携を図り、緊急時の受入れを実施しています。

事業評価・課題

■　看護師が常勤していることで、医療的ケアが必要な園児の療育が図られました。
■　医療的ケアが必要なこどもが利用できる日中一時支援事業所及び短期入所事業所が少ない状況です。
■　医療的ケアができる資格のある介護職員が少ない状況です。
■　医療的ケアが必要なこどもが緊急時に預け入れられる施設が少ない状況です。
■　あさひ育成園に理学療法士を常勤で配置しており、通園時間を通して園児への対応が可能になり充実が図られました。

今後の事業方針

■　あさひ育成園やこだま学園において､作業療法士（ＯＴ）と理学療法士(ＰＴ）による機能訓練を継続していきます。
■　医療的ケアが必要なこどもの受入れのため、あさひ育成園における看護師の常駐を継続していきます。
■　日常生活用具の給付又は貸与及びそれに係る非常用発電機の購入費に対する助成の実施を継続していきます。
■　市内障害福祉サービス事業所における医療的ケアに対応できる専門人材の確保及び育成するため、喀痰吸引等研修を継続していきます。
■　市内医療機関との連携を図り、緊急時の受入れを継続していきます。

数値目標

	令和７年度	令和８年度	令和９年度
機能訓練の実施	実施	実施	実施
日常生活用具の給付又は貸与	実施	実施	実施
日中一時支援の実施（あおい空）	実施	実施	実施
喀痰吸引研修の参加（人）	3	3	3

事業番号・事業名	75　障がいのある子の生活支援の充実		
担当課	障がい者支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　平成 30 年度から新設された支援で、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子の居宅に訪問して発達支援を行う、居宅訪問型児童発達支援を行っています。

■　電気式たん吸引器や透析液加温器等、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を実施しています。

事業評価・課題

■　居宅訪問型児童発達支援の実施事業者が少ない状況です。

今後の事業方針

■　事業者の拡充の支援をするとともに、真にサービスが必要な方にサービスを提供できるように努めていきます。

数値目標

	令和７年度	令和８年度	令和９年度
居宅訪問型児童発達支援利用者（人）	1	1	1

事業番号・事業名	76　ライフサポートファイル事業の推進		
担当課	障がい者支援課	事業区分	追加

事業の内容

■　障がいのある子について、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援ができるよう、関係機関とも連携し、ライフサポートファイルの普及と活用を推進しています。

事業評価・課題

■　障がいのある子の保護者に対しての周知や活用方法を普及させる必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き、ライフサポートファイルの普及と活用を推進していきます。

事業番号・事業名	77　子どもの発達相談室による支援の推進		
担当課	子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容

■　令和４年度から子ども支援室は、子どもの発達相談室へと名称変更となり、０歳児から 18 歳未満のお子さんの発達に関する支援を行っています。

■　子どもの発達相談室に心理士・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等を配置し、子ども発達相談支援事業として、親子教室（集団）と個別相談支援を実施しています。児童の発達課題や療育の必要性について、保護者の理解や受容を促し、適切な支援や医療・療育につなぐことを目的にしています。

　また、令和５年度より保育所等の現場で保育に携わる職員の発達支援のスキルアップをサポートするため「保育所等訪問指導事業」を開始しました。さらに、ことば相談室・あさひ育成園・こだま学園を所管し、各所と密に連携を取りながら支援を実施していきます。

事業評価・課題

■　発達に課題のある児童の支援にあたり、関係機関と情報共有を行いながら支援しています。

■　親子教室（集団）や個別相談支援では、児童の発達や療育の必要性について、保護者の理解や受容を促し、適切な支援や療育につないでいます。

■　親子教室等の参加につながらない場合や、参加しても療育の必要性についての保護者の理解や発達課題の受容に時間がかかる場合があります。

■　保育所等訪問指導事業では、保育所や幼稚園の希望に添えるよう実施回数や内容について検討が必要です。

今後の事業方針

■　対象者に適切な支援を提案するために支援方針会議を実施していきます。

■　親子教室や個別相談支援の対象者が増加した場合にも対応できるような体制をつくり、発達や療育の必要性について、保護者の理解や受容ができるように丁寧に関わっていきます。

■　多くの施設を専門職が訪問できるように体制を整備し、保育所等訪問指導事業の充実を図ります。また、障がいの早期発見、早期対応のために保育所や幼稚園と連携して取り組んでいきます。

事業番号・事業名	78　ことば相談室の機能の充実		
担当課	子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容

■　市内在住の未就学児について、言語発達の遅れ発達遅滞、吃音（きつおん）等のお子さんに対して個別指導を行うとともに、保護者に対しても相談に応じ、子育て支援を行っています。
■　言語聴覚士によることば相談室の初回面談を実施しています。
■　言語聴覚士や指導員による個別指導を実施しています。
■　利用希望ニーズに留意し、相談日数、言語聴覚士と相談員を確保しています。
■　就学に際しては年長児の保護者を対象に就学に向けて学習会を行い、就学相談について周知し、学校との連携により、相談業務のスムーズな移行を行っています。
■　研修等への参加を通じて言語聴覚士と指導員の資質向上と総合的な機能の強化を図りました。

事業評価・課題

■　適正な指導訓練の実施について多くの希望者に対し適切に行いましたが、利用ニーズの高まりに応えるため、引き続きの指導内容の充実が求められています。
■　言語発達の遅れ以外のコミュニケーションが取りにくいことや集中できない等のお子さんが多くなってきているため、それらの方々も含めて、言語・コミュニケーション障害の特徴として指導していきます。

今後の事業方針

■　引き続き市内在住の未就学児について言語発達の遅れ、発音の不明瞭さ、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに保護者相談にも対応していきます。
■　指導員等の資質向上と総合的な機能の強化を図るため引き続き積極的に研修参加を勧めます。
■　就学に際しては学校との連携によりスムーズな移行を行うとともに発達障がいの疑いがあるお子さんについて、連携して取り組めるよう関係機関と検討します。

業番号・事業名	79　施設サービスの充実		
担当課	子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容

■　こだま学園及びあさひ育成園は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターで、こだま学園は、就学前の知的障がいのある児童の通所支援に加え、障がいのある児童とその家族を対象とした相談支援を行うとともに、保育所等の施設に通う障がいのある児童に対する施設訪問支援等を行っています。
　また、あさひ育成園は、就学前の肢体不自由児や運動機能発達遅滞児を対象に、機能訓練の療育指導及び独立自活に必要な知識、技能の指導を行うとともに、保護者に対しても家庭における訓練の技術指導を行っています。

■　入園児の人数により、児童福祉施設最低基準に基づき、非常勤の保育士等を活用し適正な職員配置を行っています。

事業評価・課題

■　こだま学園、あさひ育成園とも、年度途中で入園を希望するケースもあり、指定管理者と連携し、年間を通して入園希望者を受入れできる体制の充実を図ります。

■　こだま学園の利用希望者が増加する傾向にあるため、定員拡大のための対策が必要と考えています。

今後の事業方針

■　指定管理者制度により管理、運営を行い、事業所の特性を活かした児童発達支援事業（主に知的障がい児を対象に療育を行うこだま学園、日常生活動作訓練や運動機能等の低下防止を含めた療育を行うあさひ育成園）を実施します。

事業番号・事業名	80　障がい児教育の推進		
担当課	指導課、子どもの発達相談室	事業区分	既存

事業の内容

■　特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高めています。

■　年間２回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図っています。

■　学校の要請により、県のスクールソーシャルワーカー、市のカウンセラーを派遣し、学校の支援体制づくりをサポートしています。

■　ことば相談室の翌年４月就学予定児の保護者に対し、５月に就学説明会を開催し、就学につながるよう学習会を実施しています。

事業評価・課題

■　特別支援教育の研修会は、今後も各校や教育委員会主催で実施していく必要があります。
■　早期相談、支援に向け、福祉と教育の各相談活動の連携がさらに強化される必要があり、情報交換の方法を検討する必要があります。
■　学校の要請に応じ、県のスクールソーシャルワーカー、市のカウンセラー、ひばり教育相談員を派遣することで、学校の体制づくりの充実が図られました。
■　就学予定児のほとんどは、就学相談後、スムーズに進路を決定することができました。

今後の事業方針

■　研修会により教員の専門性の向上を図ります。
■　年間２回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図ります。
■　学校の要請により、県のスクールソーシャルワーカー、市のカウンセラー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の支援体制づくりをサポートします。
■　次年度の就学予定児の保護者に対し、就学説明会を教育委員会及び特別支援学校の協力を得て、こだま学園等で実施します。

事業番号・事業名	81　福祉カー貸出事業の充実		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容

■　障がい者・児及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車椅子対応普通車(ミニバン)及び軽自動車の貸出を行っています。

事業評価・課題

■　周知広報に努める必要があります。

今後の事業方針

■　障がい者・児及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るために実施します。

事業番号・事業名	82　車椅子等貸出事業の充実		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容

■　市民に対して無料で車椅子の貸出を行っています。

事業評価・課題

■　経済的理由等で介護保険福祉用具貸与が利用できない市民の方についての一助となっているため、周知広報に努める必要があります。

今後の事業方針

■　在宅介護者に対する支援事業として実施します。

事業番号・事業名	83　特別な支援が必要なこどもの施策の充実		
担当課	子ども保育課、学校教育課	事業区分	既存

事業の内容

■　子ども・子育て支援法に基づく基本指針について、新たに障がい児等特別な支援が必要なこどもの施策の充実が位置付けられ、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している障がい児等の保育のための職員加配及び障がい児等の教育のための補助とともに、支援体制の構築について検討します。

事業評価・課題

■　従前から、障がい児等の受入れについて対応しておりますが、医療的ケア児の状態によっては施設整備の必要性や看護師等の専門職員の配置等の状況によることから、保護者や保育施設と事前に面談や協議等の対応が必要となります。

■　職員加配に対応するため保育士や看護師等を確保するための方策が必要です。

■　インクルーシブ教育を進めていくために、公立・私立幼稚園一丸となり、加配職員を確保するための方策が必要です。

今後の事業方針

■　障がい児等特別な支援が必要なこどもの受入れ体制を整えるとともに、職員加配等に対応するための保育士や看護師等が確保できるよう、早期の対応と工夫に努めていきます。

事業番号・事業名	84　幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進		
担当課	子ども保育課、学校教育課	事業区分	既存

事業の内容

■　発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加していることから、私立幼稚園を含めた市全体でインクルーシブ教育を推進します。

事業評価・課題

■　インクルーシブ教育は、私立幼稚園を含め一丸となって進めていくことが重要であることから、令和４年 10 月から、私立幼稚園にも支援を要する園児を受入れるために加配した職員の人件費等の補助制度を創設しました。

今後の事業方針

■　私立幼稚園協会と連携を図り、私立幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進のため、人件費の補助以外についても私立幼稚園への支援を進めます。

８　児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。一方で、虐待に至った親にも被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。虐待相談件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、これらの世帯に対する支援の強化を行います。

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーについては、ケアが日常化することで学業や友人関係に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、また、顕在化しづらいことから、関係機関が連携して、早期発見をし、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていき、家族の世話等にかかる負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

事業番号・事業名	85　こども家庭センターの整備		
担当課	子ども家庭総合支援課、保健センター	事業区分	新規

事業の内容

■　令和６年４月に施行された児童福祉法の改正により、市町村に「こども家庭センター」の設置が義務づけられました。

■　「こども家庭センター」は従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応(ポピュレーションアプローチ)と子育てに困難を抱える家庭への対応(ハイリスクアプローチ)を両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

■　家庭支援事業をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担います。

○ こども家庭センターの主な役割

・ ①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供します。

・ 個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、母子保健事業や家庭支援事業、地域資源を有機的に組み合わせてサポートプランを作成し、支援が適切に実施されるよう関係機関のコーディネートや、支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施します。

・ 地域全体のニーズ・既存の地域資源を把握し、新たな担い手を発掘・養成し、地域資源のネットワーク化とマッチングを図ります。

・ こどもの権利等についての普及啓発を地域に向けて行い、こども自身が自分らしく生きていける環境を整えます。

事業評価・課題

■　「子ども家庭総合支援拠点」である子ども家庭総合支援課と「子育て世代包括支援センター」である保健センター、関宿保健センターを令和４年４月の組織改正により健康子ども部とすることで、連携を強化するとともに、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、心理士等の専門職を配置し、その機能を果たして来ました。

■　国が移行期間としている令和８年度末までに「こども家庭センター」を組織として整える必要がありますが、機能・役割は既におおむね満たしています。

今後の事業方針

■　令和８年度末までに「こども家庭センター」を整備し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、困難を抱えるこどもや家庭を切れ目なく支援します。

■　要保護児童対策地域協議会の調整機関を兼ねることにより、医療、教育、警察、福祉、子育て支援等の関係機関と連携し、児童虐待に対する対応力を高め、こどもと家庭が安心・安全に過ごせるまちづくりを推進します。

事業番号・事業名	86　児童虐待防止対策の強化		
担当課	子ども家庭総合支援課、指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　「野田市虐待防止条例」「野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携、家庭支援事業の活用等により、児童虐待防止の推進を図っています。
■　子ども家庭総合支援課における、要保護児童対策地域協議会調整機関としての要保護児童、要支援児童、特定妊婦ケースの進行管理
■　児童虐待と密接な関連のあるＤＶ被害者支援を実施（ＤＶ支援員を令和４年度新たに任用）
■　子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回
■　教職員に対する法的マインドの養成及びこどもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
■　母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進
■　虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底
■　必要に応じ、令和６年４月１日より着任した警察ＯＢへの協力依頼
■　ポスター展の開催等による虐待防止啓発事業の実施
■　毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有
■　関係部署（保健センター・教育委員会等）から情報提供のあった「居住実態が把握できない児童」の所在確認

事業評価・課題

■　通報後 48 時間以内に行うとされている安全確認につき、原則当日に対応することを徹底することにより、虐待の重篤化の防止を図りました。
■　要保護児童対策地域協議会実務者会議を通して、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論し、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図りました。
■　虐待防止対応マニュアルについては、毎年度内容の見直しを図り、実態に即したものに修正してまいります。

今後の事業方針

■　今後も、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し情報を共有化して、各関係者の役割を果たしつつ適切な対応に当たります。また、引き続き全ケースの進行管理を行い、虐待の重篤化の防止に努めていきます。
■　虐待と関連性の強いＤＶ支援についても、啓発、相談、支援等を一体的に実施していきます。

事業番号・事業名	87　虐待の被害にあったこどもの保護の推進		
担当課	子ども家庭総合支援課、指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　児童が虐待の被害にあった場合、被害の種類や状況により、要保護児童対策地域協議会の各関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とし、一時保護を視野に入れ、必要に応じて児童相談所に送致します。

■　重篤な虐待や犯罪被害に関する相談・通告には、警察や児童相談所と連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

事業評価・課題

■　児童の安全確保を最優先とし、一時保護を視野に入れた送致を行うにあたり、柏児童相談所、市内部、学校、関係機関において密な連携が必要となります。

■　市には一時保護の権限はないことから、一時保護を視野に入れ柏児童相談所に送致するとともに、役割分担についても明確化する必要があります。

■　新規及び継続中の困難ケースへの対応に関して、専門性の高い見解や援助技術についての助言を受け処遇方針を決定しました。

■　毎月開催している実務者会議において、柏児童相談所、野田警察署出席の下、個々の案件に対し、詳細な情報を共有するとともに、主担当や役割分担等を協議し、連携の強化を図りました。

今後の事業方針

■　児童虐待に関する情報提供等があった場合、48 時間以内にこどもを目視により直接確認するとされていますが、野田市においては原則当日に行うこととし、柏児童相談所職員の同行、同席も依頼します。

■　緊急を要する虐待や犯罪被害の対応に当たり児童の安全確保を最優先にし、ほかに優先する手段を取る明確な理由がない場合、直ちに立入調査・一時保護を児童相談所又は身柄付き通告を警察署に要請します。

■　今後も継続して相談業務に必要な専門性の高い見解や援助技術についての助言や情報を取り入れます。

■　柏児童相談所や警察との連携に特化した、児童虐待防止対応マニュアルの活用により、情報の共有及び連携の強化を推進し、適宜更新します。

事業番号・事業名	88　巡回相談等による相談支援体制の充実		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　子ども家庭支援員が市内各保育所、学童保育所、子ども館等の施設を巡回し、子育てに不安や負担のある世帯に対し、家庭児童相談室へ相談をしてもらえるよう、啓発を行いました。

事業評価・課題

■　施設職員との連携を取ることにより、家庭と児童にかかわる問題が小さな段階から対応することで虐待防止等に寄与しました。

今後の事業方針

■　虐待等の未然防止のため、今後も継続してすべての市内各保育所、学童保育所、子ども館等で巡回相談を実施します。

事業番号・事業名	89　主任児童委員・児童委員活動の充実 【事業番号 67 再掲】		
担当課	生活支援課、児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	90　育児支援家庭訪問事業の推進		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　家事･子育て等に対して不安や負担を抱える世帯に対し、支援員を派遣し、家事支援や育児・養育支援を行うことにより、安定した養育環境を提供しています。

事業評価・課題

■　虐待の防止に効果的な事業として、育児不安や負担を緩和することで、多くの世帯の支援ができました。また、民間団体が実施している同様のサービスの活用も図りました。

■　保健センターの特定妊婦に対する支援、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業との連携により、支援の必要な世帯の把握を行い、適切な対応を行いました。

今後の事業方針

■　虐待担当とも連携し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

　保健センターによる特定妊婦に対する支援、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業と連携し、要保護児童への早期対応を図ります。

事業番号・事業名	91　子育て短期支援事業の推進		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　こどもを養育している保護者が、病気や事故、育児疲れ等で一時的にこどもを養育することが困難となった場合に、委託先の児童養護施設(晴香園)で宿泊又は日帰りで一時的にこどもを預かっています。

事業評価・課題

■　保護者の育児疲れによるレスパイトのための利用を行うことで、子育ての負担の軽減や、虐待の未然防止を図ることができました。

■　事業の周知により、利用者が増加傾向にあります。支援が必要な世帯に対し、引き続き利用につなげていく必要があります。

今後の事業方針

■　保護者の病気、出産、冠婚葬祭、看護、育児疲れ、育児不安等、様々な状況やニーズに対応することで、子育て負担の軽減や虐待の未然防止を図ります。

■　対象者の拡大等について、委託先施設及び当該施設と契約している近隣自治体と協議します。

事業番号・事業名	92　ヤングケアラー支援事業の推進		
担当課	子ども家庭総合支援課	事業区分	追加

事業の内容

■　令和６年６月の法改正により、ヤングケアラーが支援すべき対象として定義されました。

■　ヤングケアラーは､｢家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」と定義され、市では学校等から得られた情報により把握したヤングケアラーの支援について、関係機関と連携し、それぞれの家庭状況に応じた支援を積極的に実施しています。

事業評価・課題

■　ヤングケアラーは､自身がヤングケアラーであるという認識がない場合や、支援自体を望まない場合も多く､潜在化したヤングケアラーを適切に把握し、支援につなげていくことが難しい状況があります。

■　市や学校等、ヤングケアラーを支援する側の大人が、ヤングケアラーに関する知識や感度を高めることが必要です。

今後の事業方針

■　ヤングケアラーを始めとする、家庭に問題を抱えるこどもたちが、安心して相談できる環境づくりを進め､小中学校の教員向けの研修を実施するなど、潜在化したヤングケアラーの把握に努めます。

■　こども自身が助けを求める機会を確保し、支援が必要と判断した場合は、こどもの気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分に踏まえ、家庭環境の改善を図るための家庭支援を実施します。

９　こども・若者を犯罪等から守る取組の推進

こども・若者の生命を守り、犯罪被害や事故、災害等からの安全を確保することがすべてのこども･若者がすこやかに育つための大前提であるという認識の下、防犯対策、交通安全対策、消費者問題対策等、こどもに配慮した防災対策を推進します。

こども・若者の自殺については、全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、関係機関と連携し、こども・若者への自殺対策を推進します。

事業番号・事業名	93　こども・若者の自殺対策の推進		
担当課	指導課、子ども家庭総合支援課、生活支援課、関係課	事業区分	追加

事業の内容

■　「こども・若者が誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施します。

事業評価・課題

■　地域におけるネットワークの強化に努めています。
■　自殺対策を支える人材の育成を図っています。
■　市民への啓発と周知を実施しています。
■　生きることの促進要因への支援をしています。

今後の事業方針

■　こども・若者向けの相談支援を推進します。
■　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育を推進します。
■　ＳＮＳを利用した市のいじめ相談等から、自殺の未然防止に努めるとともに、県等の相談機関と連携を図り、相談支援の更なる充実に努めます。

事業番号・事業名	94　青少年問題行動防止活動の推進		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　青少年の健全育成を目的とした大人向けの講演会を実施しています。

事業評価・課題

■　こどもたちが利用しているネット情報の現状に触れ、生徒指導の先生を含め保護者(大人)として無関心ではいけないことを確認し、ペアレンタルコントロール(保護者によるパソコンやスマートフォン等の情報機器の利用制限)能力の向上につなげます
■　講演会に参加していない保護者のスキルアップをどう図っていくのか検討する必要があります。

今後の事業方針

■　保護者・ＰＴＡを中心に「フィルタリング(違法・有害なウェブサイトへのアクセス制限）の必要性」「管理責任の必要性」について学ぶ機会を増やし、啓発に努めます。

事業番号・事業名	95　青少年相談員活動の充実		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　スポーツ、文化活動を通じて青少年の健全育成に努めています。
■　青少年の非行防止活動を推進しています。
■　社会環境の浄化活動を推進しています。
■　スポーツルール、レクリエーション活動を学習しています。
■　青少年の社会参加を促進しています。

事業評価・課題

■　スポーツ・レクリエーション活動を通じて、世代間の交流と市内のこどもたちが相互の親睦と友情を深めていきます。
■　広報誌等により青少年相談員活動をＰＲしていく必要があります。

今後の事業方針

■　スポーツ、文化活動、野外活動等、こどもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努めていきます。
■　市内８地域に分かれ、より地域に根差した身近な青少年相談員を目指します。

事業番号・事業名	96　防犯に関する広報啓発等の推進		
担当課	市民生活課	事業区分	既存

事業の内容

■　防犯意識の向上のため、市のイベント等における啓発物資等の配布や市報を活用した広報、また、警察から提供される犯罪発生情報を安全安心メール防犯情報等の配信により、自主防犯組織等に提供し、啓発を実施しています。
■　スーパーマーケットやコンビニエンスストアと連携し、店内ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を利用した振り込め詐欺に対する注意喚起を行っています。

事業評価・課題

■　市民の防犯意識の向上により、自治会を単位とした自主防犯組織等による防犯パトロールが継続的に実施されています。
■　今後、さらに市民一人一人の防犯意識の高揚を図っていく必要があります。

今後の事業方針

■　令和６年度に実施した子ども館アンケートによると、防犯パトロールを強化して欲しいという意見があったことから、引き続き防犯パトロールの実施、防犯キャンペーンの実施及び市報等に関連記事を掲載するとともに、安全安心メール防犯情報等の配信や防災行政無線の活用により、防犯に関する広報啓発を実施していきます。

事業番号・事業名	97　幼児・園児に対する交通安全教育の推進		
担当課	市民生活課、学校教育課、子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　こどもの交通事故を防ぐために、野田警察署と一般社団法人野田交通安全協会が、毎年市内の保育所や幼稚園に出向き交通安全教室を実施し、幼児や園児に対して正しい交通ルールの手本を示し、交通安全に対する親子での理解を深めるとともに、交通事故のない安全で明るいまちづくりに取り組んでいます。

事業評価・課題

■　交通事故は減少傾向にあるものの、依然として後が絶えない状況にあることから、幼児から高齢者までの交通安全教育、各地区の指導者における交通安全活動等の事業推進が求められています。

今後の事業方針

■　引き続き交通安全教室を実施し、さらに一般社団法人野田交通安全協会等による交通安全推進活動を実施しながら、交通事故のない安全で明るいまちづくりに取り組んでいきます。

事業番号・事業名	98　チャイルドシート着用の推進		
担当課	市民生活課	事業区分	既存

事業の内容

■　チャイルドシートの着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進を図る。交通安全運動実施時に街頭キャンペーン等により、広報啓発に努めます。

事業評価・課題

■　チャイルドシート着用の推進について交通安全運動実施時に広報啓発活動を実施していますが、さらなるチャイルドシート着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進に努める必要があります。

今後の事業方針

■　交通安全運動実施時に広報啓発活動等を実施し、チャイルドシートの着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進に努めていきます。

事業番号・事業名	99　こどもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の充実		
担当課	市民生活課、防災安全課、指導課、生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　野田市防犯組合､野田警察署との連携による防犯活動を実施します。
■　防犯推進員(警察官経験者)による｢まめばん｣での在所警戒や防犯パトロールの実施、防犯相談、児童を対象とした防犯教室を実施します。
■　安全安心メール防犯情報を配信します。
■　児童生徒を守るため情報共有の流れを構築します。各学校からの情報は、速やかに関係機関と連携し適切に処理・対応します。
■　学校等から提供された不審者情報を基に野田市こども安全メールを配信しています。
■　個人、会社等に「子ども 110 番の家」への協力をお願いしています。
■　小中学校を始め関係機関との会議に参加し情報共有を図っています。
■　児童の帰宅に合わせて防災行政無線によりこどもの見守り放送をしています。
■　防災行政無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイムを放送しています。
■　野田市防犯組合に設立された 17 の支部による各種防犯活動が実施されるとともに、自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に実施されました。
■　防犯の拠点として開設した「まめばん」は、毎日午後２時から午後７時まで防犯推進員を配置し業務に当たりました。
■　青色回転灯搭載の防犯パトロール車２台を活用した防犯推進員による防犯パトロールについては、市内全小中学校を中心にこどもたちの下校時刻に合わせ実施しました。
■　安全安心メール防犯情報を配信しました。
■　防犯推進員による防犯教室を市内の小学校で実施し､犯罪から身を守る方法を指導しました。
■　こどもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行っています。特に､学校からの防犯の観点による通学路の改善要望をとりまとめ､関係各課と連携して進めます｡防災安全課や野田警察等と連携した防犯推進員による防犯教室を小学校で実施することで、地域としての防犯意識を高めるだけでなく、こどもたちが自らの安全を守る能力の育成にも努めます。
■　野田市学校警察連絡協議会において情報を共有し､防犯体制の強化に努めました。
■　不審者情報の多発から防災行政無線を利用し､こどもの見守り放送を行っています。

事業評価・課題

■　市民の防犯意識の向上により、防犯組合支部及び自主防犯組織による防犯パトロール等が継続的に実施されました。
■　児童生徒を守るため情報共有の流れを構築し、各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し、適切に処理・対応しました。
■　野田市学校警察連絡協議会において情報を共有し、学校での防犯体制の強化を図ってきました。
■　不審者情報を配信することで、家庭、地域、学校の情報の共有が図られ、児童生徒の安全・安心に役立つことができました。引き続き各学校との連携により不審者情報の速やかな配信を行うとともに、関係機関との情報交換や発生防止、抑止に向けて協力を行う必要があります。
■　野田市学校警察連絡協議会事業により犯罪等の被害からこどもたちを守る為の各種事業について、引き続き協力を行う必要があります。

今後の事業方針

■　防犯組合各支部へ補助金を交付し、野田警察署と連携し各地域の防犯活動を推進していきます。
■　防犯推進員による「まめばん」での在所警戒及び防犯パトロールを実施していきます。
■　防犯推進員が実施している「まめばん」での防犯相談について、より相談しやすい環境の整備に努め、児童の安全の強化を図ります。
■　防犯推進員による防犯教室を小学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導してまいります。
■　安全安心メールにより、市内犯罪発生情報を配信していきます。
■　こどもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行います。地域としての防犯意識を高めるため、各学校に地域と連携・協働を働きかけます。
■　家庭、地域、学校での情報の共有化を図り、児童生徒の安全安心に役立つ情報を引き続き配信していきます。
■　野田市学校警察連絡協議会との連携を継続していきます。
■　防災行政無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイムを放送していきます。

事業番号・事業名	100　こどもの施設や学校付近・通学路等における関係機関等と連携した安全点検及びパトロール活動の推進		
担当課	指導課、子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　野田市学校警察連絡協議会等を通じて情報を共有し、その情報を広く発信できるように努めます。
■　「子ども 110 番の家」の協力を広めています。
■　幼稚園や保育施設等の未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保については、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、安全点検を実施し必要に応じて安全対策を講じます。

事業評価・課題

■　信号や横断歩道等の物理的な対策が困難な個所について、迂回するなど、より安全に配慮するよう保育所に周知しました。
■　登下校時における地域や保護者への安全指導の協力依頼は、時間的に難しい面もあります。
■　野田市学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会での情報共有により、関係する学校が連携を取って問題行動に対応することができました。
■　幼稚園や保育施設等の未就学児が参加する園外活動については、安全性が第一であることを常に意識しながら実施する必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き現地状況の変化や安全施設の破損等の確認を含め各関係機関と連携し、定期的な安全点検を実施していきます。
■　不審者情報については各課と連携を取り情報を共有します。
■　登下校の安全指導は各校に依頼します。
■　野田市学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用します。
■　未就学児が集団で移動する経路等については、こどもたちの安全を守るため定期的に安全点検を実施し、関係部署と連携を図りながら安全対策の取組を進めます。

事業番号・事業名	101　チャイルドシート貸出事業の推進		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容

■　市内に在住の６歳未満の乳幼児を対象に６か月以内（１回延長可能で最長１年間）の期間でチャイルドシートを貸出しします。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長３か月の期間でチャイルドシートを貸出します。

事業評価・課題

■　チャイルドシートの老朽化に伴う入替えを、引き続き実施する必要があります。

今後の事業方針

■　交通安全の普及啓発とともに、健康で安全な子育て支援の促進を図るためチャイルドシートを貸出しします。
■　引き続き老朽化に伴う入替えを実施します。

事業番号・事業名	102　青少年の消費者問題対策の推進		
担当課	市民生活課、生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　消費者被害を未然に防ぎ、最小限にとどめるため、消費者相談窓口である消費生活センターのＰＲを行い、気軽に相談できることを周知します。また、消費生活展、消費生活セミナー、小学校、中学校、高校への消費者教育講座を通じ、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めます。

事業評価・課題

■　令和３年度から小学校、中学校、高校への消費者教育講座を実施しており、大変好評を得ています。学校には保護者が参加する講座の実施も呼び掛けておりますが、開催実績がなく、課題となっています。

今後の事業方針

■　消費生活センターのＰＲとあわせ、消費生活展、出前講座、消費者教育講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施していきます。

事業番号・事業名	103　こどもに配慮した防災対策の推進		
担当課	防災安全課、指導課、子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　災害時においては、自主防災組織における共助によりこども（乳幼児）の命を守ることができるように自主防災組織設立を推進し、資機材購入費補助等を実施しています。

■　安全安心メールやＳＮＳ、動画等を活用し防災情報の配信を行っています。

■　保育所においては、年 12 回の火災及び地震に対する避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図っています。さらに火災や地震だけではなく風水害の訓練に加え、不審者対応避難訓練や保護者引渡し訓練を実施し、不審者に対して備える意識を高めるとともに、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知します。

■　各学校における防災計画を作成し、こどもの安全確保に取り組みます。特に、着実に避難訓練を実施するなど防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作ります。また、保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成します。

■　各学校の防災計画の見直しを行い、災害時の対応について改善を図りました。

■　ワンポイント避難訓練の実施等、より実践的な訓練になるよう改善を図りました。

■　浸水区域に該当する小中学校・公立幼稚園には避難訓練の実施や避難確保計画の再確認等を呼び掛けました。

事業評価・課題

■　自治会及び自主防災組織等からの依頼により行う防災講話等にて、こども用家庭内備蓄品の紹介をするなど、こどもに配慮した内容も取り入れ、防災意識の向上を図りました。
■　東日本大震災等により各校の防災意識を継続して持ち続けていますが、今後も風化させずに継続的に防災教育に努めていく必要があります。特に学校・こどもたちと地域の関わりについて意識するよう指導していく必要があります。たとえば、地域の方と挨拶をするなど、日常的に地域と関わっていくことが大切です。
■　保育所においては防災に対する避難訓練の実施と併せて、職員、保護者の防災意識を高める必要があります。また、保護者へ対しては、火災や地震だけではなく、風水害や不審者対応等についての意識をより高めてもらう必要があります。

今後の事業方針

■　こども等に配慮し、計画を修正していきます。
■　引き続き自主防災組織設立を推進していきます。
■　安全安心メールやＳＮＳ、動画等により防災情報を配信していきます。
■　こどもに配慮した備蓄品(幼児用おむつ、おしりふき、粉ミルク・液体ミルク、哺乳瓶)の管理を実施します。
■　各学校における防災計画を作成し、こどもの安全確保に取り組みます。
■　避難訓練については、ワンポイント避難訓練や緊急地震速報受信を想定した訓練を実施し、より実践的な訓練を実施していきます。
■　保育所では防災計画に従い避難訓練を実施して、災害等に対して備える意識を高めるとともに、大震災の教訓を活かし保護者に対しても防災意識を高めるよう周知していきます。また、火災や地震だけではなく風水害に対する訓練を実施し、併せて不審者への対応訓練等を実施するとともに保護者への周知徹底を図っていきます。

事業番号・事業名	104　青少年センターの機能の充実		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施しています。
■　青少年の健全育成を目的として講習会(大人・保護者向け)を実施しています。
■　環境浄化活動として、青少年を見守るための活動を実施しています。

事業評価・課題

■　非行防止対策の要となる街頭補導活動を青少年センターと補導員が協力連携しながら継続することが重要となっています。
■　たむろ、喫煙等の現実に対処するため、青少年センター・学校・警察等の関係機関がより緊密に連携していく必要があります。

今後の事業方針

■　青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を行います。
■　青少年補導員、青少年相談員合同による啓発活動を適宜実施していきます。

事業番号・事業名	105　いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備		
担当課	指導課、生涯学習課、子ども家庭総合支援課	事業区分	既存

事業の内容

■　非行等の問題を抱えるこども、いじめを受けたこども・いじめをするこどもとそれらの家庭に対して他機関と連携した相談･支援を行い、解決に努めます。
■　ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行います。
■　地域において、こどもと大人が心を通わせるようなキャリア教育等の啓発活動を行います。

事業評価・課題

■　非行問題・いじめ・不登校等に悩む家庭に対して関係機関と連携した相談体制を持つとともに、近隣住民の温かい声かけ・見守りのある地域社会の風土づくりが必要となっています。

今後の事業方針

■　いじめの防止，少年非行に迅速に、かつ適切に各学校が組織的に対応できるよう支援し，早期の解消に向けて取り組みます。
■　いじめや少年非行を未然に防ぐために、学校警察連絡会を始め、地域の協力を得られるよう体制づくりを進めます。
■　学校や保護者の相談を受けて、こどもや家族の心のケアを行うとともに、問題解決に向けて、関係機関との連携を図ります。
■　野田市スクールサポーターとスクールサポートカウンセラーを必要な学校へ派遣し、反社会的な行為に起因する加害者及び被害を受けた児童・生徒・保護者の精神的な悩みに対して支援、助言を行います。

第８章　基本目標２における施策・事業内容

基本目標２：こども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援
（ライフステージごとの支援）

１　【妊娠前から幼児期】
切れ目のない保健や医療の確保

安心・安全ですこやかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業等、妊娠、出産、子育て等のライフステージに応じた支援を推進します。

また、乳幼児期の様々な健康検査は、心身の健康状態を把握し、健康増進に役立てたり、疾病の早期発見と早期治療のきっかけとなる情報を受診者に提供することが重要な役割であるため、乳幼児期の健康診査を実施して、すこやかな成長・発達の促進を支援します。

事業番号・事業名	106　不育症及び不妊治療費の一部費用助成事業の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　医師から不育症及び不妊と診断された者に対して、医療機関において行われる検査、治療、投薬等費用(保険診療の自己負担分も含む。ただし、高額療養費や医療付加金等がある場合には、控除後の金額)の一部を助成します。

　また不育症・不妊治療に係る入院時の差額ベッド代、食事代、野田市の助成に関する証明書の発行料(医療機関の文書料)についても助成対象となります。

■　いずれも治療している方が野田市に居住し、かつ、野田市の住民基本台帳に記録されている者であり、治療開始日から助成金の支給申請をする日まで野田市の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

■　助成額及び対象者

不育症治療　1 治療期間　上限 30 万円　年齢制限なし
不妊治療　　1 回　　上限 20 万円　43 歳未満

事業評価・課題

■　令和４年４月から保険診療の自己負担分も費用助成を行うことで、経済的負担の軽減につながっています。

今後の事業方針

■　制度のさらなる周知に努め、制度を利用し妊娠につなげられた後も気軽に相談できるよう相談窓口として支援していきます。

事業番号・事業名	107　保健師の適正な人員配置		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　保健・福祉・介護等の様々な部門に適切に保健師を配置することで市民の健康ニーズに対応しています。

事業評価・課題

■　保健師を適切に配置し、市民の健康ニーズに応えています。

■　保健センターにおいては、新たな予防事業等の増加や、相談・指導業務の内容が複雑・多様化してきていることから、対応が困難になってきています。

今後の事業方針

■　引き続き適正な配置に努めます。

事業番号・事業名	108　里帰り出産支援事業の推進		
担当課	清掃計画課	事業区分	追加

事業の内容

■　出産のため市外から里帰りした場合に、出生した子ひとりにつき、20ℓ用指定ごみ袋 20 枚分を申出により交付しています。

事業評価・課題

■　年間 50 件程度の申出があり、里帰りをされた市内に住民登録のある世帯主に交付しています。

今後の事業方針

■　廃棄物減量等推進審議会の意見を踏まえながら、継続予定です。

事業番号・事業名	109　医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行っています。

事業評価・課題

■　円滑な母子保健の推進を図るため、会議や研修会に参加し情報交換を行い、綿密な連携を図りました。また、児童虐待例が増加しているため、母子保健福祉に関わる担当者や学校関係者とのさらなる緊密な連携が求められています。

今後の事業方針

■　引き続き医療機関・学校・保健所・庁内関係課等との連携強化に努めていきます。

事業番号・事業名	110　乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　生後４か月までの乳児のいる家庭全戸を専門職が訪問し、居宅において不安や悩みを聞き適切な支援に結びつけすこやかに育成できる環境づくりを図るため、「新生児家庭訪問」「乳児訪問」を行っています。
■　妊婦訪問は、市保健師が実施し妊婦の健康管理や不安軽減、妊婦健診の勧奨について指導しています。

事業評価・課題

■　育児に関する悩みや不安を抱える家庭には、家庭訪問時に必要な子育て支援情報を提供し、継続支援を行いました。
■　妊娠期・新生児期・産じょく期の訪問の充実と乳児訪問の継続した活動とほかの育児支援事業とのさらなる連携を図る必要があります。
■　子ども家庭総合支援課との連携を密接に行い、虐待防止に努めました。
■　今後より一層出生連絡票提出の啓発を行い、訪問の充実を図る必要があります。

今後の事業方針

■　すべての乳児の家庭を訪問し子育ての孤立化を防ぎ、居宅において不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供や支援を行います。
■　子ども家庭総合支援課と連携して、虐待の早期発見・把握に努めます。
■　要支援と考えられる家庭について、継続的で適切な支援につなげます。
■　母子健康手帳交付時・妊婦訪問時等に出生連絡票提出の啓発を行い、新生児訪問を充実させ、育児不安の解消等自信を持って子育てができるよう関係機関と連携し支援に努めます。
■　エジンバラ産後うつ病質問票の使用を継続し、支援が必要なケースを早期に把握することに努めます。
■　保健師は若年妊産婦・未熟児等、妊娠中から出産後へ継続した育児支援に努めます。

事業番号・事業名	111　産後ケア事業の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　出産後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定、授乳指導や育児指導等のきめ細やかな支援を行い、助産師等が利用者の自宅に訪問しサービスの提供をします。
　また、母子健康手帳交付時や新生児訪問等をして、親子の実情を把握し、アセスメント（対象者の生活環境や困りごとを把握・情報収集し分析すること）を行い、必要時産後ケアを案内します。医療機関等の関係機関との連絡調整を行い、継続的に母子の支援を行っていきます。

事業評価・課題

■　育児不安の軽減と産後うつの予防を目的とし、母子保健事業で親子の実情の把握やアセスメントを行い、必要な方を産後ケアにつなげることが求
められています。

■　利用前と利用後に保護者と面接等を行い、身体・心理的状況の把握を行い、必要時継続支援や地域の子育て支援サービス等の社会資源につなげていきます。

今後の事業方針

■　母子健康手帳交付時や新生児訪問等の母子保健事業や様々な相談を通して、親子の実情を把握し、産後ケアやその後の継続支援を行うことにより、心身の不調や育児不安が少なく親子が過ごせるように支援します。

■　より多くの産婦が利用しやすいように、産後ケアの利用方法やメリット等を周知していきます。

事業番号・事業名	112　あかちゃんお祝い金支給事業の推進		
担当課	保健センター	事業区分	追加

事業の内容

■　新生児の誕生を祝い、子育てを応援する市独自の支援策として、出生により初めてかつ申請日において野田市の住民基本台帳に記載されているこどもに対し、「あかちゃんお祝い金」として、１人につき 10 万円を支給します。

事業評価・課題

■　対象者に対し、全員に支給しています。保護者からは、子育てで大変な時期に支給されることに対し、助かりますなどの喜びの声が聞かれています。

■　外国人等の申請に支援が必要な方については、地区担当保健師等がサポートして申請につなげています。

今後の事業方針

■　事業の周知に努め、市独自の子育て支援事業として、今後も継続して実施します。

数値目標

支給率 100%

令和７年度	令和８年度	令和９年度
770 人	770 人	770 人

事業番号・事業名	113　出産・子育て応援交付金事業の推進		
担当課	保健センター	事業区分	追加

事業の内容

■　国の交付金を活用し、妊娠届出や出生届出を行い保健師等と面談した妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(妊娠後５万円、出産後５万円、計 10 万円)を実施しています。

■　妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施しています。

事業評価・課題

■　妊娠届出時や出産後の新生児訪問時に保健師や助産師が面談し、支援が必要な方には、地区の担当保健師が継続的なフォローをして、経済的・精神的不安の軽減に努めています。

■　妊娠期からの切れ目のない支援により、子育ての孤立を防止する必要があります。

今後の事業方針

■　令和７年度から制度化され、妊婦のための支援給付と名称が変わります。経済的負担や精神的負担の軽減のため、事業の周知に努め、妊娠期から出産・子育てまで一貫した支援事業として、今後も継続して実施します。

事業番号・事業名	114　乳幼児健康診査の促進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、すこやかな成長・発達の促進を支援しています。

■　発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関しては、精密検査の実施や関係機関と連携してきめ細かな関わりを持ち、育児不安への軽減に努め支援等を充実・継続しています。

事業評価・課題

■　未受診者に対し訪問や電話等で把握するとともに他課と連携し全件把握に努めました。

■　児童虐待防止対応マニュアル(母子保健編)を作成し、それに沿って子ども家庭総合支援課と連携し、虐待防止として育児支援の必要なケースのフォローに努めました。

今後の事業方針

■　未受診者フォローについては、関係機関と連携し未受診者の状況確認を行います。
■　発育、発達や親子関係等気がかりな親子に対し関係機関と連携し、乳幼児とともに保護者を支援していきます。
■　要支援と考えられる家庭について､子どもの発達相談室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。
■　子ども家庭総合支援課と連携し、虐待の早期発見・把握に努めます。

事業番号・事業名	115　口腔衛生指導の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　むし歯予防のための歯科健康診査・歯科相談・はみがき指導等を実施しています。

事業評価・課題

■　乳幼児期のこどもは、まだ自分で十分に歯の手入れができないため、保護者への働きかけや、情報提供を継続的に進めていく必要があります。

今後の事業方針

■　こどもへのむし歯予防の知識普及に加え､保護者にも歯と口の健康への意識づけを図ります。

事業番号・事業名	116　予防接種の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　定期予防接種を行っています。

事業評価・課題

■　感染症の流行状況等、予防接種に関する情報提供と周知を行う必要があります。
■　保護者に予防接種の必要性や副反応の症状等の情報提供を十分行うとともに、医療機関との連携等により接種率の向上を図る必要があります。

今後の事業方針

■　予防接種法に基づき、市報の健康ガイド、ホームページ、及び乳児全戸訪問や乳幼児健康診査等の機会に予防接種の必要性についての情報提供を行います。
■　対象者に対し、お知らせと予診票を配布します。
■　転入者に対しては、市民課と連携し、転入届提出時に案内文を配布し、手続をしていない方に対しては、文書にて通知し、周知を図ります。
■　ＭＲ(麻しん風しん混合)ワクチンの接種率の向上のため､未接種者に対し個人通知にて接種勧奨を実施しています｡またＭＲ(麻しん風しん混合)ワクチン２期対象者への接種勧奨として、就学時健診の際にチラシを配布します。
■　日本脳炎の接種率向上のため､３歳児健診の際に接種勧奨のチラシを配布します。
■　過誤接種の防止を図ります。

事業番号・事業名	117　休日診療・緊急時の医療体制の周知徹底		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　夜間休日の救急搬送や急病患者は、野田総合病院、キッコーマン総合病院、野田病院の３病院で支える体制としました。
■　市医師会の輪番制による休日当番医に加え、夜間や休日の急病時に、野田市民が短い待ち時間で優先的に受診できる軽症者向けのオンライン診療を開始しました。
■　上記の医療体制について、ホームページ、市報、まめメール等での周知を行うとともに、保育所、小学校等を通じて保護者へ周知を図っています。

事業評価・課題

■　休日診療や救急医療体制については毎月２回市報で周知しており、さらにホームページ等で周知しています。健康ガイドにおいても見やすく表記をしているので、一定の周知が図れました。
■　オンライン診療については、市報健康ガイドへの掲載、駅自由通路へのポスター掲示、まちコミメール、乳幼児健診時のチラシ設置等に加え、救急安心電話（＃7119)、こども急病電話相談（＃8000）にて、選択肢の一つとしての情報提供を依頼しており、継続した周知が必要です。

今後の事業方針

■　休日診療及び緊急時の医療体制やオンライン診療についての周知を継続実施します。
　急病センターについては、コロナ禍で感染症対策が十分に講じられないことから、令和２年８月 10 日から休診しており、コロナ禍が終息しても再開しないこととしました。

２　【誕生後から幼児期】
幼児教育や保育の質の向上及び受入れ体制整備の推進

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、一人一人のこどものすこやかな成長を支えていきます。

就労希望者の潜在的なニーズに対しては、就労しながら子育てを希望する家庭を支え、待機児童を抑制するため、地域の実情を踏まえながら受入れ体制の整備を進めます。

また、すべての乳幼児が、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる人と機会等を提供するとともに、親や養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況に応じて切れ目なく支援するために、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園制度を創設し支援の充実を図ります。

事業番号・事業名	118　低年齢児の受入れ体制整備の促進		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　保育所等における０歳児から２歳児までの低年齢児の受入れについて、施設整備や定員の弾力的運用、保育士の確保等により、低年齢児受入枠の拡充を行っています。

事業評価・課題

■　こども数の減少傾向の中においても、低年齢児の利用実績は増加しています。
■　年度末に向けて利用希望が増加することから、確保量が不足し、待機児童が発生・増加する傾向にあります。一方で市内の児童数は減少傾向であることから、保育の確保量が将来的に供給過剰とならないように配慮しながら対応を検討する必要があります。
■　全国的に保育士不足が課題となっており、保育士の確保に努めていく必要があります。

今後の事業方針

■　計画に位置付けた保育の量を確保するため、既存保育所の定員増や定員の弾力的運用等を講じることで、年度途中を含めた待機児童抑制を図ります。
■　保育士不足解消のため、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進めます。

事業番号・事業名	119　保育所の施設整備の推進		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　保育需要の動向を見極めながら、必要な保育量の把握に努め、保育定員確保に必要な整備を行います。

事業評価・課題

■　令和３年から令和６年にかけて、４月時点での待機児童０人を達成していますが、保育需要は依然高く、年度末に向けて待機児童数が発生・増加しています。
■　保育の必要量は令和６年４月時点でも増加傾向にありましたが、市内の児童数は減少傾向であることから、保育の確保量が将来的に供給過剰とならないよう配慮しながら対応を検討する必要があります。

今後の事業方針

■　国や県の動向を注視しながら今後の保育必要量を分析し、既存保育所の定員増や定員の弾力的運用等を講じるとともに、既存幼稚園の認定こども園化の検討等により、年度途中を含めた待機児童抑制を図ります。
■　今後の住宅開発等の動きに注視し、駅周辺を含めた保育需要の把握に努めます。

事業番号・事業名	120　保育所の耐震補強の実施		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　平成 24 年度から平成 25 年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要する４保育所４棟(清水、中根、北部、尾崎)について、財源の確保を含めた具体的な補強工事の方法等について検討します。
　その上で設計業務を委託し、判定結果に基づいて、緊急度等を考慮した工事の実施計画を策定します。

事業評価・課題

■　国の補助制度の活用による財源の確保に努め、ほかの公共施設の耐震補強工事の進捗状況を見極めながら、耐震補強を必要とする保育所の計画的な整備を検討します。

今後の事業方針

■　野田市公共施設個別施設計画の方針に基づき、計画的な改修工事を実施し、安心して保育のできる環境の整備を推進します。

事業番号・事業名	121　保育環境向上のための施設整備の推進		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　園児の保育環境及び職員の労働環境の向上のため施設及び設備の機能強化を図ります。
■　施設維持に伴う修繕及び改修工事の検討・実施とともに、更新時期を迎えているエアコン設備等の計画的な整備を行っています。

事業評価・課題

■　更新時期を迎える公立保育所の空調設備の整備を今後も計画的に推進し、また、調理室は燃焼機器を日常的に使用していることで室温が上昇しやすいことから職員の労働環境向上のため、未整備となっている調理室への空調設備の設置についても計画的に実施していきます。
　なお、経年劣化が顕著な保育所の修繕及び保育児童数等の変化に対応した改修工事を、財源確保も含めて検討する必要があります。

今後の事業方針

■　野田市公共施設個別施設計画の方針に基づき、施設維持に必要な修繕、改修工事を計画的に実施し、良好な保育環境の提供に努めます。
■　熱中症対策として公立保育所の空調設備の設置及び改修を進めます。
■　公立保育所のトイレについては、衛生環境の向上のため乾式化及びバリアフリー化(段差解消)を進めます。

事業番号・事業名	122　幼稚園の施設整備の推進		
担当課	教育総務課	事業区分	既存

事業の内容

■　園児の心身のすこやかな成長に資する教育環境の整備や、園児が安全で豊かな幼稚園生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修しています。

事業評価・課題

■　小中学校・幼稚園を含めた市の施設については、老朽化が進行している中で、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されることから、建物の長寿命化を図ることを基本としたファシリティ・マネジメントの基本方針に基づき、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立った建物の維持管理に努めていくことが求められています。

　また、平成 25 年 11 月に策定された国のインフラ長寿命化計画に基づき、文部科学省では、平成 27 年３月に文部科学省インフラ長寿命化計画を策定し、所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、各地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画を踏まえ、公立学校施設等の適切な施設区分ごとに令和３年３月に野田市学校施設長寿命化計画を策定しました。

今後の事業方針

■　個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていきます。

事業番号・事業名	123　連携型地域子育て支援拠点事業の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　児童センターと子ども館６館において、子ども・子育て支援法に基づく連携型の地域子育て支援拠点事業を実施しています。

事業評価・課題

■　地域子育て支援拠点を増やすことで、より身近な場所で支援を受けられる環境を整備することで、孤立しがちな保護者の支援拡充を図ります。

■　子育てサロン等、他の地域子育て支援拠点と連携し事業の充実を図ります。

今後の事業方針

■　少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等により、家庭や地域における子育て機能が低下しているなか、支援が必要な保護者が孤立することがないよう、サークルや相談等の充実を図ります。

■　児童センターと子ども館６館が同じ事業者による運営の強みを活かし、児童センターを拠点に魅力的な事業は共有するなど、事業の活性化を図ります。

事業番号・事業名	124　子育てサロン事業の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　地域の子育て拠点として、子育て世代の交流や相談、一時預かり等を実施する「子育てサロン」を設置しているＮＰＯ法人に対して、事業費の一部を補助しておりましたが、平成 30 年度から、子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として、交流・相談・情報提供・講座関係の基本４事業を委託により実施することで、開設日数や開設時間を統一しサービスの向上に努めました。

　一時預かり事業については、認可外保育事業として再編しました。

事業評価・課題

■　子育て中の悩みや相談が多様化しており、より専門的な知識が必要となっています。

■　子育てサロン以外の地域子育て支援拠点と事業の共通化を図り利便性の向上を図りました。

■　地域の子育て支援拠点としては、市内に８か所の拠点施設があり、地域的なバランスはおおむね取れています。

今後の事業方針

■　地域子育て支援拠点として、引き続き基本４事業をＮＰＯ法人等に委託して実施します。

事業番号・事業名	125　つどいの広場事業の充実		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　関宿地域において乳幼児を持つ保護者同士が、打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流を図る場を設けるとともに、アドバイザーが保護者からの相談を受け、助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除き、育児負担を軽減する事業を行っています。

■　実施事業の内容は、相談、情報提供、講座開催、サークルとなっています。

事業評価・課題

■　関宿地域における子育て拠点として、子育て中の保護者の負担感の緩和や親子同士の交流等に努めました。

■　地域子育て拠点(つどいの広場事業)として、子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業を実施しています。

今後の事業方針

■　関宿地域の子育て拠点として、引き続き基本４事業をＮＰＯ法人に委託して実施します。

事業番号・事業名	126　地域子育て支援センターの充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　地域における子育て拠点として、４か所（アートチャイルドケア野田東部みどり保育園、聖華保育園、アスク七光台保育園、聖華未来のこども園）で子育て世代の交流・相談・サークル支援等を実施しています。

■　実施事業の内容は、相談、講座開催、親子サークル、情報提供となっています。

事業評価・課題

■　地域子育て拠点については、子ども・子育て支援法において 13 事業の一つに位置付けられていることから、引き続き子育て支援センターと子育て支援拠点支援事業施設と連携を図ります。

■　地域子育て支援センターについては、事業の周知方法を工夫しながら、新たな事業を検討する必要があります。

今後の事業方針

■　今後も子育てサロン等の利用者増加を目指すとともに、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育てに役立つ講座・講演会の開催等、親子が気軽に集まり、情報交換や子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努めます。

■　子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子ども・子育て支援事業の一つとして、支援センター事業以外の地域子育て拠点と共通して実施していきます。

事業番号・事業名	127　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施		
担当課	子ども保育課	事業区分	新規

事業の内容

■　保育所等に通っていない満３歳未満までの未就園児について、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度となります。

事業評価・課題

■　令和８年度からの本格実施に向けて、利用人数の動向及び利用ニーズを見極め、分析していく必要があります。

今後の事業方針

■　令和８年度からの本格実施に向けて、令和６年度及び令和７年度の実施状況を分析し、実施施設数及び事業内容を検討します。

事業番号・事業名	128　病児・病後児保育の充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　病気又は病気回復期の児童及び学童が集団保育を受けられない状態にあり、さらに保護者の勤務の都合等により家庭における保育ができない場合に、「病児保育施設フォレストルーム」で一時的に児童及び学童を預かり、子育てと就労等を両立できる環境づくりを推進していきます。

事業評価・課題

■　令和４年４月から「病児保育施設フォレストルーム」を開設し、本事業を再開しました。

■　開設年度の利用実績は新型コロナウイルス感染症の影響及び施設の認知度不足により少ない状況でしたが、周知促進及びネット受付導入等の利便性向上により利用実績は年々増加しています。

今後の事業方針

■　今後の利用実績の推移に注視するほか、利用者の意見等を踏まえながら開設日や開設時間等について、必要に応じて見直しを行います。

事業番号・事業名	129　産休・育休明け保育の円滑な利用の確保		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　産休又は育児休業から復職する方の保育所利用申込みについては、優先的な利用調整(調整における指数を加算)を行っています。

■　産休明け保育を必要とする方のニーズに対応するため、公立保育所１園(乳児保育所)及び私立保育園等 14 園において、生後 57 日目からの受入れが可能になっています。

■　育児休業から復職予定の保護者が、安心して育児休業を取得し、復職の準備ができるように、通常の申込みより早いタイミングで利用決定を受けることができる「育児休業明け保育所利用予約」を平成 30 年度から実施しています。

事業評価・課題

■　産休・育児休業明けの方に対する優先的な利用調整(指数加点)は、例年多くの対象者がおり、保育所利用決定につながっています。

■　産休明け保育については、少数ながらも生後３か月未満の乳児の入所実績が例年あることから、一定のニーズがあり、それに対応していると考えられます。
　しかしながら、年度末に向けて０歳児定員の枠が埋まってしまう傾向にあることから入所することが難しくなっています。

■　育児休業明け保育所利用予約は、例年希望者からの申込みを受付け、利用決定をしています。

今後の事業方針

■　産休・育児休業明けの方に対する優先的な利用調整(指数加点)は、今後も引き続き実施します。
■　産休明け保育については、計画に位置付けた０歳児の保育の量の確保を進めることで利用ニーズへの対応を図ります。
■　育児休業明けの保育所利用予約については、今後も事業の継続を予定しています。また、申込数の推移に注視し、必要に応じて本事業の定員数の検討を行います。

事業番号・事業名	130　延長保育の充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　保育施設へのお迎えが基本の保育時間を超える場合に、利用時間を延長して保護者が迎えに来るまでの保育を行います。
■　市内の全保育施設で延長保育を実施しています。閉所時間は施設によって異なります。
・午後７時まで・・・　７施設(公立３、私立４)
・午後８時まで・・・　17 施設(公立５、私立 12)
・午後９時まで・・・　１施設(私立１)
・午後 10 時まで・　・　１施設(公立１)

事業評価・課題

■　延長保育を必要とする方に対し、保育サービスの提供ができていることから利用者のニーズに対応できていると考えられます。

今後の事業方針

■　引き続き市内の全保育施設において延長保育を実施します。
■　民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られていますが、今後の延長時間の拡大等については、利用実績及び利用ニーズを踏まえ、必要に応じて検討を行います。

事業番号・事業名	131　休日保育の充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　認可保育施設に在籍している児童について、保護者が就労等の理由(保育認定を受けている要件と同じもの)により、休日(年末年始は除く)の保育を必要となった場合に、休日保育を行っています。

■　市内２施設で集約して実施しており、事業実施施設とは別の保育施設に在籍している児童でも休日保育を利用することが可能です。

事業評価・課題

■　別施設に在籍している児童でも利用することができるため、急に発生した利用ニーズに対しても対応することが可能です。

■　現時点では、今の確保量(定員数)で利用ニーズに対応することができていますが、休日保育を必要とする児童数は毎年変動が大きく、予測が難しくなっています。

今後の事業方針

■　今後の利用実績や予約状況に注視し、必要に応じて定員数の見直し等を検討します。

事業番号・事業名	132　子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容・実績

■　幼稚園や認定こども園の教育部分を利用する児童について、保護者の仕事の都合や急用等の理由によって通常の教育時間では対応できない場合に、児童の預かり時間を延長するサービスを実施しています。

■　幼児教育・保育の無償化により、保育の必要性がある認定を受けた保護者は、利用料の月額 11,300 円まで無償になります。

事業評価・課題

■　令和６年時点では私立幼稚園５施設及び認定こども園２施設で実施しています。

■　多様なニーズに対応するとともに、高まる保育所ニーズに対して代替的に機能していることから、各私立幼稚園の実施状況を引き続き把握していく必要があります。

今後の事業方針

■　子ども・子育て支援制度では、幼稚園の預かり保育について、地域子ども子育て支援事業の「預かり保育」事業として位置付けられ、施設型給付への移行の有無に関わらず、市からの受託事業となり、当該園の児童以外の一時預かりを実施することが可能であるため、私立幼稚園の意向と２号・３号認定児童のニーズを踏まえて、今後の実施について協議していきます。

事業番号・事業名	133　幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携強化		
担当課	指導課、子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　小学校低学年における生活科の授業において、各種行事で保育所や幼稚園との交流を実施しています。

■　５月、２月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動の計画や取組状況等を発表し合い、反省をまとめています。

事業評価・課題

■　レポートによる情報交換を通して、幼稚園・保育所・こども園・小学校の連携が効果的に行われました。

今後の事業方針

■　就学前の教育内容の充実及び就学前の生活環境･就学状況等の情報交換を行うことにより、小学校入学後において安全かつ健康な生活が送れるよう幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携していきます。

事業番号・事業名	134　特別な支援が必要な子どもの施策の充実 【事業番号 83 再掲】		
担当課	子ども保育課、学校教育課	事業区分	既存

事業番号・事業名	135　保育士の処遇改善の実施		
担当課	子ども保育課	事業区分	追加

事業の内容

■　国で定める公定価格の処遇改善加算のほか、就労奨励金や家賃補助、月額２万円の処遇改善事業等を実施し、保育士確保及び処遇改善に取り組んでいます。

事業評価・課題

■　補助事業をはじめとして、他市の状況や保育士の定着率等を踏まえ、処遇改善について見直しの検討を行う必要があります。

今後の事業方針

■　継続して保育士の処遇改善に取り組んでいくほか、今後の課題を明確化し、事業の見直しを行ってまいります。

事業番号・事業名	136　保育所のＩＣＴ化の推進		
担当課	子ども保育課	事業区分	新規

事業の内容

■　保護者との連絡手段や、保育所業務等をデジタル化し、保育所のＩＣＴ化(インターネットを活用した情報共有)を進めていきます。

事業評価・課題

■　従来の紙媒体での記録とは異なり、スマートフォンやタブレット端末を利用した事業であるため、保護者の混乱を招かぬよう段階的に利用機能を拡充する必要があります。

今後の事業方針

■　保護者及び保育士の負担軽減となるよう、段階的に利用機能を拡充していきます。

事業番号・事業名	137　１、４、５歳児の職員配置改善の実施		
担当課	子ども保育課	事業区分	新規

事業の内容

■　各年齢における配置(保育士と児童数の対数)は国が基準を定めているところですが、令和６年度に見直しがあり、４・５歳児については、こども 30 人に保育士１人の配置から、こども 25 人に保育士１人の配置に改善されました。

■　１歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、令和７年度以降の加速化プラン期間中の早期に、こども６人に保育士１人の配置から、こども５人に保育士１人の配置に改善を進めるとされています。

事業評価・課題

■　国の配置基準改正を受け、現在は経過措置期間となっていますが、速やかに新基準に対応するよう職員配置及び民間事業者への啓発等を行っております。

■　１歳児については、現時点で基準改正はされていませんが、国の方針にて令和７年度以降に配置改善を進めるに当たり、保育士の確保が必要となります。

今後の事業方針

■　４・５歳児については、新配置基準で保育運営を行うにあたり必要となる保育士の確保政策に努めます。

■　１歳児については、国の動向を注視し、財政措置(公定価格加算や県補助金等)を積極的に活用することにより、配置改善及び保育の質の向上に努めてまいります。

３　【学童期・思春期】
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境づくりの推進

　すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持てるよう社会全体で支えていくことが必要であることから、児童館、学童保育所、子ども未来教室やこども食堂等、こども・若者にとってより良い居場所となるような取組を推進します。

　また、将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、部活動の地域との連携を深め学校教育の活性化を図ります。

事業番号・事業名	138　体験学習等教育内容の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備等教育活動を支援する体制づくりを行っています。

■　東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図っています。

事業評価・課題

■　キャリア教育における職場体験学習、東京理科大学の教授等による特別授業等を実施しました。今後、段階的に地域との合同行事や伝統文化体験、行事への参加等が、計画的に実施できるとよいと考えられます。

■　地域人材が、支援ボランティアとして学校に関わることで、「開かれた学校づくり」につながっています。

今後の事業方針

■　学校のニーズに合わせ支援内容を共有化し、学校支援地域本部の活動を推進します。

■　東京理科大学とのパートナーシップ協定事業をさらに推進し、より多くの児童生徒が特別授業を体験できるよう努めます。

■　学習効果を上げるために地域と協働で様々な体験学習の場を設定できるよう推進します。

事業番号･事業名	139　こどものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実【事業番号 15 再掲】		
担当課	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課	事業区分	既存

事業番号･事業名	140　外部指導者を活用した運動部活動の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　市内小中学校で、より専門的な部活動指導を展開するために、地域に住む各分野において学識、経験等に優れた人材を招いています。家庭、地域との連携を深め、学校教育の活性化を図っています。

事業評価・課題

■　各小中学校の部活動顧問と外部指導者が協力をし、充実した部活動指導を行うことができました。安全面については、今後も配慮を続けていく必要があります。

■　若い教職員が増えているため、部活動顧問も外部指導者の下で、専門的な知識、技量を身につけていく必要があります。

■　令和元年度より、部活動ガイドラインに則った指導を行うため、本市では部活動指導員を導入しました。

＜配置している部活動指導員＞※文化部を含む

令和元年	令和２年	令和３年
レスリング部 ソフトテニス部	レスリング部 陸上競技部 ソフトテニス部 吹奏楽部(文化部)	レスリング部 野球部 ソフトテニス部 吹奏楽部(文化部)
令和４年	令和５年	令和６年
レスリング部 野球部 ソフトテニス部 吹奏楽部(文化部) バレーボール部 陸上競技部	レスリング部 野球部 ソフトテニス部 吹奏楽部(文化部) バレーボール部 陸上競技部 卓球部 サッカー部	レスリング部 ソフトテニス部 吹奏楽部(文化部) バレーボール部 陸上競技部 サッカー部 柔道部 バドミントン部

今後の事業方針

■　専門性豊かな地域人材を活用することにより、生徒の確かな技術の習得を目指すとともに、開かれた学校づくりと部活動の地域移行を推進します。

■　多忙な状況にある教員がより効率的、かつ効果的に部活動を指導するため、今後も活用していきます。

■　部活動指導員は来年度以降、増やしていく予定です。

事業番号・事業名	141　情報モラル教育の推進		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　市主催教員向けのＩＣＴ(情報通信技術)活用研修会等を活用するなどして、各校で学級活動や道徳、各教科の指導の中において、積極的に情報モラルの向上につながるような授業展開が行われるよう指導に努めます。また、一人一台端末が導入されたことを踏まえ、ネット社会の利便性を教えるのと同時に、その中に潜む危険性も教えていくよう指導に努めます。

事業評価・課題

■　市内各小中学校において児童生徒の発達段階や一人一台端末の活用状況に応じた情報モラル教育が進められています。

■　家庭の指導力向上が課題です。保護者向け講演会を実施し、ますます家庭における情報モラルの向上を進めます。

■　ＳＮＳにおけるいじめ等の人権侵害が生徒指導上の問題となるケースがあるので、引き続き指導が必要です。

今後の事業方針

■　いじめ相談アプリ「ＳＴＡＮＤＢＹ」を活用し、中学生におけるいじめの早期発見と抑止及び相談体制づくりを進めます。あわせて、全校中学１年を対象に、「傍観者にならず、行動を起こす」意識を育てる授業を実施します。

■　専門的知識を持つ外部講師や Google パートナー自治体を活用し、児童生徒・家庭に向けた授業や講演、職員への研修をより一層進めます。

事業番号・事業名	142　学校保健教育の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容

■　小児期における生活習慣病対策として、健康診断における軽中度の肥満児童生徒への保健指導や、市内小学校４年生を対象とした生活習慣病健診、市内小学校４年生から６年生の希望者によるサマースクール等を実施します。

事業評価・課題

■　軽中度の肥満児童生徒の希望者へすこやかノートを配布し、保健指導を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止していた生活習慣病健診を再開しましたが、肥満傾向の児童生徒の割合が増加しています。

■　健康問題の解決には学校での推進及び体制の確立のみならず、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組むことが必要です。

今後の事業方針

■　小中学校において、気温が大きく上昇する夏場以外で外遊びを推奨するとともに、すこやかノートの活用や生活習慣病健診による保健指導の継続や、サマースクールの実施等による肥満指導の機会創出を継続していきます。

事業番号・事業名	143　各学校における食育活動の実施		
担当課	学校教育課	事業区分	追加

事業の内容

■　小中学校ごとに作成している「食に関する指導の全体計画・年間計画」に基づく学校給食を活用した食育の推進として、保健体育の授業等における栄養教諭等による食に関する学習や、６月の「食育の日」及び 11 月の「のだの恵みを味わう給食の日」を野田市の特産物を利用した献立の日に指定する等、地産地消の推進及び地域の食文化の理解を深めるための活動等を実施します。

事業評価・課題

■　各小中学校の保健体育の授業等において、栄養教諭・学校栄養職員が参加した食に関する学習を行いました。また、学校のホームページや給食だより等を活用し、家庭への啓発活動を行いました。

■　学校給食を生きた教材として活用するとともに、地産地消を推進し、積極的に地元農家からの野菜を給食に活用することで、生産者や食材に対する感謝の心の育成や地域の食文化の理解を進めました。

今後の事業方針

■　学校の授業等での食育を継続するとともに、保護者に対して、給食だよりやＰＴＡ試食会で地産地消について周知するなど、食育についての理解を深める取組を進めます。

■　地場産物を使用したメニューの増加に取り組むとともに、のだの恵みを味わう給食の日等において地元農産物への理解を深める食育を進めます。

事業番号・事業名	144　自己肯定感の向上		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　平成25年度までのサタデースクールに替わり、よりきめ細かで質の高い指導を行い、市内すべての児童生徒に均等な学習機会を提供する機会として、平成26年度より土曜授業を行っています。令和６年度より、「土曜ならではの地域や保護者等に開かれた授業を教育課程内で行うことにより、児童生徒の活動を直接、地域や保護者の方々に見ていただき称賛される機会とする」等、目的や内容の変更を行いました。

事業評価・課題

■　土曜授業の内容として通常授業のほかに、授業参観や地域との関連行事等を推奨し、開かれた土曜授業の中で地域・保護者等から児童生徒が称賛される機会となるようにしています。

■　授業参観や音楽発表会、文化祭、卒業を祝う会、地域クリーン作戦、もちつき大会、ＰＴＡバザー、あおいそらまつり、三世代交流の会等、各学校が工夫をして計画を行っております。

■　オープンサタデークラブ(原則第１・３土曜)や地域行事等を考慮し、２週連続とならないようにする等、教職員や児童生徒に負担がかからないように計画する必要があります。

今後の事業方針

■　今後も、各学校の実態に合った効果的な土曜日の活用ができるようにしていきます。

■　より良い土曜授業の在り方について、土曜授業検討委員会で検討を行っていきます。

事業番号・事業名	145　子ども未来教室の充実 【事業番号 56 再掲】		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業番号・事業名	146　教育相談・指導体制の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行います。
■　野田市のカウンセラーが学校に出向き教育相談を行います。
■　ひまわり相談では、未就学児の発達等の相談を行います。
■　教育支援センターひばりでは、学校や家庭と連携して、不登校の解消を目指します。

事業評価・課題

■　各学校で教育相談の充実を図ります。
■　教育相談の内容は、個々により異なります。カウンセラー等専門的な知識を持つ者、関係機関と連携して対応できるよう相談体制をさらに充実していく必要があります。
■　保護者や学校・地域が手を携えて長期的にこどもを見守っていく体制が必要です。

今後の事業方針

■　教育相談を充実させるため、各学校の教育相談体制の構築への支援を行います。
■　有効な教育相談を目指すには、教師とこどもたちの信頼関係が重要なため、学級経営力を高める取組を進めます。
■　ひばり教育相談、教育支援センターひばりにおいて、保護者・学校と連携を図りながら、課題・悩みを抱える児童生徒の支援を実施します。
■　教職員向けの研修会・相談会を実施し、未就学児から思春期の生徒の課題や悩みに対応する力のスキルアップを図ります。
■　野田市スクールサポーターとスクールサポートカウンセラーを配置し、反社会的な行為に起因する児童・生徒・保護者の精神的な悩みに対して支援、助言を行い、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
■　ひばり教育相談や学校、家庭で必要な情報を共有し相談体制の充実を図ります。

事業番号・事業名	147　スクールソーシャルワークの充実		
担当課	子ども家庭総合支援課分室	事業区分	追加

事業の内容

■　スクールソーシャルワーカーを２人配置し、小中学校、幼稚園や家庭から、児童生徒・保護者に関する相談を受け、校内での面談や家庭訪問等を通して支援や助言を行っています。

事業評価・課題

■　小中学校や幼稚園、教育委員会、子ども家庭総合支援課と協働し、児童生徒・保護者の課題解決に努めています。
■　教育分野に関する知識に加えて、教育委員会アドバイザー、スクールカウンセラー等、専門的な知識を持つ者と連携して解決に向けた取組を行っています。
■　スクールソーシャルワーカーとケースワーカーの連携方法を含めたスクールソーシャルワーク体制の確立が課題となっています。

今後の事業方針

■　多岐にわたる児童生徒・保護者の課題を解決していくために、児童生徒が置かれている様々な環境を理解し、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、児童生徒の課題解決を図っていきます。
■　児童生徒が抱えている課題が、複雑で多岐にわたるため、スクールロイヤー、スクールカウンセラー等、専門的な知識を持つ者や、児童相談所や地域の医療機関、支援団体との連携を更に深め、児童生徒の課題解決を図っていきます。
■　これまで個別の事案について、内容に関わらず包括して取り組んできたことで、限られた数の事案にしか取り組むことができなかったため、教育委員会等の関係団体と連携をとりながら業務内容を精査し、より多くの課題解決に寄与できるよう、先進市のソーシャルワークの取組等を研究していきます。
■　効果的な支援ができるように、弾力的な勤務体制の構築を研究していきます。

事業番号・事業名	148　学校評議員制度の充実		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容

■　地域に開かれた学校づくりを推進するために、市内全小中学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺っています。

・学校運営や教育活動に関する事項
・学校と家庭や地域社会との連携に関する事項
・その他校長が必要と認める事項

事業評価・課題

■　各学校当たり５人までの学校評議員を委嘱し、多くの学校で年間２回程度の評議員会議を開催しました。会議では、学校評価の結果や考察等について御意見を伺いました。

今後の事業方針

■　今後も学校評議員を委嘱し、学校運営や学校評価等について御意見を伺い、開かれた学校づくりを推進します。併せて、地域との連携をさらに進めるため、学校運営協議会についても今後研究を進めてまいります。

事業番号・事業名	149　学校施設整備の推進		
担当課	教育総務課	事業区分	既存

事業の内容

■　児童・生徒の心身のすこやかな成長に資する教育環境の整備や、児童･生徒が安全で豊かな学校生活が送れるように､現状の施設を必要に応じて改修しています。

事業評価・課題

■　耐震補強工事・耐震補強設計については、耐震化を早急に進めるため、財源が確実で、有利な国の補正予算、予備費を活用し、平成 27 年度をもって完了しました。また、トイレ改修工事については、平成 15 年度から実施計画に基づき進めており、国庫補助金やふるさと納税を活用した学校施設整備費等基金を活用し、平成 30 年度をもって当初の計画は完了しました。

小中学校･幼稚園を含めた市の施設については､老朽化が進行している中で、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されることから､建物の長寿命化を図ることを基本としたファシリティ・マネジメントの基本方針に基づき､建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立った建物の維持管理に努めていくことが求められています。

また、平成 25 年 11 月に策定された国のインフラ長寿命化計画に基づき、文部科学省では、平成 27 年３月に文部科学省インフラ長寿命化計画を策定し、所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため､各地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画を踏まえ、公立学校施設等の適切な施設区分ごとに令和３年３月に野田市学校施設長寿命化計画を策定しました。

今後の事業方針

■　個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていきます。
　また、児童生徒用トイレの洋式化率100%を目標として、さらなる洋式化に取り組んでまいります。

事業番号・事業名	150　ボーイスカウト、ガールスカウト活動の充実のための施策の推進		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　ゴミゼロ運動を始めとする清掃奉仕、覚醒剤乱用防止街頭キャンペーン 、歳末助け合い運動等の活動を通して、青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し、事業活動支援を行っています。

事業評価・課題

■　市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っており、奉仕活動や体験活動を通してこどもたちの人間形成に大きく寄与しています。

今後の事業方針

■　今後も引き続き青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し、事業活動の支援を行います。

事業番号・事業名	151　薬物乱用防止対策事業の推進		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

事業の内容

■　小学校では、体育（保健体育）の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施しています。
■　中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施しています。
■　学校や地域、保健所等と連携し、適宜、「薬物乱用防止」についての正しい知識の普及に努めています。

事業評価・課題

■　薬物乱用防止教育については、引き続き学習指導要領に基づき、各小中学校で保健の時間を中心に計画的に指導していく必要があります。
■　警察官等を招いての「薬物乱用防止教室」については、薬物乱用防止キャラバンカーの活用を含めて推進していく必要があります。特に中学校については年間最低１回以上の開催を働きかけていく必要があります。
■　薬物乱用防止教室の実施に当たり、毎年同じ内容ではなく、児童生徒の実態や社会の状況に対応した外部講師の確保が課題です。

今後の事業方針

■　引き続き小中学校においては授業の中で「薬物乱用防止」について指導を実施します。
■　学校･地域･保健所等と連携し、学校薬剤師の協力も得ながら、さらなる正しい知識の普及に努めます。
■　薬物乱用防止教室の講師及び実施内容等の情報を収集し、各学校へ発信してまいります。

事業番号・事業名	152　子ども館の機能の充実 【事業番号８再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	153　充実した学童保育サービスの提供		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　指導員の確保に努めるとともに、指導員に対する研修を実施し、資質の向上に努めています。
■　放課後児童指導員となる資格を有するすべての指導員に県の認定研修を受けるよう計画的に取り組んでいます。

事業評価・課題

■　直営指導員が会計年度任用職員になったことで､さらに一定の継続性が担保されたため、引き続き情報やスキルの共有化と向上を図っています。
■　児童の安全確保のため必要に応じて指導員の加配等の対応を図っています。
■　全国的に学童指導員の担い手不足となっています。
■　令和５年度に実施したこどもの生活実態調査によると､小学生が楽しいことや悩み事についての話し相手として､「学童保育所、子ども未来教室、子ども館、青少年センターの先生や職員」と回答した割合が少なかったことから、研修等を通じて、悩み事を話しやすい環境づくりに努めます。

今後の事業方針

■　放課後児童クラブの職員に関する基準では､指導員の配置については､従うべき基準が緩和されましたが、学童指導員を支援単位ごとに２人以上配置します。
■　放課後児童クラブ運営指針に基づき、質の向上と機能の充実に努めます。
■　学童指導員の確保については、賃金や休暇制度等の処遇の改善を図るとともに、ハローワークとの連携強化等の確保策を強化します。

事業番号・事業名	154　学童保育所の施設環境整備の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　老朽化が著しい学童保育所施設について緊急度を勘案し整備しています。

事業評価・課題

■　学童保育所の施設・設備について修繕等の対応を行いました。

■　現在の生活環境に鑑み、学童保育所のトイレの洋式化を計画的に進めていく必要があります。

今後の事業方針

■　計画的に整備をしていくために日常的な管理をしっかり行い、現状を把握します。

■　エアコン設備については、定期点検等の維持管理を適切に実施するとともに設置から年数が経っている機器は交換部品の供給状況も勘案しつつ計画的に取替工事を行っていきます。

■　トイレの洋式化については、施設の状況を勘案しつつ計画的に行います。

■　校外にある学童保育所については、老朽化が進んでいることから、国の「放課後児童対策パッケージ」やファシリティ・マネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針に基づき、可能な学校から余裕教室を活用し随時実施します。

■　野田学童保育所について、令和７年度に学校校舎内に学童保育所を移設します。また、東部学童保育所、二川学童保育所についても、順次、学校校舎内に学童保育所を移設します。

事業番号・事業名	155　学童保育所の受入れ体制の促進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　運営指針に基づき、おおむね 40 人以上の集団をクラス分けし、指導員を適切に配置しました。

■　複数の学童保育所がある学校区において、入所児童数のバランスにより過密化が懸念される場合は、抽選による児童の振分けを行い過密化の改善に努めました。

事業評価・課題

■　共働き家庭が増加するなどにより、一部の学校区で入所児童が増加している一方で、児童数は市内全体で減少傾向にあることから、保育量の確保については推移を注視し、保育の需要を見極める必要があります。

■　配慮が必要な児童が増加傾向にあることから、安全に保育をするために加配指導員を配置する必要があります。

今後の事業方針

■　児童の入所バランスにより過密化が懸念される学童保育所については、抽選により児童の振分けを行います。
■　配慮が必要な児童については、代替指導員を配置するなど、受入れ体制の充実に努めています。
■　入所人数が増える学校長期休業期間中には、サポートティーチャー等の職員を配置し安全・安心な保育に努めています。
■　入所児童数の推移に注目し、必要に応じて民間委託も見直すなど、こどもの保育環境を第一に考えながら、運営体制については引き続き社会福祉協議会と協議を継続していきます。
■　入所児童数の推移を注視し、過密化対策のための第二学童保育所を整備した学校区について、２つの学童を合わせても保育に影響がない場合は、社会協議会と協議の上、直営に統合し、効率的で継続的な運営を行っていきます。

事業番号・事業名	156　性に関する啓発活動の充実		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　性に関する正しい知識を身につけられるよう、市内公立中学校３年生を対象に思春期講演会を開催し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図っています。
■　生徒達に直接接する養護教諭の性に関する知識及びスキルアップを図るため、令和４年度より養護教諭対象研修会を開催しています。

事業評価・課題

■　講演会後生徒へのアンケートより「命の大切さ」、「人への思いやり」等の感想が多く聞かれ好評でした。
■　望まない若年妊娠や性感染症、ＤＶ、ＬＧＢＴＱ等の性の多様化やＳＮＳ等からの誤った情報への対応等について、専門家である助産師から正しい知識を学ぶことが大切です。今後も思春期講演会を継続して実施していく必要があります。
■養護教諭対象研修会のアンケートより、「大変勉強になり、生徒達や保護者への対応に活かせる」等の感想が聞かれ、今後も継続して開催していく必要があります。

今後の事業方針

■　学校や地域、保健所との連携を図りながら、今後も市内公立中学校全校で、思春期講演会を開催し、知識の普及や啓発に取り組みます。
■　学校の授業では取り扱うことの難しい内容や知識を学べる機会を作り、思春期における性や命に関わる諸問題を未然に防ぐよう努めます。
■　引き続き市内中学校全校で実施するため、学校への働きかけを行っていきます。
■　養護教諭対象研修会を開催し、正しい知識やスキルアップを図り、生徒達への対応に役立てます。

事業番号・事業名	157　性教育の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習しています。

■　中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習しています。

事業評価・課題

■　性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差があります。指導方法や表現等、学年や男女の別、実態等を踏まえて適切に行う必要があります。

■　ＬＧＢＴＱについても触れる必要がありますが、年齢により伝え方に工夫が必要です。

今後の事業方針

■　小学校においては、保健領域「体の発育・発達」「心の健康」において、思春期における体の発育・発達について学習します。

■　中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習します。

事業番号・事業名	158　友だちづくり推進事業の推進		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業の内容

■　オープンサタデークラブを開催し、こどもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人としての素地を育む」機会を地域社会全体で創り出しています。

事業評価・課題

■　体験を通して地域の方々やこどもたち同士の交流やふれあいを図ります。なお、各種団体及び個人講師による講座が継続できる体制をつくることが重要であり情報交換を緊密に行う必要があります。

今後の事業方針

■　引き続きオープンサタデークラブを実施し、こどもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人として素地を育む」機会を地域社会全体で創り出していきます。

事業番号・事業名	159　家庭教育に関する意識の醸成		
担当課	子ども保育課、指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を実施しています。小中学校における合同行事、小学６年生の中学校一日体験入学等を実施しています。各学校で、他学年との交流活動を実施しています。

■　幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場を設けています。

■　幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校での職場見学及び中学校での職場体験における保育体験を実施しています。

事業評価・課題

■　事業者を学校に招いての職業講話や体験学習を通して、家族の職業観を語り合うことで家庭教育の醸成の一助となっています。

■　地域、家庭の協力連携により推進していくことが重要と考えられます。また、幼稚園、保育所での保育体験を継続実施するとともに、幼稚園、保育所、学校とのさらなる連携強化が必要となっています。

今後の事業方針

■　引き続き幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人との交流活動の場を設定し、様々な年齢層と交流できるようにしていきます。

■　引き続き幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校でのキャリア教育及び中学校での職場体験における保育体験を実施します。

事業番号・事業名	160　中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供		
担当課	子ども保育課、指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学びます。その際、幼児とのふれあいができるよう留意しています。

■　キャリア教育の一環で、地域の保育所、幼稚園において、職場体験学習を実施しています。家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進しています。幼児との関わりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族との関わりについて学ぶ機会としています。

事業評価・課題

■　中学生と幼児のふれあう機会を多く持つことができました。保育について技術家庭科分野の学習内容や職業講話や調べ学習等を通して、「家族・家庭とこどもの成長」についての知識を今後も深めます。

■　中学生が保育所・幼稚園の園児とふれあう体験をより効果的にするためには、家庭との連携が必要であり、地域と家庭の協力の下に進めていくことが重要となっています。

今後の事業方針

■　家族、家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進します。

■　幼児との関わりの中で自分の成長を振り返り、これからの自分と家族との関わりについて学ぶ機会とします。

事業番号・事業名	161　キャリア教育を通しての地域教育力の向上		
担当課	指導課、商工労政課、子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を中心としたキャリア教育に取り組んでいます。

■　小学校６年生による職場見学、中学校２年生による職場体験を実施しています。

■　地域において、こどもと大人が互いに認知し、互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性について、いろいろな機会で呼び掛けています。

事業評価・課題

■　「キャリア教育」の有効性について、学校・家庭・地域が連携して進めていくよう、より一層の働きかけが必要となっています。

■　「地域のこどもは地域が育てる」という考えを基に、９年間の見通しをもった計画や地域との関わり方を工夫していくことが必要となっています。

今後の事業方針

■　職場体験・職場訪問を実施することにより、こどもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する力を養う機会を作ります。

■　職場体験・職場訪問を実施することにより、地域においてこどもと大人が互いに知り合い、声を掛け合う、さらに地域のこどもを地域で育てるという意識の高揚に努めます。

■　小中連携を核とした上級学校体験学習を工夫し、上級学校で「もっと学びたい」という意欲を培うことに努めます。

４　【青年期】
結婚や就職を希望する若者への定住支援の推進

結婚は個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観や考え方を尊重することを大前提として、その上で若い世代が自らの主体的な選択により望んだ場合には、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが重要です。結婚を希望しても叶えられない場合の大きな理由としては、経済事情や仕事の問題のほかに、出会いの機会の減少も大きな要因とされていることから、出会いの機会や場の提供をするため、婚活イベントの取組を推進します。

また、若者の就業を促進し、地域への定住を図るために、若者が地域で安心して働くことができるよう、安定した雇用や、やりがいのある仕事等の要件を満たす雇用を創出することが必要であることから、若者の就職支援を推進します。

事業番号・事業名	162　結婚支援事業の推進		
担当課	企画調整課	事業区分	追加

事業の内容

■　結婚新生活支援事業補助金

　国の結婚新生活支援事業費補助金制度を活用し、新婚夫婦の経済的負担の軽減を図り、野田市における若年層の定住を促進するために、対象期間内に婚姻届を提出、受理されたいずれも 39 歳以下の夫婦に対し、住宅取得費又は住宅賃借料及び引越業者又は運送業者に支払った費用等の一部を補助しています。

■　婚活イベント事業

　結婚を希望する男女に出会いの場を提供して結婚への意識を高め、婚姻数の増加及び市への定住促進につなげるため、セミナー及び相談会等を伴う婚活イベントを実施しています。

■　議場ウエディング事業

　未来への一歩を踏み出すお二人の門出をお祝いすることで、市への愛着を深め、ずっと市に住み続けて欲しいという願いを込めて、市議会議場で結婚式を挙げる「議場ウエディング」を行っています。市報、ホームページ等により年間を通じて周知を行っております。

事業評価・課題

■　結婚を希望する方の要望に沿った事業内容の分析が必要となります。

■　各事業のさらなる周知に努める必要があります。

今後の事業方針

■　国の基準に合わせた事業内容の見直しを実施し事業を継続してまいります。

■　奨学金返還支援事業やあかちゃんお祝い金事業等の制度と連携して周知を図っていきます。

事業番号・事業名	163　奨学金返還支援事業の推進		
担当課	企画調整課	事業区分	新規

事業の内容

■　大学を卒業後、市内に移住・定住し就労する若者に対して奨学金返還の一部を補助する事業を令和７年度から実施します。

■　補助額は毎年の奨学金返還額の 70%、１年当たり上限 12 万円を最長５年補助します。

■　対象となる奨学金は、日本学生支援機構の第１種奨学金及び交通遺児育英会の貸与型奨学金となります。

事業評価・課題

■　日本学生支援機構や近隣大学を通じ、制度の周知を図っていきます。
■　結婚新生活支援事業やあかちゃんお祝い金事業等の制度と連携して周知を図っていきます。

今後の事業方針

■　市内における若年層の人手不足解消を目的に、職種による補助額引上げを検討していきます。

事業番号・事業名	164　重層的支援体制整備事業の推進		
担当課	生活支援課、関係課	事業区分	追加

事業の内容

■　相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に受け止め、複雑化・複合化した内容については課題の解きほぐし、関係機関の役割分担、各支援機関が連携して支援を行う体制を構築します。
■　既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、社会や他者とのつながりを作る支援を実施しています。
■　世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する地域づくり事業を実施しています。

事業評価・課題

■　国の制度が縦割りの状況であることが変わらないままに、市を始め各支援機関の連携によって国の目指す理想の姿を実現することは、限界があり困難であると言わざるを得ません。
■　複合化した支援ニーズに対して各支援機関が円滑に連携するためには、それぞれが他分野の制度についても精通することが必要であるが、現実的には大変難しいと言えます。

今後の事業方針

■　各分野における支援の担当課において、他分野の課題を把握した際には該当する分野へ確実につなぐよう、庁内各課の横の連携を強化します。
■　支援機関間の調整役を担う多機関協働事業者の役割を明確にします。
■　参加支援事業や地域づくり事業については、市内全域に事業展開することを目標とし、新たな事業拠点の開設を検討します。

事業番号・事業名	165　雇用環境整備の充実 【事業番号 64 再掲】		
担当課	児童家庭課、商工労政課	事業区分	既存

事業番号・事業名	166　生活困窮者自立支援事業（パーソナルサポートセンター）の推進 【事業番号 69 再掲】		
担当課	生活支援課	事業区分	既存

事業番号・事業名	167　青少年相談員活動の充実 【事業番号 95 再掲】		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業番号・事業名	168　青少年センターの機能の充実 【事業番号 104 再掲】		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

事業番号・事業名	169　文化センター事業の充実 【事業番号 20 再掲】		
担当課	生涯学習課	事業区分	既存

第９章　基本目標３における施策・事業内容

基本目標３：子育て家庭を地域全体で支える環境づくりの推進

（子育て当事者への支援）

１　子育てや教育に関する経済的な負担軽減の推進

子育て世代にとって、教育費や医療費等の経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因調査でも、経済的負担が理想のこども数を持たない理由の一つとして挙げられていることから、経済的負担を軽減するために、教育・保育の無償化や子ども医療費助成等の必要な措置を講じます。

事業番号・事業名	170　子ども医療費助成制度の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　こどもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校３年生相当年齢までのこどもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成します。
■　子育て支援の充実を図るため、令和５年８月診療分から中学３年生まで無料としました。
■　令和６年８月１日診療分から、高校３年生相当年齢まで助成対象を拡大し、併せて高校生相当年齢の自己負担金は通院１回、入院１日あたり 500 円（調剤は無料）としました。
■　母子健康手帳交付時、出生届時等に助成制度の周知及び申請手続を行っています。

事業評価・課題

■　自己負担の無料化として、平成 30 年８月診療分から３歳まで、令和２年８月診療分から就学前児童まで、令和４年８月診療分から小学６年生まで令和５年８月診療分からは中学３年生まで段階的に進めてきた自己負担の無償化に加え令和６年８月には、高校生まで対象の拡充を図り、子育て世帯への経済的負担の軽減に寄与しました。
■　県内各市が実施する対象年齢の拡大により、地域間で助成内容に格差が生じています。
■　対象年齢の拡大により、財政負担が大きくなっていくことから、財源について、国や県に働きかけを行う必要があります。

今後の事業方針

■　国に対しては、子育て世帯の経済的負担を軽減する趣旨から、国の制度として医療費の無料化を実施すること、県に対しても、県内でほとんどの自治体が高校生までを助成対象としていることから、県の助成対象を高校生まで拡大すること、補助率を引上げること等を要望していきます。

事業番号・事業名	171　児童手当支給事業の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　次代の社会を担うこども一人一人の育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了前（15 歳到達時後最初の３月 31 日）までの対象となるこどもを養育している方に児童手当を支給しています。令和６年 10 月分の手当からは高校生相当年齢（18 歳到達時後最初の３月 31 日）まで対象となりました。

事業評価・課題

■　制度を適正に運用し、児童手当を支給することにより、児童のすこやかな成長に寄与しました。

■　受給者の中には制度の趣旨についての理解不足等から、資格喪失等の要件が発生しても、届出を怠るなどにより受給を続けるケースがあります。返還金が生じた場合は、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画を履行するように対応していく必要があります。

今後の事業方針

■　児童手当について、引き続き制度の周知に努めます。

■　制度改正等の国の動きに注視して、窓口等において制度の周知に努めます。

事業番号・事業名	172　こども政策ＤＸ事業の推進		
担当課	情報政策課、児童家庭課、子ども保育課、保健センター、関係課	事業区分	追加

事業の内容

■　「こども政策ＤＸの推進に向けた取組方針 2024」に基づき、デジタル技術を活用し、保護者や現場の負担が軽減されるよう、出産から子育ての各ステージで切れ目のない仕組みの構築を目指します。

事業評価・課題

■　次の取組方針における国の動向及び市の取組状況を評価します。

①必要な情報を最適に届ける仕組みの構築
②出生届のオンライン化
③母子保健ＤＸの推進
④里帰りする妊産婦への支援
⑤保育ＤＸによる現場の負担軽減
⑥放課後児童クラブＤＸの推進
⑦こどもや家庭に寄り添った相談業務のＤＸの推進

今後の事業方針

■　国の動向を注視しつつ、子育て当事者等の利便性向上を図ります。

事業番号・事業名	173　教育・保育の無償化の実施 【事業番号 55 再掲】		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業番号・事業名	174　就学援助制度の推進 【事業番号 57 再掲】		
担当課	学校教育課	事業区分	既存

２　地域子育て支援、共働きや共育ての推進及び男性の家事・子育てへの参画の推進

地域の中で子育て家庭を支えられるよう、虐待予防の観点からも、地域でこども・子育て支援事業を推進し、子育てについての相談や情報提供を行うほか、ニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

さらに、家庭内において、育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、また、男性の育児休業取得や家事・子育てへの主体的な参画等、共働きや共育てを推進します。

事業番号・事業名	175　公民館での電話及び面接相談の実施		
担当課	公民館	事業区分	既存

事業の内容

■　東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ケ瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談者として、指導員出勤日や毎月第３日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による相談事業を実施しています。

事業評価・課題

■　家庭教育相談として、不登校やこどもの発達あるいは進路等についての相談を受け、内容に応じた専門の機関へつなぐことができました。

■　指導員出勤日や毎月の第３日曜日の「家庭の日」を相談日としていることを引き続き周知していくなど、相談しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き、地域における児童虐待予防策として個別の子育てに関する悩みなどの相談に応じ、内容に応じた専門の機関へつなぐ対応を行います。

事業番号・事業名	176　家庭教育学級の充実		
担当課	公民館	事業区分	既存

事業の内容

■　幼児の保護者を対象とした２コースでは、様々な体験活動を取り入れながら、親子のふれあいを大切にし、幼児期の発達に理解を深め、保護者の在り方について学習しています。

■　小学生の保護者を対象とした８コースでは、講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱いている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図っています。

■　就学時健康診断時家庭教育講演(小学校 20 校)や中学出前家庭教育講演(中学校 11 校)では、入学前の心得として、こどもの生活習慣の確立や情報リテラシーを中心に家庭教育の重要性について理解を深めています。

■　平成 29 年度より「公民館に集まろう！みんなのすくすくひろば」を開設し、「保護者同士の交流の場」や「子育ての不安や悩みを相談できる場」の提供をしています。

事業評価・課題

■　主に幼児と小学生、小学校・中学校入学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めました。今後も、開催方法や周知方法を工夫し、一層の参加促進を図り、家庭の教育力の向上に努めていく必要があります。

今後の事業方針

■　引き続き、より多くの保護者が参加できるよう工夫しながら、こどもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性等を学習する機会を広く提供します。

事業番号・事業名	177　心配ごと相談事業の充実		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容

■　日常生活における悩み事の初期相談窓口として、毎週火曜日及び第１金曜日に相談所を開設しています。

事業評価・課題

■　相談員の資質の向上と事業の周知を図る必要があります。

今後の事業方針

■　相談所のＰＲ活動を図るとともに、事例検討や定期研修を実施し、相談員の資質の向上を図ります

事業番号・事業名	178　社会福祉協議会の体制強化		
担当課	社会福祉協議会	事業区分	既存

事業の内容

■　地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリー・サポート・センター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行っています。

事業評価・課題

■　学童保育所を受託し、円滑な運営に努めました。
■　学童指導員等を各種研修会に派遣してレベルアップを図りました。

今後の事業方針

■　社会福祉協議会は市と役割分担する中で、地域福祉の担い手として住民の福祉ニーズに即した事業の展開及び経営基盤の整備を計画的に推進します。
■　学童保育所については、国の運営指針に基づき、40 人以上の集団をクラス分けし、引き続き指導員の確保などに努めます。

事業番号・事業名	179　子育て支援総合コーディネート事業の推進		
担当課	保健センター	事業区分	既存

事業の内容

■　市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、ホームページ「にじいろ navi」やリーフレットを活用し、各種子育て支援サービスの情報を発信するとともに、子育て中の保護者からの相談に応じ、相談内容に適した子育て支援サービスの案内等の利用支援を行っています。

事業評価・課題

■　「にじいろ navi」を野田市ホームページ内に開設しています。携帯電話(スマートフォン)にも対応し、LINE 公式アカウントも活用して情報を発信しています。

■　「にじいろ navi」や LINE 公式アカウントを広く周知し多くの方に利用していただくことが課題です。

今後の事業方針

■　「にじいろ navi」の周知に努め、常に最新の情報を収集・掲載していきます。併せて LINE 公式アカウントも毎月３～４回程度発信します。

■　コーディネート事業として、母子保健事業に参加し子育て情報の提供や関係機関との調整を行います。

数値目標

	令和７年度	令和８年度	令和９年度
ホームページ閲覧（件）	13,000	13,500	14,000
LINE 登録者数（人）	1,400	1,450	1,500

事業番号･事業名	180　連携型地域子育て支援拠点事業の推進 【事業番号 123 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号･事業名	181　子育てサロン事業の充実 【事業番号 124 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	182　つどいの広場事業の充実 【事業番号 125 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	183　地域子育て支援センターの整備 【事業番号 126 再掲】		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業番号・事業名	184　高齢者と保育所のこどもとのふれあい活動の充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　地元自治会や老人クラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深めています。

■　地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進しています。

事業評価・課題

■　令和５年度から新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことで、高齢者を園に招き様々な行事を行うことができました。今後も継続して高齢者とのふれあい活動を実施するため保育所と地元自治会、いきいきクラブとの連携及び高齢者施設を訪問することによる、高齢者とこどものふれあい事業の継続や充実が求められています。

　高齢者と一緒に花の苗植えや芋掘りを行なうことで高齢者は社会参加になり、こどもたちは世代間交流を図ることができます。

今後の事業方針

■　今後も引き続き地域の中で子育て支援を行うとともに高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進していきます。

事業番号・事業名	185　保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進		
担当課	子ども保育課、学校教育課	事業区分	既存

事業の内容

■　保育所の園庭を開放し、こどもの遊び場を確保します。また、園庭開放の周知については、市報等で広報に努めています。

■　幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供しています。

事業評価・課題

■　令和５年度から新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことで令和５年５月から令和６年４月まで公立保育所９施設で園庭開放を実施することができました。

■　学校開放における課題として、利用予約の対応や調整手続等の学校教職員への負担があることや、活動中に発生する音について近隣住民への配慮が必要なことがあります。

今後の事業方針

■　引き続き保育所の園庭を開放します。

■　スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所と提供する幼稚園の園庭、小・中学校の校庭及び体育館等の施設の開放を地域の実情を踏まえ継続して実施します。また、その他の社会資源の活用を検討します。

事業番号・事業名	186　１日体験保育の充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として､保育所の各行事に参加し､子育ての相談や情報交換の場として１日体験保育を実施しています。

事業評価・課題

■　新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったため、消防車見学やクリスマス会等の保育所行事に参加していただくことができました。

■　さらなる事業の充実のため周知方法を検討します。

今後の事業方針

■　引き続き保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として保育所の各行事を活用しつつ、また、ニーズに応じた新たな事業を取り入れ、子育ての相談や情報交換の場として１日体験保育を実施します。

事業番号・事業名	187　休日預かり保育事業の充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　休日(日曜・祝日)に保育を必要とするすべての保護者が冠婚葬祭やリフレッシュ、その他の事業等により、緊急に保育の必要性が生じた場合において、要件(保育認定事由)に関わらず利用できるよう、令和２年 10 月から休日預かり保育事業を実施しています。

事業評価・課題

■　利用人数について、上昇傾向にあるが年間を通して少ないことから、より多くの方に利用していただくため、さらなる周知を図ります。
■　休日(日曜・祝日)に要件(保育認定事由)に関わらず、緊急に保育の必要性が生じた場合の利用もあるため、利用人数のみで事業を評価せず、必要な家庭への支援として事業を実施する必要も有ります。

今後の事業方針

■　引き続きＮＰＯ法人２施設で休日預かり保育事業を実施します。
■　休日における保育の提供を確保することで、より一層の保育の充実を図ることはもとより、休日(日曜・祝日)に子どもを一時預けることにより保護者の育児疲れや心理的な負担を軽減することを目指し、支援していきます。

事業番号・事業名	188　育児サークル活動の充実		
担当課	児童家庭課、子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　子ども館、子育て支援センターにおけるサークルの活動については、機関紙・ホームページを始め広く参加者を募集し、多くの親子が交流を深めています。
■　各施設のスタッフはサークル参加者に対して、スムーズに活動ができるよう、適切な助言を行うことにより支援しています。
■　主なサークル活動（親子サークル・サンデー工作・わくわくタイム等）

事業評価・課題

■　サークル活動の実施の仕方を検討していきます。

今後の事業方針

■　今後もサークルの活動を支援していきます。
■　育児サークル等の活動に来られない状況を想定した支援を検討します。
■　子ども・子育て支援制度に位置付けられた地域子育て拠点事業における地域支援機能(地域住民交流・ボランティアとの協働等)に該当する内容に再編し、子ども館においては、そのノウハウを子育てサロン等の事業拡充に活用していきます。

事業番号・事業名	189　公立幼稚園の機能の充実		
担当課	指導課	事業区分	既存

事業の内容

■　園庭を開放し、地域とのふれあの場を提供しています。
■　地域の公民館、婦人会等の交流活動を実施しています。（紙芝居・歌・収穫祭を兼ねたカレーパーティー・伝承遊び等）
■　絵本読み聞かせを実施しています。

事業評価・課題

■　次年度に入園するこどもにとっても、その保護者にとっても、幼稚園がどのような所かを理解するための良い機会となりました。

今後の事業方針

■　園庭を開放し、地域とのふれあいの場を提供します。
■　収穫祭を兼ねたカレーパーティーや伝承遊び、地域との交流活動を実施します。
■　絵本読み聞かせ等を実施します。

事業番号・事業名	190　一時預かり事業の充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において、保育を行っています。

事業評価・課題

■　今後も利用人数の動向及び利用ニーズを見極め、一時保育の実施量を定めていく必要があります。

今後の事業方針

■　民間保育園等において引き続き実施します。
■　子ども・子育て支援法において、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付けられていることから幼稚園の預かり保育事業を含め、ニーズ量への対応を図っていきます。

事業番号・事業名	191　子育てサービス等利用支援助成事業の充実		
担当課	子ども保育課	事業区分	既存

事業の内容

■　子育て環境の充実のため、保育の必要性があると認定されたすべての保護者に対し、利用した子育てサービス等(認可外保育施設、保育所等の一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業)の料金の半額(児童１人につき、月額上限 20,000 円)を助成する「野田市子育てサービス等利用支援助成事業」事業を実施しています。

事業評価・課題

■　保育需要の高まりから、認可外保育施設や一時預かりを利用する児童が増加しており、本助成事業の給付件数も例年増加しています。

今後の事業方針

■　今後も引き続き事業を実施しますが、市内児童数減少の状況や待機児童数の経過に注視し、必要に応じての事業内容等の見直しを検討します。

事業番号・事業名	192　ファミリー・サポート・センター事業の推進		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業の内容

■　育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)を会員とする組織により、保育所までの送迎や降園後の提供会員宅での一時預かり等、育児について、相互に助け合いを行っています。
■　利用会員と提供会員の管理運営等について、事業を野田市社会福祉協議会に委託しています。
■　利用会員にあっては、生後６か月以上から小学校修了前までの児童を対象としております。

事業評価・課題

■　市報やホームページ、窓口等で事業の周知を図ったことで、利用会員数が増加しました。
■　利用の見込みに対して、全体として供給体制は確保されています。地域によっては偏りがあるので、利用会員が利用できないことがないよう提供会員の少ない地域については、提供会員を増やす取組を進めます。

今後の事業方針

■　引き続き市報やホームページ、情報誌「ぽんぽこ通信」を発行すること等により、広く事業の周知に努めます。
■　利用会員が増えていることから、提供会員の確保に向けた対策に取り組みます。
■　提供会員の資質向上に向けた研修等に積極的に参加していただくよう努めます。

事業番号・事業名	193　男性職員における育児休暇取得の促進		
担当課	人事課	事業区分	追加

事業の内容

■　こども未来戦略において、国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和７年までに１週間以上の取得率を 85%、令和 12 年までに２週間以上の取得率を 85%に引上げたことを踏まえ、本市においても男性職員の育児休業等の取得について政府目標を超えることを目標とします。

事業評価・課題

■　令和５年度の一般行政部門以外の職員を含む男性職員の育児休業の取得率は 29.6%であり、政府目標には及ばない状況です。

今後の事業方針

■　ワークライフバランスの推進及び両立支援制度等により男性職員の育児休業等の取得が一層促進されるように努めます。

数値目標

令和７年度	令和８年度	令和９年度
85%	85%	85%

事業番号・事業名	194　市職員のワークライフバランスの推進		
担当課	人事課	事業区分	追加

事業の内容

■　女性職員が活躍できる職場環境の整備を促進し、ワークライフバランスを図ることで、職場における女性の活躍が支えられるとともに、男性が子育てに積極的に携わっていくよう推進していきます。

事業評価・課題

■　管理的地位にある職員が両立支援制度を理解し、キャリア形成を支援する職場環境を整え、職場で活躍できる女性職員を育成するとともに、ワークライフバランスに取り組む職員を適切に評価する視点が必要となります。

今後の事業方針

■　両立支援制度の一層の充実により、男女問わず子育てとキャリア形成を両立しながら働きやすい環境整備を進めます。

事業番号・事業名	195　学校での子育て意識の啓発 【事業番号２再掲】		
担当課	指導課、生涯学習課	事業区分	既存

３　ひとり親家庭等への支援の推進

ひとり親家庭等は経済的に困窮している世帯が多く、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭等は、いわゆる時間の貧困にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間が持てないことも多いとされています。

これらひとり親家庭等が抱える様々な課題やニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援が適切に行われるよう取組を推進します。

また、ひとり親が経済的困窮に陥りやすい要因の一つとなっている養育費の問題について、こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援を推進します。

事業番号・事業名	196　ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実 【事業番号 59 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	197　ひとり親家庭等の就労支援の拡充 【事業番号 60 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	198　ひとり親家庭等の子育て支援の充実 【事業番号 61 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	199　ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 【事業番号 62 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	200　ひとり親家庭等の経済的支援の充実 【事業番号 63 再掲】		
担当課	児童家庭課	事業区分	既存

事業番号・事業名	201　雇用環境の整備・充実 【事業番号 64 再掲】		
担当課	児童家庭課、商工労政課	事業区分	既存

事業番号・事業名	202　ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号 65 再掲】		
担当課	営繕課	事業区分	既存

事業番号・事業名	203　主任児童委員・児童委員活動の充実 【事業番号 67 再掲】		
担当課	生活支援課	事業区分	既存

【付帯資料】事業番号順検索表

基本目標１　すべてのこども・若者の権利を保障し、すこやかな成長を支援(ライフステージ共通の支援)

１　こども・若者の権利擁護と意見反映の推進

事業番号 1	こども基本法の周知	児童家庭課	新規	P. 75
事業番号 2	学校での子育て意識の啓発	指導課、生涯学習課	既存	P. 75
事業番号 3	子育てに関する意識啓発の推進	児童家庭課	既存	P. 76
事業番号 4	人権教育・啓発の推進及び「こども」の人権への取組	人権・男女共同参画推進課	既存	P. 77
事業番号 5	障がいに関する理解促進	障がい者支援課	既存	P. 78
事業番号 6	子ども館アンケート事業の実施	児童家庭課	新規	P. 78
事業番号 7	市長と話そう事業の実施	市政推進室	既存	P. 79

２　遊びや体験活動の推進

事業番号 8	子ども館の機能の充実	児童家庭課	既存	P. 81
事業番号 9	講習会、講演会の充実	子ども保育課	既存	P. 82
事業番号 10	子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	既存	P. 82
事業番号 11	あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	既存	P. 83
事業番号 12	野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	既存	P. 83
事業番号 13	野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	既存	P. 83
事業番号 14	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	既存	P. 84
事業番号 15	こどものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課	既存	P. 84
事業番号 16	学校外体験活動の推進	公民館、生涯学習課	既存	P. 86
事業番号 17	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課、高齢者支援課	既存	P. 87
事業番号 18	プレイパーク活動への支援	児童家庭課	既存	P. 87
事業番号 19	野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	既存	P. 88
事業番号 20	文化センター事業の充実	生涯学習課	既存	P. 88
事業番号 21	ブックスタートの推進	興風図書館、保健センター	既存	P. 89
事業番号 22	こどもに関わる学校等連携読書活動推進事業の推進	興風図書館、指導課、児童家庭課	追加	P. 90

	事業番号 23	電子図書館による学校連携読書活動推進事業の推進	興風図書館	追加	P. 91
	事業番号 24	食育事業の充実	保健センター	既存	P. 91
3　こども・子育て支援環境の整備の推進					
	事業番号 25	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進	みどりと水のまちづくり課、生活支援課	既存	P. 93
	事業番号 26	街路樹管理事業の推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P. 93
	事業番号 27	市民の森保全事業の推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P. 94
	事業番号 28	公共施設等植栽事業の推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P. 94
	事業番号 29	みどりのふるさとづくりの推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P. 94
	事業番号 30	野田市総合公園の整備事業の推進	スポーツ推進課	既存	P. 95
	事業番号 31	春風館道場の整備事業の推進	スポーツ推進課	既存	P. 95
	事業番号 32	野田市スポーツ公園の整備事業の推進	みどりと水のまちづくり課	既存	P. 95
	事業番号 33	サイクリングロードの整備事業の推進	スポーツ推進課	既存	P. 96
	事業番号 34	赤ちゃんの駅の整備事業の推進	児童家庭課	既存	P. 96
	事業番号 35	子育て世帯にやさしい設備の整備事業の推進	児童家庭課・管財課	既存	P. 97
	事業番号 36	こどもに配慮した交通安全対策の推進	市民生活課、道路サービス課、指導課	既存	P. 97
	事業番号 37	防犯灯等の防犯設備整備事業の推進	市民生活課	既存	P. 98
	事業番号 38	公共施設等のバリアフリー化の推進	生活支援課	既存	P. 98
	事業番号 39	公共交通機関のバリアフリー化の推進	企画調整課、都市整備課、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	既存	P. 99
4　こども・若者が活躍できる機会づくりの提供					
	事業番号 40	国際理解教育の推進	指導課	既存	P. 101
	事業番号 41	行政資料の多言語化事業の推進	企画調整課	既存	P. 101
	事業番号 42	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	既存	P. 102
	事業番号 43	学校教育における男女平等教育の推進	指導課、人権・男女共同参画推進課	既存	P. 103
	事業番号 44	社会教育における男女平等教育の推進	生涯学習課	既存	P. 103

	事業番号 45	人権教育・啓発の推進及び「こども」の人権への取組 【事業番号４再掲】	人権・男女共同参画推進課	既存	P. 104
5　こども・若者への切れ目のない保健や医療の提供					
	事業番号 46	子育て世帯への情報提供の充実	児童家庭課、保健センター	既存	P. 106
	事業番号 47	保健推進員活動の充実	保健センター	既存	P. 106
	事業番号 48	母子健康教育（母子健康手帳の交付）の充実	保健センター	既存	P. 107
	事業番号 49	両親学級の充実	保健センター	既存	P. 107
	事業番号 50	親子教室の充実・育児相談の充実	保健センター	既存	P. 108
	事業番号 51	乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進	保健センター	既存	P. 109
	事業番号 52	子育て世代包括支援センターの充実	保健センター	既存	P. 109
	事業番号 53	食生活改善推進員活動の充実	保健センター	既存	P. 110
	事業番号 54	心理相談の充実	保健センター、子どもの発達相談室	既存	P. 110
6　こどもの貧困対策の推進					
	事業番号 55	教育・保育の無償化の実施	子ども保育課	既存	P. 112
	事業番号 56	子ども未来教室の充実	生涯学習課	既存	P. 112
	事業番号 57	就学援助制度の推進	学校教育課	既存	P. 113
	事業番号 58	各種奨学金制度の推進	学校教育課	既存	P. 114
	事業番号 59	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	既存	P. 114
	事業番号 60	ひとり親家庭等の就労支援の充実	児童家庭課	既存	P. 115
	事業番号 61	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	既存	P. 116
	事業番号 62	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	既存	P. 117
	事業番号 63	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	既存	P. 118
	事業番号 64	雇用環境整備の充実	児童家庭課、商工労政課	既存	P. 118
	事業番号 65	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	既存	P. 119
	事業番号 66	こども食堂との連携の充実	児童家庭課	追加	P. 119
	事業番号 67	主任児童委員・児童委員活動の充実	生活支援課、児童家庭課	既存	P. 120
	事業番号 68	被保護者に対する就労支援事業の推進	生活支援課	既存	P. 120
	事業番号 69	生活困窮者自立支援事業の推進	生活支援課	既存	P. 121
7　障がい児支援、医療的ケア児等への支援の推進					
	事業番号 70	各種福祉手当支給事業の推進	障がい者支援課	追加	P. 123
	事業番号 71	障がいのある子の外出支援の促進	障がい者支援課	既存	P. 123

	事業番号 72	障がいのある子の相談体制の充実	障がい者支援課、 子どもの発達相談室	既存	P. 124
	事業番号 73	障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実	障がい者支援課	既存	P. 125
	事業番号 74	機能訓練や医療的ケアが必要な子への支援の充実	障がい者支援課、 子どもの発達相談室	既存	P. 126
	事業番号 75	障がいのある子の生活支援の充実	障がい者支援課	既存	P. 127
	事業番号 76	ライフサポートファイル事業の推進	障がい者支援課	追加	P. 127
	事業番号 77	子どもの発達相談室による支援の推進	子どもの発達相談室	既存	P. 128
	事業番号 78	ことば相談室の機能の充実	子どもの発達相談室	既存	P. 129
	事業番号 79	施設サービスの充実	子どもの発達相談室	既存	P. 130
	事業番号 80	障がい児教育の推進	指導課、子どもの発達相談室	既存	P. 130
	事業番号 81	福祉カー貸出事業の充実	社会福祉協議会	既存	P. 131
	事業番号 82	車椅子等貸出事業の充実	社会福祉協議会	既存	P. 131
	事業番号 83	特別な支援が必要なこどもの施策の充実	子ども保育課、学校教育課	既存	P. 132
	事業番号 84	幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進	子ども保育課、学校教育課	既存	P. 132
8	児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援				
	事業番号 85	こども家庭センターの整備	子ども家庭総合支援課、保健センター	新規	P. 134
	事業番号 86	児童虐待防止対策の強化	子ども家庭総合支援課、指導課	既存	P. 135
	事業番号 87	虐待の被害にあったこどもの保護の推進	子ども家庭総合支援課、指導課	既存	P. 136
	事業番号 88	巡回相談等による相談支援体制の充実	子ども家庭総合支援課	既存	P. 137
	事業番号 89	主任児童委員・児童委員活動の充実 【事業番号 67 再掲】	生活支援課、児童家庭課	既存	P. 137
	事業番号 90	育児支援家庭訪問事業の推進	子ども家庭総合支援課	既存	P. 137
	事業番号 91	子育て短期支援事業の推進	子ども家庭総合支援課	既存	P. 138
	事業番号 92	ヤングケアラー支援事業の推進	子ども家庭総合支援課	追加	P. 138
9	こども・若者を犯罪などから守る取組の推進				
	事業番号 93	こども・若者の自殺対策の推進	指導課、子ども家庭総合支援課、生活支援課、関係課	追加	P. 140
	事業番号 94	青少年問題行動防止活動の推進	生涯学習課	既存	P. 140
	事業番号 95	青少年相談員活動の充実	生涯学習課	既存	P. 141
	事業番号 96	防犯に関する広報啓発等の推進	市民生活課	既存	P. 141

	事業番号 97	幼児・園児に対する交通安全教育の推進	市民生活課、学校教育課、子ども保育課	既存	P. 142
	事業番号 98	チャイルドシート着用の推進	市民生活課	既存	P. 142
	事業番号 99	こどもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の充実	市民生活課、防災安全課、指導課、生涯学習課	既存	P. 143
	事業番号 100	こどもの施設や学校付近・通学路等における関係機関等と連携した安全点検及びパトロール活動の推進	指導課、子ども保育課	既存	P. 144
	事業番号 101	チャイルドシート貸出事業の推進	社会福祉協議会	既存	P. 145
	事業番号 102	青少年の消費者問題対策の推進	市民生活課、生涯学習課	既存	P. 146
	事業番号 103	こどもに配慮した防災対策の推進	防災安全課、指導課、子ども保育課	既存	P. 146
	事業番号 104	青少年センターの機能の充実	生涯学習課	既存	P. 147
	事業番号 105	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、生涯学習課、子ども家庭総合支援課	既存	P. 148
基本目標２　こども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援(ライフステージごとの支援)					
1　【妊娠前から幼児期】切れ目のない保健や医療の確保					
	事業番号 106	不育症及び不妊治療費の一部費用助成事業の推進	保健センター	既存	P. 150
	事業番号 107	保健師の適正な人員配置	保健センター	既存	P. 150
	事業番号 108	里帰り出産支援事業の推進	清掃計画課	既存	P. 151
	事業番号 109	医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化	保健センター	既存	P. 151
	事業番号 110	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業の充実	保健センター	既存	P. 152
	事業番号 111	産後ケア事業の推進	保健センター	既存	P. 152
	事業番号 112	あかちゃんお祝い金支給事業の推進	保健センター	追加	P. 153
	事業番号 113	出産・子育て応援交付金事業の推進	保健センター	追加	P. 154
	事業番号 114	乳幼児健康診査の促進	保健センター	既存	P. 154
	事業番号 115	口腔衛生指導の充実	保健センター	既存	P. 155
	事業番号 116	予防接種の推進	保健センター	既存	P. 155
	事業番号 117	休日診療・緊急時の医療体制の周知徹底	保健センター	既存	P. 156
2　【誕生後から幼児期】幼児教育や保育の質の向上及び受入れ体制整備の推進					
	事業番号 118	低年齢児の受入れ体制整備の促進	子ども保育課	既存	P. 158
	事業番号 119	保育所の施設整備の推進	子ども保育課	既存	P. 158
	事業番号 120	保育所の耐震補強の実施	子ども保育課	既存	P. 159
	事業番号 121	保育環境向上のための施設整備の推進	子ども保育課	既存	P. 159

	事業番号 122	幼稚園の施設整備の推進	教育総務課	既存	P. 160
	事業番号 123	連携型地域子育て支援拠点事業の推進	児童家庭課	既存	P. 160
	事業番号 124	子育てサロン事業の充実	児童家庭課	既存	P. 161
	事業番号 125	つどいの広場事業の充実	児童家庭課	既存	P. 161
	事業番号 126	地域子育て支援センターの充実	子ども保育課	既存	P. 162
	事業番号 127	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	子ども保育課	既存	P. 162
	事業番号 128	病児・病後児保育の充実	子ども保育課	既存	P. 163
	事業番号 129	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	子ども保育課	既存	P. 163
	事業番号 130	延長保育の充実	子ども保育課	既存	P. 164
	事業番号 131	休日保育の充実	子ども保育課	既存	P. 165
	事業番号 132	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の充実	子ども保育課	既存	P. 165
	事業番号 133	幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携強化	指導課、子ども保育課	既存	P. 166
	事業番号 134	特別な支援が必要な子どもの施策の充実	子ども保育課、学校教育課	既存	P. 166
	事業番号 135	保育士の処遇改善の実施	子ども保育課	既存	P. 166
	事業番号 136	保育所のＩＣＴ化の推進	子ども保育課	追加	P. 167
	事業番号 137	１、４、５歳児の職員配置改善の実施	子ども保育課	追加	P. 167
3	【学童期、思春期】こどもが安心して過ごし学ぶことのできる環境づくりの推進				
	事業番号 138	体験学習等教育内容の充実	指導課	既存	P. 169
	事業番号 139	こどものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実 【事業番号 15 再掲】	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課	既存	P. 170
	事業番号 140	外部指導者を活用した運動部活動の充実	指導課	既存	P. 170
	事業番号 141	情報モラル教育の推進	指導課	既存	P. 171
	事業番号 142	学校保健教育の推進	学校教育課	既存	P. 171
	事業番号 143	各学校における食育活動の実施	学校教育課	既存	P. 172
	事業番号 144	自己肯定感の向上	指導課	既存	P. 173
	事業番号 145	子ども未来教室の充実 【事業番号 56 再掲】	生涯学習課	既存	P. 173
	事業番号 146	教育相談・指導体制の充実	指導課	既存	P. 174
	事業番号 147	スクールソーシャルワークの充実	子ども家庭総合支援課分室	追加	P. 175
	事業番号 148	学校評議員制度の充実	学校教育課	既存	P. 176
	事業番号 149	学校施設整備の推進	教育総務課	既存	P. 176
	事業番号 150	ボーイスカウト、ガールスカウト活動	生涯学習課	既存	P. 177

		の充実のための施策の推進			
	事業番号 151	薬物乱用防止対策事業の推進	学校教育課	既存	P. 177
	事業番号 152	子ども館の機能の充実 【事業番号８再掲】	児童家庭課	既存	P. 178
	事業番号 153	充実した学童保育サービスの提供	児童家庭課	既存	P. 178
	事業番号 154	学童保育所の施設環境整備の推進	児童家庭課	既存	P. 179
	事業番号 155	学童保育所の受入れ体制の促進	児童家庭課	既存	P. 179
	事業番号 156	性に関する啓発活動の充実	保健センター	既存	P. 180
	事業番号 157	性教育の充実	指導課	既存	P. 181
	事業番号 158	友だちづくり推進事業の推進	生涯学習課	既存	P. 181
	事業番号 159	家庭教育に関する意識の醸成	子ども保育課、指導課	既存	P. 182
	事業番号 160	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供	子ども保育課、指導課	既存	P. 183
	事業番号 161	キャリア教育を通しての地域教育力の向上	指導課、商工労政課、子ども保育課	既存	P. 183
4	【青年期】結婚や就職を希望する若者への定住支援の推進				
	事業番号 162	結婚支援事業の推進	企画調整課	追加	P. 186
	事業番号 163	奨学金返還支援事業の推進	企画調整課	新規	P. 186
	事業番号 164	重層的支援体制整備事業の推進	生活支援課、関係課	追加	P. 187
	事業番号 165	雇用環境整備の充実 【事業番号 64 再掲】	児童家庭課、商工労政課	既存	P. 188
	事業番号 166	生活困窮者自立支援事業（パーソナルサポートセンター）の推進 【事業番号 69 再掲】	生活支援課	既存	P. 188
	事業番号 167	青少年相談員活動の充実 【事業番号 95 再掲】	生涯学習課	既存	P. 188
	事業番号 168	青少年センターの機能の充実 【事業番号 104 再掲】	生涯学習課	既存	P. 188
	事業番号 169	文化センター事業の充実 【事業番号 20 再掲】	生涯学習課	既存	P. 188
基本目標３　子育て家庭を地域全体で支える環境づくりの推進(子育て当事者への支援)					
1	子育てや教育に関する経済的な負担軽減の推進				
	事業番号 170	子ども医療費助成制度の推進	児童家庭課	既存	P. 190
	事業番号 171	児童手当支給事業の推進	児童家庭課	既存	P. 190
	事業番号 172	こども政策ＤＸ事業の推進	情報政策課、児童家庭課、子ども保育課、保健センター、関係課	追加	P. 191
	事業番号 173	教育・保育の無償化の実施	子ども保育課	既存	P. 191

		【事業番号 55 再掲】			
	事業番号 174	就学援助制度の推進 【事業番号 57 再掲】	学校教育課	既存	P. 191
2　地域子育て支援、共働きや共育ての推進及び男性の家事・子育てへの参画の促進					
	事業番号 175	公民館での電話及び面接相談の実施	公民館	既存	P. 193
	事業番号 176	家庭教育学級の充実	公民館	既存	P. 193
	事業番号 177	心配ごと相談事業の充実	社会福祉協議会	既存	P. 194
	事業番号 178	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会	既存	P. 194
	事業番号 179	子育て支援総合コーディネート事業の推進	保健センター	既存	P. 195
	事業番号 180	連携型地域子育て支援拠点事業の推進 【事業番号 123 再掲】	児童家庭課	既存	P. 195
	事業番号 181	子育てサロン事業の充実 【事業番号 124 再掲】	児童家庭課	既存	P. 195
	事業番号 182	つどいの広場事業の充実 【事業番号 125 再掲】	児童家庭課	既存	P. 196
	事業番号 183	地域子育て支援センターの整備 【事業番号 126 再掲】	子ども保育課	既存	P. 196
	事業番号 184	高齢者と保育所のこどもとのふれあい活動の充実	子ども保育課	既存	P. 196
	事業番号 185	保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進	子ども保育課、学校教育課	既存	P. 197
	事業番号 186	１日体験保育の充実	子ども保育課	既存	P. 197
	事業番号 187	休日預かり保育事業の充実	子ども保育課	既存	P. 198
	事業番号 188	育児サークル活動の充実	児童家庭課、子ども保育課	既存	P. 198
	事業番号 189	公立幼稚園の機能の充実	指導課	既存	P. 199
	事業番号 190	一時預かり事業の充実	子ども保育課	既存	P. 199
	事業番号 191	子育てサービス等利用支援助成事業の充実	子ども保育課	既存	P. 200
	事業番号 192	ファミリー・サポート・センター事業の推進	児童家庭課	既存	P. 200
	事業番号 193	男性職員における育児休暇取得の促進	人事課	既存	P. 201
	事業番号 194	市職員のワークライフバランスの推進	人事課	既存	P. 201
	事業番号 195	学校での子育て意識の啓発 【事業番号２再掲】	指導課、生涯学習課	既存	P. 201
3　ひとり親家庭等への支援の推進					
P. 2	事業番号 196	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・	児童家庭課	既存	P. 202

03		支援体制の充実 【事業番号 59 再掲】			
	事業番号 197	ひとり親家庭等の就労支援の拡充 【事業番号 60 再掲】	児童家庭課	既存	P. 202
	事業番号 198	ひとり親家庭等の子育て支援の充実 【事業番号 61 再掲】	児童家庭課	既存	P. 202
	事業番号 199	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 【事業番号 62 再掲】	児童家庭課	既存	P. 202
	事業番号 200	ひとり親家庭等の経済的支援の充実 【事業番号 63 再掲】	児童家庭課	既存	P. 202
	事業番号 201	雇用環境の整備・充実 【事業番号 64 再掲】	児童家庭課	既存	P. 202
	事業番号 202	ひとり親家庭等の居住支援の充実 【事業番号 65 再掲】	営繕課	既存	P. 202
	事業番号 203	主任児童委員・児童委員活動の充実 【事業番号 67 再掲】	生活支援課	既存	P. 202

■資料編

野田市児童福祉審議会条例

昭和５２年４月１日

野田市条例第１１号

注　平成１８年９月から改正経過を注記した。

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第３項、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、野田市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平３１条例２０・令５条例１４・一部改正）

（所掌事務）

第２条　審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項について調査審議し、答申すること。

（２）　市長の諮問に応じ、野田市エンゼルプランの策定及び見直しに関する事項について調査審議し、答申すること。

（３）　児童の福祉に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

（４）　野田市エンゼルプランの推進に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

（５）　子ども・子育て支援法第７２条第１項各号に掲げる事務を処理すること。

（平２５条例３３・全改、令５条例１４・一部改正）

（組織）

第３条　審議会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　児童委員を代表する者

（２）　社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者

（３）　母子寡婦福祉会を代表する者

（４）　青少年相談員を代表する者

（５）　子ども会育成団体を代表する者

（６）　学童保育所を利用する保護者を代表する者

（７）　保育所を利用する保護者を代表する者

（８）　保育所事業者を代表する者

（９）　幼稚園事業者を代表する者

（１０）　一般社団法人野田市医師会を代表する者

（１１）　自治会を代表する者

（１２）　商工団体を代表する者

（１３）　子育て支援事業所を代表する者

（１４）　労働者団体を代表する者

（１５）　学識経験者

（１６）　関係行政機関の職員

（１７）　関係教育機関の職員

（１８）　公募に応じた市民

（１９）　その他市長が必要と認めた者

（平１８条例３３・平２４条例１８・令元条例１３・一部改正）

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（平２４条例１８・一部改正）

（任期）

第５条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

（専門委員会）

第７条　審議会に、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項を調査させるため、規則で定めるところにより、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

２　委員会の委員は、市長の推薦により会長が指名する。

３　委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

４　委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

５　委員会は、調査した事項について、審議会に報告する。

６　審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項について審議し、市長に意見を述べる。

（平３１条例２０・全改）

（意見の聴取等）

第８条　審議会及び委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（平３１条例２０・追加）

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平３１条例２０・追加）

児童福祉審議会委員名簿

任期：令和５年７月15日から令和７年７月１４日まで
（令和７年３月現在）

野田市児童福祉移審議会条例 第3条に基づく区分	委 員 氏 名	備　　考
第１号 児童委員を代表する者	川鍋　友江	野田市民生委員児童委員協議会
第２号 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者	◎　小林　幸男	野田市社会福祉協議会
第３号 母子寡婦福祉会を代表する者	○　森田　邦子	野田市母子寡婦福祉会
第４号 青少年相談員を代表する者	瀧川　雅子	野田市青少年相談員連絡協議会
第５号 子ども会育成団体を代表する者	篠塚　功	野田市子ども会育成連絡協議会
第６号 学童保育所を利用する保護者を代表する者	豊田　沙紀	野田市立学童保育所保護者会
第７号 保育所を利用する保護者を代表する者	鈴木　直人	野田市立保育所保護者会
第８号 保育所事業者を代表する者	中野　由紀子	公立保育所指定管理者
第９号 幼稚園事業者を代表する者	渡辺　竜太	野田地区私立幼稚園協会
第 10 号 一般社団法人野田市医師会を代表する者	岡田　一芳	野田市医師会
第 11 号 自治会を代表する者	小倉　幸雄	野田市自治会連合会
第 12 号 商工団体を代表する者	荒巻　幸子	野田商工会議所女性会
第 13 号 子育て支援団体を代表する者	古屋　真由美	特定非営利活動法人

野田市児童福祉審議会条例 第3条に基づく区分	委 員 氏 名	備　　考
第 14 号 労働者団体を代表する者	深井　祐輔	連合千葉東葛地域協議会 野田・流山地区連絡会
第 15 号 学識経験者	古橋　和夫	常葉大学名誉教授
第 16 号 関係行政機関の職員	藤本　司	松戸公共職業安定所野田出張所長
第 16 号 関係行政機関の職員	小熊　良	柏児童相談所長
第 17 号 関係教育機関の職員	遠藤　恵美子	柳沢小学校長
第 18 号 公募に応じた市民	米田　博	
第 18 号 公募に応じた市民	川村　岩	

◎は会長、〇は副会長（敬称略）

野田市こども計画
発行：野田市
編集：野田市　健康子ども部　児童家庭課
〒278-8550
千葉県野田市鶴奉７番地の１
TEL：07-7123-1093(直通)　FAX：04-7123-1107
発行年月：令和７年３月